

市内米軍施設の現況等について

1 市内米軍施設の現況

… 冊子「横浜市と米軍基地」7～32ページ

施設名	所在区	土地面積	土地面積内訳		
			国有地	市有地	民有地
根岸住宅地区 (10ページ)	中、南、磯子	4.3 ha	2.7 ha	0.03 ha	1.6 ha
池子住宅地区及び海軍補助施設 (横浜市域) (13ページ)	金沢	3.7 ha	3.6 ha	-	0.3 ha
富岡倉庫地区 (16ページ)	金沢	3 ha	3 ha	-	-
鶴見貯油施設 (18ページ)	鶴見	1.8 ha	-	-	1.8 ha
横浜ノース・ドック (20ページ)	神奈川	5.5 ha	4.4 ha	3 ha	8 ha
深谷通信所 (23ページ)	泉	7.7 ha	7.7 ha	-	-
上瀬谷通信施設 (27ページ)	瀬谷、旭	2.42 ha	1.10 ha	2.3 ha	1.10 ha
計		4.76 ha	2.97 ha	2.6 ha	1.52 ha

このほかに、小柴水域 4.2 ha (30ページ)、横浜ノース・ドック専用水域 1.1 ha
端数処理の関係から、内訳の和が合計と一致しない場合がある

【参考】旧小柴貯油施設 (平成17年12月返還、現在は南関東防衛局が返還国有地を管理)

施設名	所在区	土地面積	土地面積内訳		
			国有地	市有地	民有地
小柴貯油施設 (31ページ)	金沢	5.3 ha	5.1 ha	0.5 ha	1 ha

(1) 日米協議

平成15年

- 7月18日 日米合同委員会 第2回施設調整部会 (51ページ)
- 7月22日 国から本市への申し入れ (51ページ)

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）において800戸程度の住宅等の建設がなされれば、上瀬谷通信施設（一部）、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区の返還が可能

平成16年

- 8月4日 「市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明」 (52ページ)

国からの返還提案に加え、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地及び小柴貯油施設の返還、上瀬谷通信施設の全部返還を実現すること
住宅等建設については、緑を可能な限り残し、自然環境の保全に十分配慮するとともに、住宅建設戸数のできる限りの削減を行うこと

- 9月2日 日米合同委員会 第3回施設調整部会 (54ページ)

上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地、小柴貯油施設の一部の返還
住宅等建設については、改変面積を半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮するとともに、戸数を700戸程度に縮減

- 9月22日 「市内米軍施設に係る第3回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方について」 (56ページ)

- 10月18日 日米合同委員会において第3回施設調整部会の協議結果が合意 (57ページ)

(2) 施設返還

平成17年

- 10月18日 日米合同委員会において小柴貯油施設の返還等が合意 (59ページ)
- 12月14日 小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部が返還 (61ページ)

(3) 住宅建設対策

平成16年

10月4日 「横浜市住宅建設対策プロジェクト」を設置 (72ページ)

平成17年

3月25日 「横浜市住宅建設対策プロジェクト第一次報告書」を公表、防衛施設庁に要請

平成18年

8月17日 横浜防衛施設局から「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における米軍家族住宅等の建設について」(基本配置計画案)を受理 (62ページ)

9月21日 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会から要望書を受理 (63ページ)

10月2日 横浜防衛施設局に「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について」を要請 (65、68ページ)

平成19年

6月13日 横浜防衛施設局から「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における米軍家族住宅等の建設について」(基本構想等)を受理 (66ページ)

7月25日 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会から「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における家族住宅等の基本構想について(要望)」を受理 (71ページ)

8月16日 横浜防衛施設局に「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について」を要請 (37ページ)

【参考】「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における家族住宅等建設事業の基本構想」(19年6月受理)で示された「全体工程表」

表7-1 全体工程表

工種等		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
設計等	基本構想	■									
	基本設計		■								
	実施設計			■							
環境影響評価			■	■	■						
工事等						■	■	■	■	■	■

本表は現時点での概略工程であり、今後、基本設計を通じて精査することとしている。
文化財が出土した場合には、遅れが生じる可能性がある。

(4) 跡地利用の取組

平成16年

10月4日 「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置 (85ページ)

平成17年

3月25日 「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト第一次報告書」を公表、関係省庁に要請

6月23日 「横浜市返還施設跡地利用構想検討委員会」を設置

12月2日 検討委員会から「返還施設の跡地利用に関する提言」を受理

平成18年

1月16日 「返還施設の跡地利用に関する提言」パンフレットを発行、市民アンケートを実施

6月7日 「米軍施設返還跡地利用指針」を策定 (73ページ)

全体テーマ 「横浜から始める首都圏の環境再生」

平成19年

1月11日 「米軍施設返還跡地利用行動計画(案)」を公表、市民アンケートを実施

3月27日 「米軍施設返還跡地利用行動計画」を策定 (75ページ)

旧小柴貯油施設 都市公園(開港150周年の森)としての整備
上瀬谷通信施設 環状4号線の八王子街道交差箇所の早期整備
深谷通信所 開港150周年記念国際アイデアコンペの実施
富岡倉庫地区 市有地との一体活用と産業振興機能導入等
根岸住宅地区 民間土地所有者の組織づくりを支援
池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地 周辺住民の福祉増進に資する利用

11月28日 南関東防衛局が旧小柴貯油施設 土壌汚染調査(資料等調査)に着手

12月13日 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会から「旧小柴貯油施設の跡地利用について(要望)」を受理 (78ページ)

平成20年

2月29日 根岸住宅地区の民間土地所有者を対象とした現地見学会等を開催
3月1日 (都市整備局と共催、計2回 延40人参加)

3月26日 深谷通信所跡地利用に関する提案公募事業(アイデアコンペ)企画書 (44ページ)

3月28日 南関東防衛局が旧小柴貯油施設 土壌汚染調査(概況調査)に着手

3月31日 「小柴貯油施設跡地利用基本計画」を策定 (46ページ)

3 平成20年度（4月以降）の主な経過

平成20年

- 4月16日 「小柴貯油施設跡地利用基本計画」「市民意見募集」を公表
- 5月2日 小柴貯油施設跡地利用基本計画に対する市民アンケートを開始（～6月13日）
- 5月19日 南関東防衛局から「旧小柴貯油施設資料等調査結果について」（調査報告書）を受理
- 資料等調査結果を踏まえ、南関東防衛局が概況調査を実施中（工期～12月25日）

 - ・調査範囲 26.5ha（山林、本市埋立地を除く、旧小柴貯油施設の約50%）
 - ・調査方法 表層土壌（地表から5～50cm）の採取・分析等
- 5月22日 （仮称）深谷通信所跡地利用提案公募事業（アイデアコンペ）実行委員会の設立等を公表
- 6月2日 第一回深谷通信所提案公募事業（アイデアコンペ）実行委員会を開催
- 【予定】7月28日 ワークショップ（戸塚区・泉区の児童）
8月19日 第二回実行委員会
- 6月6日 旧小柴貯油施設現地見学会を開催（計4回、延100人参加）
- 11日
- 【予定】年度内 旧小柴貯油施設現地見学会
8月20日 夏休み子ども見学会（瑞穂ふ頭）
- 6月17日 「国の制度及び予算に関する提案・要望書」を公表
- 「市内米軍施設の返還と跡地利用の推進等」

【要望項目】1 市内米軍施設及び区域の早期返還の促進
2 跡地利用に係る財政上の優遇措置及び国事業の実施等
3 住宅等建設に係る地元への十分な配慮等
- 6月18日 金田副市長が、防衛省、国土交通省等に説明
6月23日 市長が、防衛大臣に手交
6月27日 市長が、財務大臣に手交
- 6月27日 「小柴貯油施設跡地利用基本計画に関する市民意見募集結果」を公表
- ・回答数 240通
・今後の予定 意見募集結果を参考に、公園の実施計画を策定
- 6月28日 民間土地所有者を対象とした20年度第一回「根岸住宅地区懇談会」を開催
- 30日 （都市整備局と共催 計3回、延41人参加）
- 【予定】秋頃 第二回懇談会

平成20年

横浜市と米軍基地

横浜市都市経営局基地対策部

はじめに

横浜市は第二次世界大戦後に進駐した連合軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接收され、横浜の再建・復興は著しく遅れることとなりました。

それ以来、横浜市では市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の返還に向けた取組を進め、その結果、今日まで多くの返還を実現してまいりました。

このような中、平成16年10月に、市内米軍施設の7割を超える面積の返還と、池子住宅地区における米軍住宅の建設の方針が、日米合同委員会において合意され、このうち、一部返還とされた小柴貯油施設については、平成17年10月の日米合意を経て、同年12月に陸地部分全域の返還が実現しました。

しかしながら、市内には今なお約476ヘクタールという、他の大都市には例を見ない米軍施設が存在し、都市づくりを進めるうえで大きな障害となっています。

本市としては、市会・市民の方々のご理解とご協力をいただきながら、市内米軍施設の早期全面返還、返還施設の跡地利用に係る財政上の優遇措置及び国による事業の検討、住宅等の建設に係る地元への十分な配慮等を、引き続き国に対して働きかけてまいります。

この冊子が、本市の米軍施設に関する取組について理解を深めていただく一助になることを念願いたします。

目 次

はじめに

I 市内米軍施設の沿革と取組

1 市内米軍施設の沿革と本市の取組	1
2 米軍施設返還のあゆみ	5

II 市内米軍施設の現況

1 横浜市内米軍施設・区域位置図	7
2 横浜市内米軍施設・区域一覧表	8
3 米軍施設・区域の現況と経過	
根岸住宅地区	10
池子住宅地区及び海軍補助施設	13
富岡倉庫地区	16
鶴見貯油施設	18
横浜ノース・ドック	20
深谷通信所	23
上瀬谷通信施設	27
小柴水域	30
＜参考 旧小柴貯油施設＞	31

III 最近1年間の本市の取組

1 最近1年間の主な動き	33
2 横浜市会基地対策特別委員会の開催状況	34
3 この1年の米軍施設関係要請	
(1) 市長要請	35
(2) 市会要請	40
(3) 池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会要請	41
(4) 神奈川県基地関係県市連絡協議会要請	41
(5) 厚木基地騒音対策協議会要請	42
(6) 厚木基地関係自治体要請	42
(7) 八都県市首脳会議要請	42
4 市内米軍施設に係る広報広聴の取組	43
5 返還施設の跡地利用に関する取組	
(1) 深谷通信所跡地利用に関する提案公募事業企画書（概要）	44
(2) 小柴貯油施設跡地利用基本計画（概要）	46

6 その他

(1) 航空機騒音・航空機安全対策	48
(2) 米軍施設の一時利用状況（横浜市関連行事）	49
(3) 米軍施設の開放状況	49
(4) 米軍施設内の共同使用の状況	49
(5) 広域避難場所に指定している米軍施設	50
(6) 米軍施設別従業員数等	50
(7) 横浜市内における米軍人等の施設・区域内外居住者数	50

IV 資料

1 市内米軍施設関連資料

(1) 日米協議に関する文書等	51
(2) 小柴貯油施設の返還に関する文書	59
(3) 住宅等建設に関する文書等	62
(4) 跡地利用に関する資料等	73
(5) 主な米軍施設返還後の跡地利用状況（昭和36年以降）	86

2 その他の資料

(1) 日米安全保障条約	89
(2) 日米地位協定	91
(3) 日米合同委員会組織図	102
(4) 主な日米合同委員会合意	103
(5) 返還国有財産の処分条件	107
(6) 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（抜粋）	115
(7) 消防相互援助協約	117
(8) 神奈川県基地関係県市連絡協議会規約	119
(9) 厚木基地騒音対策協議会規約	120
(10) 航空事故等連絡協議会規約	121

I 市内米軍施設の沿革と取組

1 市内米軍施設の沿革と本市の取組

(1)戦後の接收

第二次世界大戦後に進駐した連合軍は、横浜市の中心部や港湾施設などを広範囲に接收した。接收は、戦災を免れわずかに残った市街地の民間事務所や劇場、百貨店から、官公庁や学校、公園等の公共施設にまで及び、市の都市機能はほとんど麻痺するに至った。また、中心部以外でも旧軍の施設等が大規模に接收された。

このため、戦前の横浜経済を支えていた商社、金融機関や企業の本店は、東京その他の地域への移転を余儀なくされ、大さん橋をはじめとする港湾施設の接收とあわせて、本市は復興の原動力ともなるべき経済基盤を失うこととなった。

当時の接收施設・区域は占領政策の影響により絶えず変動していたが、昭和25年に勃発した朝鮮戦争は日本国内の軍事施設の需要を高め、接收解除をさらに遅らせることとなった。

昭和26年に平和条約（講和条約）及び旧日米安全保障条約が締結されたが、翌昭和27年には日米両国間の行政協定に基づき、市内接收区域があらためて米軍に提供されることとなった。

一方、接收解除に関しては、本市では昭和25年に制定された「横浜国際港都建設法」に基づく都市計画を契機に、接收解除運動を展開する機運が高まった。昭和26年8月には、神奈川県及び横浜商工会議所とともに横浜市復興建設会議を設立し、接收解除に向けた運動を本格的に開始した。

こうした背景の中で、日米両政府は、市街地中心部の施設を都市周辺部の施設に集約するリロケーション計画を合意、横浜市内でも山下公園住宅地区など約80の施設が返還されることとなった。

昭和36年3月には市会に接收解除促進実行委員会（現・基地対策特別委員会）が組織され、また昭和38年7月には、接收解除を所管する渉外部（現・基地対策部）が設置された。

昭和30年代後半からは、高度経済成長にともなう人口増から米軍施設の返還・移転が一層切実になった。昭和43年12月の第9回日米安全保障協議委員会で全国約50の米軍施設についての返還が合意され、本市では根岸競馬場地区（昭和44年）、横浜ランドリーや山手住宅地区（昭和47年）などの米軍施設の返還が実現した。

しかし、昭和50年代に入ると、在日米軍施設の安定的利用の確保が強調されるようになった。加えて昭和54年12月、大蔵省（当時）は、10ヘクタール程度以上の国有財産の返還にあたりその処理基準として、いわゆる三分割・有償方式を決定し、自治体にとっては、新たな財政上の負担を強いられることとなった。

このような厳しい状況にもかかわらず、全市を挙げての粘り強い取組によって、昭和57年3月には市の中心部にあった横浜海浜住宅地区、新山下住宅地区の全部及び根岸住宅地区の一部、合計約82ヘクタールが返還された。さらに、平成に入ると、横浜冷蔵倉庫（平成6年）、神奈川ミルク・プラント（平成12年）の返還が実現した。

(2)最近の動き

①国の申し入れ（日米間の協議内容について）

平成15年2月から、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議が、日米合同委員会の下におかれている施設調整部会（日米合同委員会は、日米地位協定に基づいて設置された日米政府間の協議機関。施設調整部会は、その下位の部会。）において開始された。同部会の第1回会合においては、県内の在日米海軍施設・区域に焦点をあてていくこととされ、15年7月18日に開催された第2回会合の後、7月22日付文書で、国から本市に対して、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における800戸程度の住宅及び支援施設の建設を含む日米間の協議内容についての意見照会があった。

この日米協議においては、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域において住宅等の建設がなされれば、根岸住宅地区、富岡倉庫地区、深谷通信所、上瀬谷通信施設（一部）については、施設・区域の返還について考慮することが可能となるとされ、その規模は、当時の市内米軍施設の総面積約528ヘクタールの約48%と推定された。

国からの申し入れに対し、本市は15年9月11日付、10月20日付の二度の文書照会を行った。また、市長自ら、15年12月25日に防衛施設庁長官と、さらに16年7月15日に防衛庁長官と会談し、住宅等の建設と切り離して施設返還を行うべきであるという、市の考えを強く主張した。

しかし国は、文書照会への回答や防衛施設庁長官との会談において、「住宅等の建設と施設の返還は一連の案件であり、一括して処理すべきものである」とし、また、「住宅等の建設については、国の事務として、日米安全保障条約の目的達成のため、できるだけ早期に実施する必要がある」と応じた。

さらに、防衛庁長官との会談において、市としての施設返還に関する基本的考え方や建設と返還を一括とされることによる地元、横浜市民の苦悩を伝えたが、長官は、「住宅等の建設は国の固有事務である」「地元の返還要望に応える、現実的で最善の対応策である」とし、住宅等の建設への固い意志を改めて示した。

この問題に関し、市会においては、本会議のほか、都市経営総務財政委員会、基地返還促進特別委員会等様々な場で議論があり、幅広い意見をいただいた。また住宅等の建設を行うとされた地元・金沢区では、30年以上にわたり返還を求めてきた「池子（横浜市分）接収地返還促進金沢区民協議会」に状況を説明し、意見をいただくとともに、市長が協議会の正副会長にお会いし、地元としての苦渋に満ちた心情、地域の混乱を心配する気持ちを直接お聞きした。さらに、市民からは多岐にわたる貴重な意見をいただいた。

②本市の提案と日米間の合意

こうした経過を踏まえ、16年8月4日に、「市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明」を公表し、国に対し、本市として新たな提案を行った。

その内容は、

(ア) 施設返還については、根岸住宅地区、富岡倉庫地区、深谷通信所、上瀬谷通信施

設（一部）の返還に加え、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地（約1.2ヘクタール）の返還、さらに、施設調整部会においては議論がなされていない小柴貯油施設の返還、また、上瀬谷通信施設については、一部に限定することなく全部の返還を実現すること。

（イ）住宅等建設については、緑を可能な限り残し、自然環境の保全に十分配慮するとともに、住宅建設戸数について見直しを図り、できうる限りの削減を行うこと。というものだった。

本市の新たな提案を、市長が内閣総理大臣や防衛庁長官に直接伝え、国の真摯な対応を求めたところ、総理からは、地元の意向を尊重する、長官からは、最大限の努力をする、と対応された。

16年9月2日に同部会の第3回会合が開催され、その協議結果が本市に示されたが、（ア）施設・区域の返還に関しては、上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地部分、小柴貯油施設の一部の返還の方向性について、また、

（イ）住宅及びその支援施設の建設に関しては、建設に伴う改変面積を抑制し、自然環境の保全に配慮するとともに、住宅建設戸数を700戸程度に縮減することについて、

日米間の認識が一致した、というものであった。

第3回施設調整部会の協議結果に対して、市民を代表する市会の意見、池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会の各委員の意見、市民からの貴重な意見が寄せられた。これらを踏まえ、またこの協議結果が、市内米軍施設の面積の71%もの大規模な返還になること、建設に伴う改変面積を半分以下に抑制し、新規建設戸数の4分の1を削減することになること、などから、国が市の新たな提案を重く受け止めたものと判断し、本市は16年9月22日に、「市内米軍施設に係る第3回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方について」を発表して、住宅等の建設と施設の返還について、国との具体的な協議に入ることを明らかにした。

その後、10月5日に国に文書回答し、10月18日に日米合同委員会において同部会の協議結果が承認された。

③小柴貯油施設の返還

日米合同委員会において一部（約10ヘクタール）返還とされた小柴貯油施設については、全部返還に向けて市長自ら防衛庁長官や駐日米国大使に対し要請を重ねた。

本市の度重なる要請を受け、17年10月18日に日米合同委員会において、小柴貯油施設の陸地部分全域約52.6ヘクタールと制限水域の一部約4.6ヘクタールの17年末を目途とした返還が合意された。この結果、当時の市内米軍施設の総面積約528ヘクタールの約79%にあたる、419ヘクタールが返還対象となった。

12月14日には、昭和57年3月の横浜海浜住宅地区以来23年ぶりの大規模返還となる小柴貯油施設の返還が実現した。なお、制限水域の一部約42.0ヘクタールは、小柴水域と名称を改め、引き続き米軍が保持することとなった。

④跡地利用の具体化

平成17年6月、本市は、上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用を検討するため、学識経験者や国等関係行政機関の職員を委員とする「横浜市返還施設跡地利用構想検討委員会」を設置し、同年12月に、検討委員会から「返還施設の跡地利用に関する提言」を受理した。

「横浜から始める首都圏の環境再生」を全体テーマとする提言について、翌18年1月からアンケートを実施し、寄せられた市民意見や民有地の所有者の意見を踏まえ、6月に、提言の内容に沿った「米軍施設返還跡地利用指針」を策定した。

この指針策定と併せ、18年6月に策定した「横浜開港150周年～市政120周年～基本計画」において「市内米軍施設の返還と跡地利用の推進」等を、12月に確定した「横浜市中期計画」「横浜市水と緑の基本計画」において「水・緑環境資源の総合的な保全・活用」における「返還跡地の活用」等を位置付けた。

19年3月には、これらの関連計画と整合しながら、都市公園（開港150周年の森）の整備（旧小柴貯油施設）、開港150周年記念国際アイデアコンペの実施（深谷通信所）、民間土地所有者の組織づくりの支援（根岸住宅地区）等を掲げる「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」を策定した。

なお、国は、18年度に、旧小柴貯油施設、上瀬谷通信施設、深谷通信所をモデル地区に「首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する検討調査（国土施策創発調査）」を実施し、調査結果を19年9月に公表している。

(3)平成19年度の主な取組

①市内米軍施設の返還と跡地利用の推進

瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとする市内米軍施設及び区域の早期全面返還とともに、米軍が常駐していない富岡倉庫地区、深谷通信所等については、早急な返還を国に引続き要請した。

また、返還後の跡地利用の促進に向け、20年3月に「深谷通信所跡地利用に関する提案公募事業（アイデアコンペ）企画書」、「小柴貯油施設跡地利用基本計画」をまとめるとともに、根岸住宅地区の民間土地所有者を対象とした現地見学会等を開催した。

②住宅建設対策等

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設に対し、18年8月に国が示した「基本配置計画案」について、同年10月に要請書を国に提出した。その後、19年6月に、この要請を踏まえ見直しが行われた「基本配置計画」、「基本構想」、各要請事項に対する「回答」が国から示され、本市は、引き続き、地元意見等を踏まえながら、同年8月に、緑地の保全、自然環境の保全や環境への配慮等を求める要請書を国に提出した。

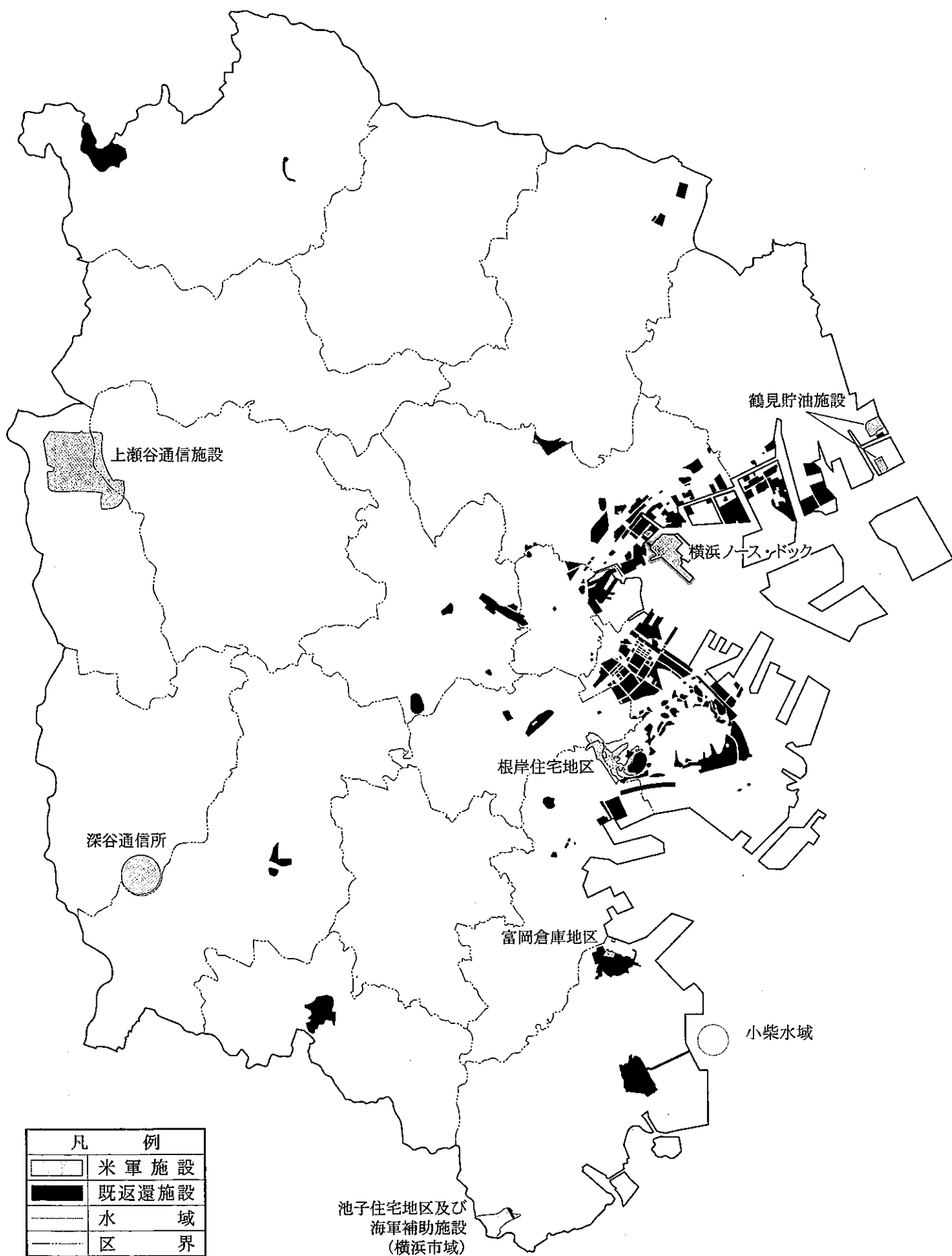
このほか、5月の米軍ジェット機による夜間連続離着陸訓練（NLP）、6月の米軍ヘリコプターによる海の公園の不時着等に対し、国や米軍等に要請活動を行った。

2 米軍施設返還のあゆみ

年	主な出来事	主な米軍施設返還の動向
S20	終戦	連合国軍横浜進駐
21	日本国憲法公布	
22	日本国憲法施行	上瀬谷基地 (S26 に再接収)
25	朝鮮戦争勃発	中区尾上町、馬車道一带
26	横浜国際港都建設法公布・施行 横浜市復興建設会議結成 平和条約・旧安保条約調印	
27	横浜市会復興促進実行委員会設置	大さん橋、横浜港内海面、ホテル・ニューグランド 横浜兵器廠(一部)、ルー・ゲーリック球場(現・横浜スタジアム) 在日兵站司令部<現・横浜税関>
28	朝鮮戦争休戦協定調印	
29	自衛隊が発足	
31	日本が国連に加盟	新港埠頭 (一部)
32	岸・アイゼンハワー会談 (在日米陸上戦闘部隊の削減方針決定)	
33		横浜兵器廠 (一部)
35	新安保条約・地位協定調印	山下公園住宅地区
36	横浜市会接收解除促進実行委員会設置	田奈弾薬庫<現・こどもの国>、中山通信所
39	神奈川県基地関係区市町連絡協議会発足	
42		大船倉庫地区<現・JR本郷台駅前>
43	「米軍施設・区域調整計画」日米合意	
44		根岸競馬場地区<現・根岸森林公園> 横浜兵員クラブ<現・県民ホール> 富岡倉庫地区 (一部) <現・富岡総合公園>
46		山手住宅地区、鶴見野積場、岸根兵舎地区<現・岸根公園>
47	沖縄返還 池子(衛戍) 接收地返還促進金沢区民協議会結成 米軍空母艦載機厚木基地使用開始	横浜ランドリー<現・中央卸売市場の一部>、横浜貯油施設<現・サッカー場> 横浜ノース・ドック内モータープール<現・神奈川水再生センター>
49		
50	ベトナム戦争終結	
52	緑区荏田町に米軍機墜落	横浜ベーカリー 横浜チャペル・センター<現・横浜公園の一部>
53		
54	鶴見貯油施設火災事故	
56	小柴貯油施設爆発事故	
57		横浜海浜住宅地区<現・新本牧住宅地>、新山下住宅地区 根岸住宅地区 (一部) <現・根岸森林公園の一部>
60	横浜市会接收解除促進実行委員会廃止 横浜市会接收解除促進特別委員会設置	
63	厚木基地騒音対策協議会発足	
H 5	硫黄島代替施設全面提供	
6		横浜冷蔵倉庫<現・みなとみらい21臨港幹線道路の一部>
8	日米安保共同宣言 沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告	
12		神奈川ミルク・プラント
13	米国同時多発テロ発生	
15	神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米協議開始	
16	横浜市会基地返還促進特別委員会に改称 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会勧告が日米合同委員会で承認	
17	横浜市会基地対策特別委員会に改称 横浜市返還施設跡地利用構想検討委員会が提言	小柴貯油施設
18	在日米軍再編最終報告 米軍施設返還跡地利用指針策定	
19	横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画策定	
20	小柴貯油施設跡地利用基本計画策定	

Ⅱ 市内米軍施設の現況

1 横浜市内米軍施設・区域位置図



2 横浜市内米軍施設・区域一覧表

	施設名	所在地	土地面積合計
全体	7施設	9区	4,755,690 m ² (100.0%)
住宅施設	根岸住宅地区(海)	中区 簗沢 ほか 南区 山谷 平楽 磯子区 上町 ほか	429,258 (100.0%)
	池子住宅地区及び海軍 補助施設(海) (横浜市域)	金沢区 六浦町	367,590 (100.0%)
倉庫施設	富岡倉庫地区(海)	金沢区 富岡東二丁目 鳥浜町	28,988 (100.0%)
貯油施設	鶴見貯油施設(海)	鶴見区 安善町	183,784 (100.0%)
港湾施設	横浜ノース・ドック(陸)	神奈川区 瑞穂町 鈴繁町 千若町2丁目	549,927 (100.0%)
通信施設	深谷通信所(海)	泉区 和泉町 中田町	773,747 (100.0%)
	上瀬谷通信施設(海)	瀬谷区 北町 瀬谷町 旭区 上川井町	2,422,396 (100.0%)

	水域名称	所在	水域面積
水域	小柴水域(海)	金沢区沖合	約420,000m ²
	横浜ノース・ドック 専用水域(陸)	瑞穂ふ頭の周囲	約110,000m ²

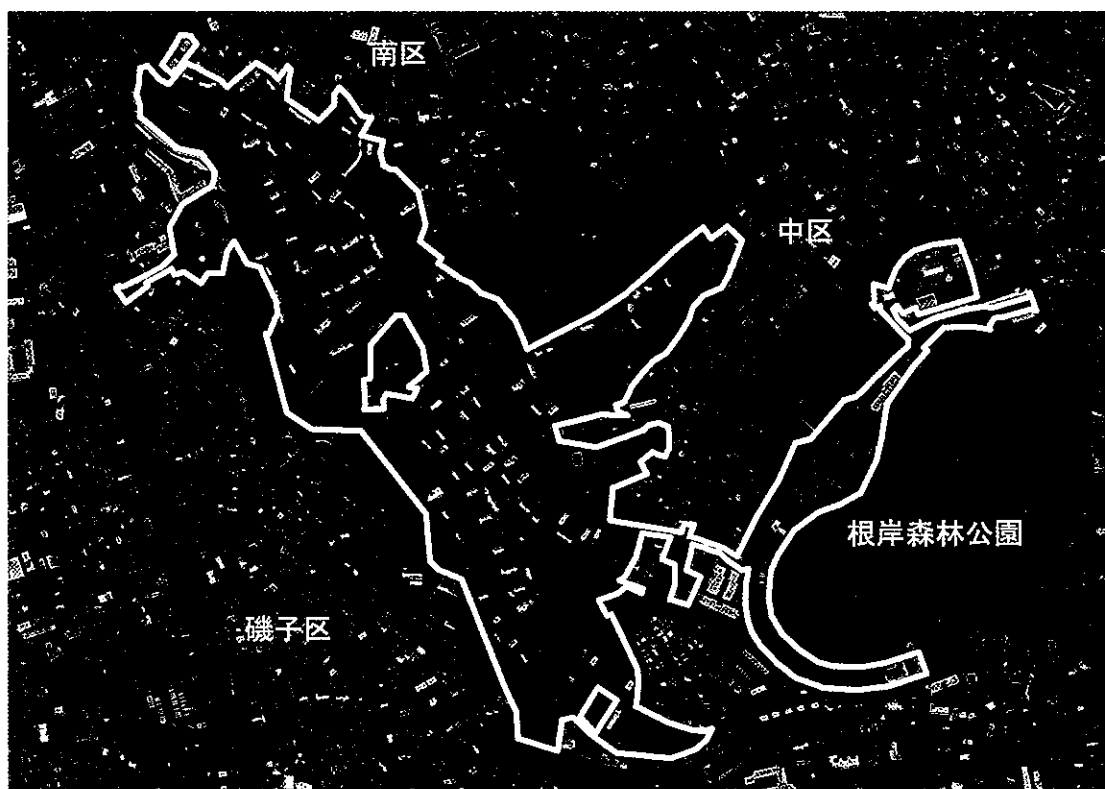
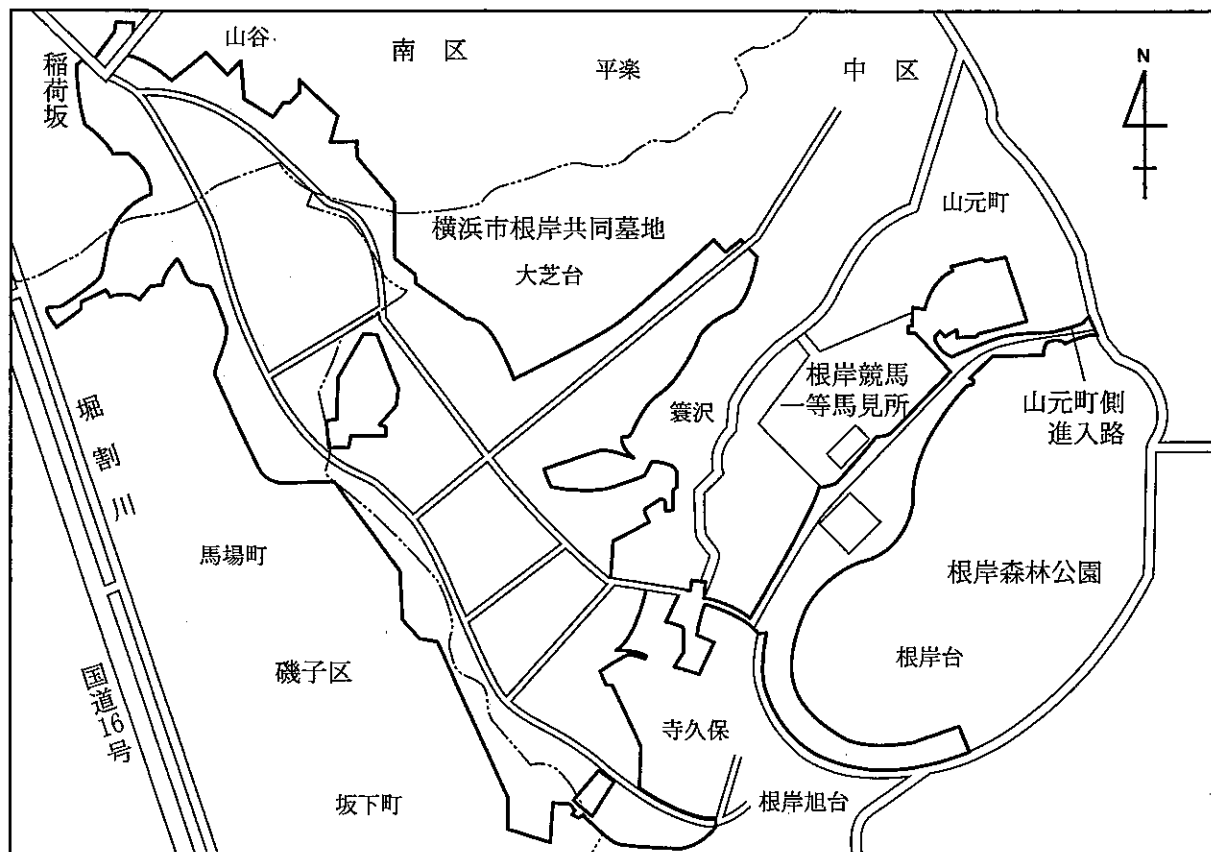
土地面積内訳 (カッコ内は比率)			建物面積合計	建物面積内訳 (カッコ内は比率)	
国 有	市 有	民 有		国 有	民 有
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
2,973,126 (62.5%)	261,619 (5.5%)	1,520,945 (32.0%)	190,038 (100.0%)	170,843 (89.9%)	19,195 (10.1%)
272,756 (63.5%)	273 (0.1%)	156,230 (36.4%)	71,280 (100.0%)	71,280 (100.0%)	—
364,664 (99.2%)	—	2,926 (0.8%)	2,050 (100.0%)	2,050 (100.0%)	—
28,988 (100.0%)	—	—	—	—	—
—	—	183,784 (100.0%)	5,210 (100.0%)	2,469 (47.4%)	2,741 (52.6%)
437,872 (79.6%)	34,545 (6.3%)	77,509 (14.1%)	82,687 (100.0%)	66,562 (80.5%)	16,125 (19.5%)
773,747 (100.0%)	—	—	5,484 (100.0%)	5,155 (94.0%)	329 (6.0%)
1,095,099 (45.2%)	226,801 (9.4%)	1,100,496 (45.4%)	23,327 (100.0%)	23,327 (100.0%)	—

- 注1. 各施設の土地・建物面積は平成20年1月1日現在のものである。
2. 面積の数値は、南関東防衛局の調査によるものである。
3. 施設名は日米合同委員会で使用されている名称である。(他頁も同様)
4. 施設名末尾()内は所管を示し、海は海軍、陸は陸軍の略。
5. 小数点以下四捨五入により、各施設の内訳の和は合計と一致しない場合がある。

3 米軍施設・区域の現況と経過

(1) 住宅施設

根岸住宅地区



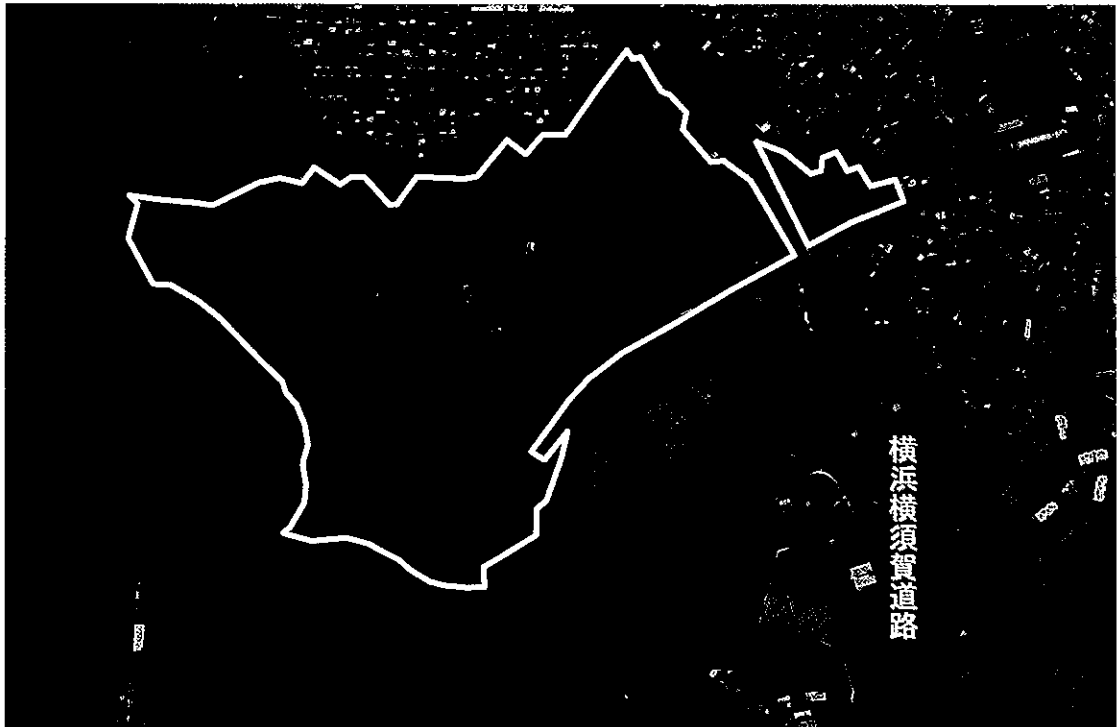
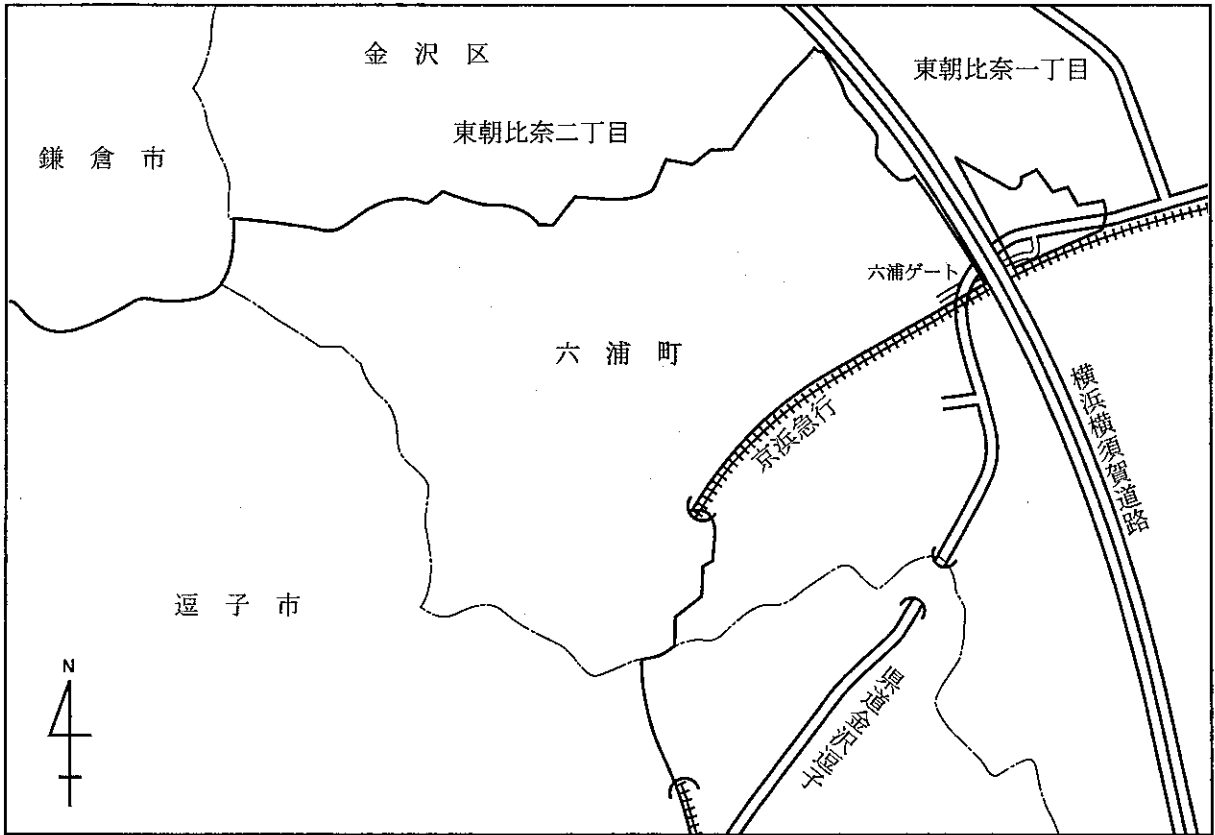
根岸住宅地区

Negishi Dependent Housing Area

接收年月日	昭和22年10月16日
所在地	中区 箕 沢、寺久保、塚 越、大平町、山元町四・五丁目、 大芝台、根岸台 南区 山 谷、平 楽 磯子区 上 町、下 町、馬場町、坂下町
面積	土地： 429,258 m ² 国 有 272,756 m ² (63.5%) 市 有 273 m ² (0.1%) 民 有 156,230 m ² (36.4%) 建 物： 71,280 m ² (国 有) 住 宅： 385 戸 地域地区等の指定：第1種低層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準工業地域、準防火地域、第3種風致地区
現 況	管 理：在日米海軍横須賀基地司令部 米軍人、軍属及びその家族が居住しており、管理事務所、教会、宿舎、中央公共施設（図書館、銀行、郵便局等）、診療所等が所在。 ここには在日米海軍横須賀施設本部横浜支所、在日米海軍司令部統合消防隊第5消防署、在日米海軍横須賀基地憲兵司令部横浜支所が置かれている。 なお、米軍施設・区域に囲まれた土地に居住されている方々があります。
[経 過]	昭22. 10. 16 農耕地域（野菜畑など民有地）が、X住宅地区として接收された。 昭36. 4. 19 根岸住宅地区に名称変更された。 昭44. 11. 23 旧根岸競馬場地区(昭20. 9. 3接收)の馬場部分(165,425m²)が返還、残部(土地118,573m²、建物37,330m²)が根岸住宅地区に統合された。 昭47. 2. 16 広域避難場所に指定した。 昭47. 3. 31 日米合同委員会において、市営バス根岸台折り返し場の土地の共同使用が合意された。 昭52. 12. 15 日米合同委員会において、旧根岸競馬場地区の一部の返還が、横浜海浜住宅地区及び新山下住宅地区等の返還とともに合意された。 昭54. 3. 1 根岸住宅地区の一部(中区根岸台1~2、山元町5丁目198-5 外)の土地354.16m²が道路拡幅のため返還された。 昭55. 8. 5 根岸住宅地区の一部(磯子区上町)土地 336.60m²が返還された。 (子供の遊び場)

- 昭55. 9. 25 日米合同委員会において、根岸旭台地区の下水道整備のための根岸住宅地区内道路の共同使用が合意された。
- 昭55. 12. 10 **根岸住宅地区の一部（中区山元町3丁目152-5外）米軍専用送電線敷372㎡が返還された。**
- 昭56. 7. 16 **根岸住宅地区の一部（磯子区上町）土地 32.40㎡ が返還された。（子供の遊び場追加分）**
- 昭57. 3. 31 **旧根岸競馬場地区の一部（中区箕沢外）土地 50,342.06㎡、建物 29,018.71㎡が、横浜海浜住宅地区及び新山下住宅地区とともに返還された。**
- 昭58. 9. 8 日米合同委員会において、道路拡幅整備のため、根岸住宅地区の一部土地（南区山谷）の返還が合意された。
- 昭59. 1. 20 **上記土地 61.66㎡が返還された。（道路拡幅整備工事完了 同 3.31）**
- 昭63. 8. 11 日米合同委員会において、根岸森林公園拡張整備区域への道路として、根岸住宅地区内山元町側進入路の共同使用が合意された。
- 平 4. 6. 25 根岸森林公園拡張整備区域が一般公開された。（面積38,985㎡）
これにあわせ、山元町側進入路も供用開始された。
- 平 6. 6. 30 **根岸住宅地区の一部土地 76.03㎡（南区山谷）が返還された。**
- 平11. 2. 17 根岸住宅地区の隣接地（南区中村町）の崖が崩落した。
- 平11. 12. 17 横浜防衛施設局が、隣接地崖崩落箇所の恒久対策工事に着手した。
- 平13. 8. 31 横浜防衛施設局による、上記恒久対策工事が完了した。
- 平16. 10. 18 **日米合同委員会において、返還の方針が合意された。**

池子住宅地区及び海軍補助施設 (横浜市域)



池子住宅地区及び海軍補助施設

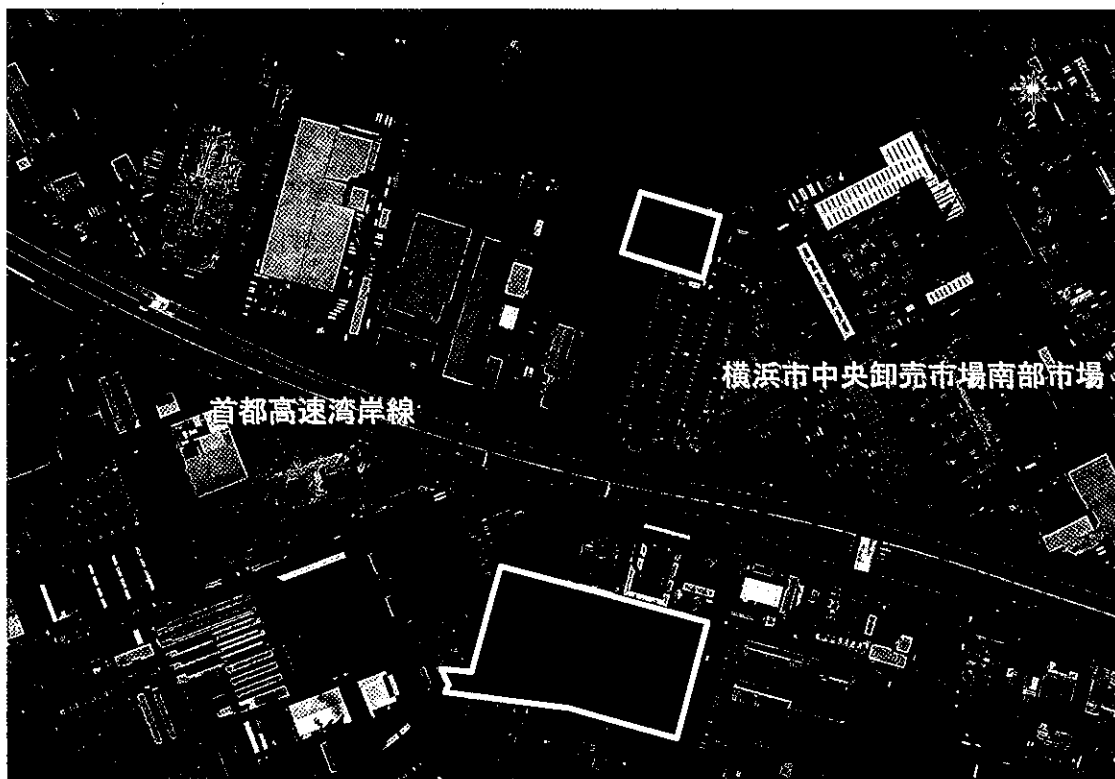
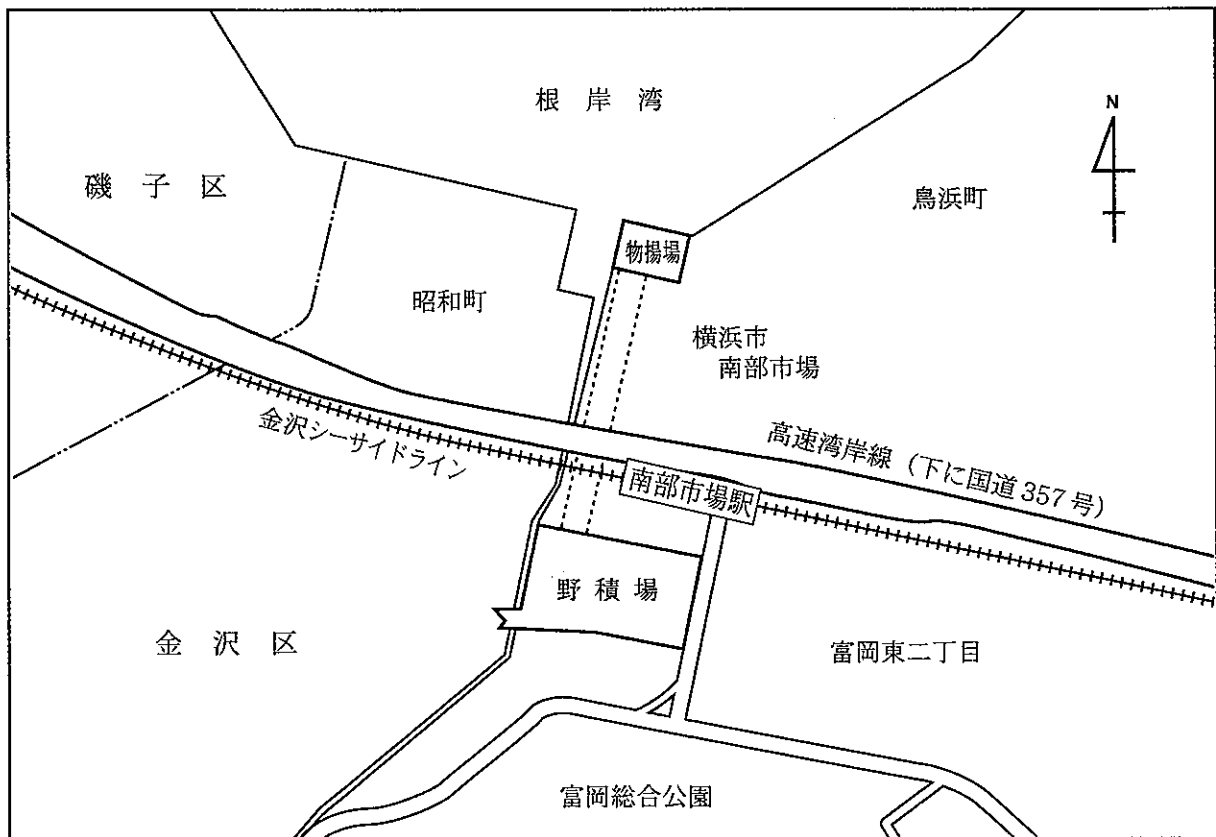
Ikego Housing Area And Navy Annex

接收年月日	昭和20年9月1日
所在地	金沢区六浦町 (施設は、逗子市及び横浜市にわたる)
面積	<p>土地: 2,884,341 m²</p> <p>横浜市域 367,590 m² (12.7%) 国有 364,664 m² (99.2%) 民有 2,926 m² (0.8%)</p> <p>逗子市域 2,516,751 m² (87.3%) 国有 2,514,578 m² (99.9%) 民有 2,172 m² (0.1%)</p> <p>建物: 181,030 m²</p> <p>横浜市域 2,050 m² (国有)</p> <p>逗子市域 178,980 m² (国有)</p> <p>住宅: 854戸 (逗子市域)</p> <p>地域地区等の指定: 市街化調整区域、第3種風致地区</p>
現況	<p>管理: 在日米海軍横須賀基地司令部</p> <p>【逗子市域の現況】 米軍人、軍属及びその家族が居住しており、管理事務所、スポーツ施設(テニスコート等)、中央公共施設がある。</p> <p>また、ここには在日米海軍横須賀施設本部池子支所、在日米海軍司令部統合消防隊第2消防署、在日米海軍横須賀基地憲兵司令部池子支所がある。</p>
[経過]	<p>昭20. 9. 1 旧日本海軍の施設を米軍が弾薬庫として接收した。</p> <p>昭47. 8. 1 池子(横浜市分) 接收地返還促進金沢区民協議会が結成された。</p> <p>昭53. 5. 4 日米合同委員会において、南横浜バイパス通過予定地部分の返還が合意された。</p> <p>昭53. 7. 10 米軍が、兵員、基地従業員及び資材等を引き揚げ、弾薬庫全域が事実上の閉鎖状態となった。</p> <p>昭57. 3. 23 横浜横須賀道路の敷地(20,180.72m²) が返還された。</p> <p>昭57. 4. 8 横浜横須賀道路(朝比奈~逗子インターチェンジ間) 5.6kmが開通した。</p> <p>昭58. 7. 20 横浜防衛施設局長から神奈川県知事並びに逗子市長へ「池子弹薬庫を米軍家族住宅建設の適地とした」旨の通知がなされた。</p> <p>昭60. 11. 29 施設名称が「池子弹薬庫」から「池子住宅地区及び海軍補助施設」へ変更された。</p>

- 昭62. 10. 29 日米合同委員会において、県道金沢逗子線バイパス設置のための共同使用が合意された。
- 平 5. 4. 23 本市域分の一部が、広域避難場所に指定された。
- 平 6. 3. 10 県道金沢逗子線バイパスが開通した。
- 平 6. 11. 17 逗子市域における米軍家族住宅建設をめぐる懸案についての協議が県の仲介により整い、国と逗子市の間で合意された。
- 平 8. 4. 1 逗子市域における家族住宅320戸が米軍へ引渡された。その後3次にわたり286戸が引渡された。
- 平10. 3. 31 逗子市域における家族住宅248戸が完成し、住宅の建設がすべて完了した。
(合計854戸)
- 平10. 8. 26 日米合同委員会において、仮設小学校(逗子市域内)の提供が合意された。
- 平15. 7. 22 日米合同委員会施設調整部会における協議を受け、横浜市域における800戸程度の住宅及びその支援施設の建設について、国から申し入れがされた。
- 平16. 8. 4 市は「市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明」を公表し、国に対し『緑を可能な限り残し、自然環境の保全に十分配慮するとともに』『都市開発に係る法制度等と整合を図るものとする』『これらの観点から、800戸程度とされる住宅建設戸数については見直しを図り、800戸にこだわることなく、できうる限りの削減を行うこと』『池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地部分の返還』等を求めた。
- 平16. 9. 2 日米合同委員会施設調整部会が開催され、『建設に伴う改変面積については、同施設の横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する』『住宅建設戸数を700戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する』『飛び地部分については返還する』等について日米間の認識が一致した。
- 平16. 9. 22 日米合同委員会施設調整部会の協議結果を受け、市は「市内米軍施設に係る第3回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方について」を公表し、住宅等の建設等について具体的協議に入ることを明らかにした。
- 平16. 10. 5 市は「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について」を横浜防衛施設局に回答した。
- 平16. 10. 18 **日米合同委員会において、住宅等建設と飛び地の返還の方針が合意された。**
- 平18. 8. 17 横浜防衛施設局から「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における米軍家族住宅等の基本配置計画案」が示された。
- 平18. 10. 2 市は国に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について」要請した。
- 平19. 6. 13 横浜防衛施設局から「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における家族住宅等建設事業の基本構想」等が示された。
- 平19. 8. 16 市は国に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建國設について」要請した。

(2) 倉庫施設

富岡倉庫地区



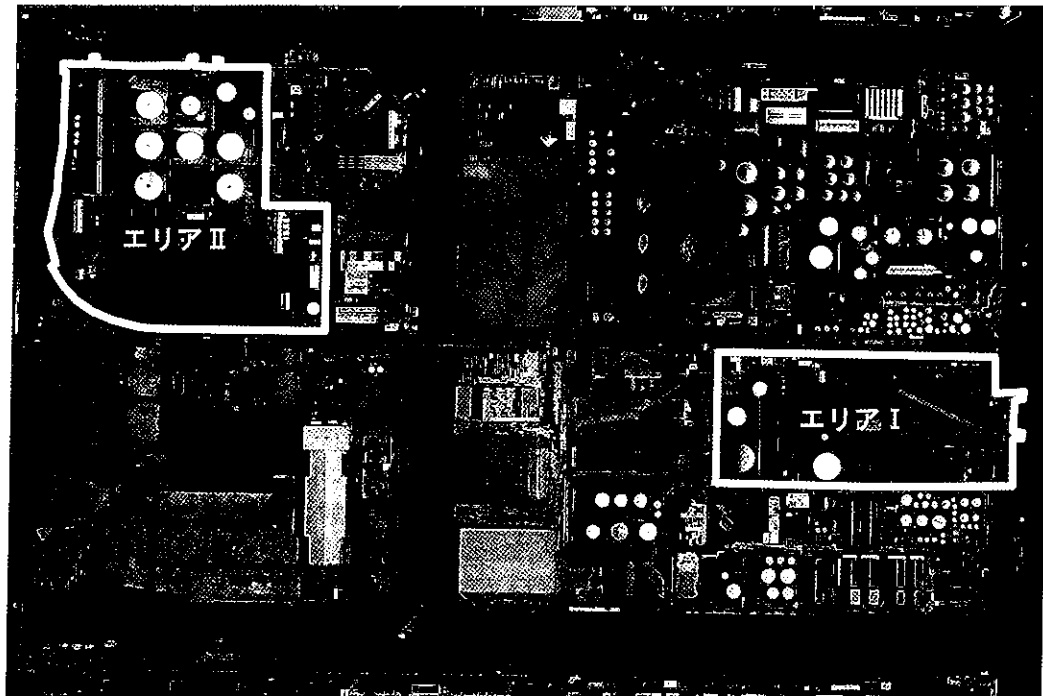
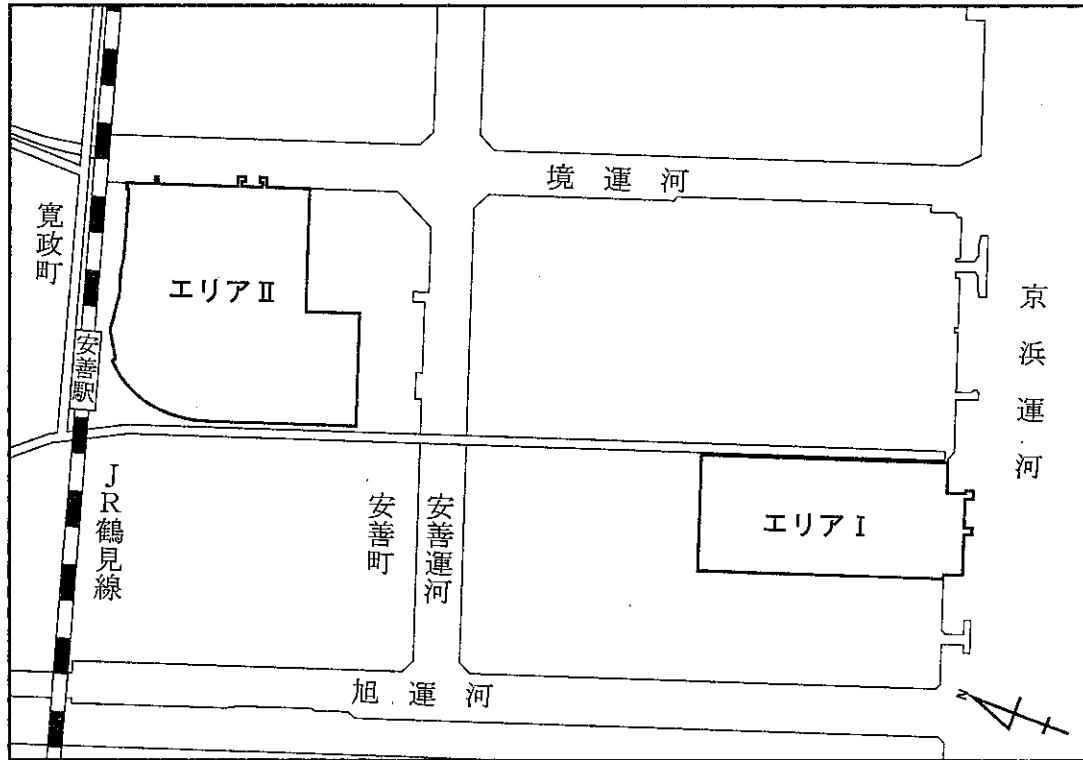
富岡倉庫地区

Tomioka Storage Area

接收年月日	昭和20年9月2日
所在地	金沢区富岡東二丁目、鳥浜町
面積	土地： 28,988 m ² (国 有) 地域地区等の指定： 野積場 第1種住居地域、工業地域、準防火地域 物揚場 工業地域、臨港地区
現況	管 理：在日米海軍厚木航空施設司令部 昭和45年まで米陸軍貯蔵局の出先として、倉庫、野積場、ヘリポート、物揚場、射撃場等があり、横浜ノース・ドックの予備的施設であったが、昭和46年2月に大部分が返還された。残った部分は、現在倉庫施設として使用されている。
【経 過】	
昭20. 9. 2	旧日本海軍の飛行艇基地が米陸軍第508通信修理隊施設として接收された。
昭36. 12	「富岡倉庫地区」と名称変更された。
昭45. 9. 23	米陸軍から米海軍へ本施設の移管がなされた。
昭46. 1. 7	日米合同委員会において、富岡倉庫地区の一部の返還が合意された。
昭46. 2. 17	上記、土地 312,573m²が返還された。
昭47. 5. 29	国有財産地方審議会において、返還跡地の利用計画が決定された。 大 蔵 省 (公務員宿舎 3.75ha) 神奈川県警 (機動隊訓練場 5.65ha) 横 浜 市 (公園及び道路 23.03ha)
昭49. 2. 27	横浜市は返還跡地の公園部分を富岡総合公園として使用を開始した。
平 4. 3. 5	木材等物資が搬入されたので、横浜防衛施設局に搬入の経緯、目的などについて照会するとともに危険物の搬入のないよう申し入れを行った。
平 8. 10. 30	横浜市は地元町内会の要請を受けて、横浜防衛施設局に対し返還または一時使用について要請を行った。
平10. 10. 4	南部市場まつりの駐車場として、初めて一時利用が認められた。
平16. 10. 18	日米合同委員会において、返還の方針が合意された。

(3) 貯油施設

鶴見貯油施設



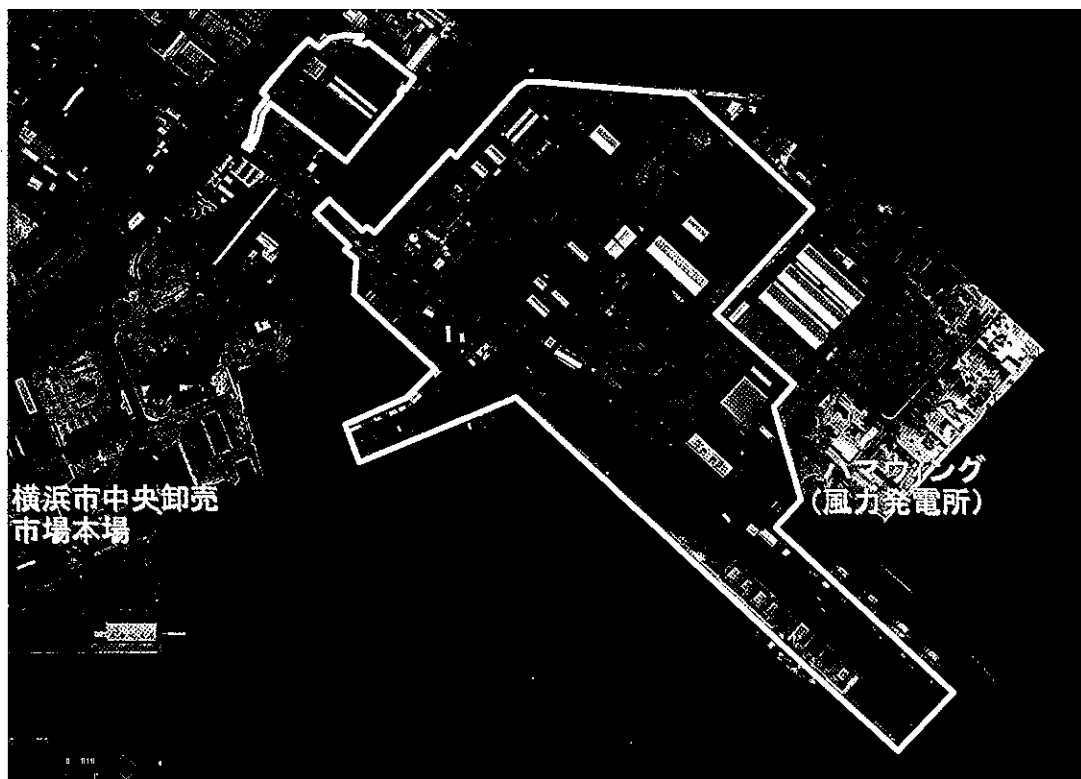
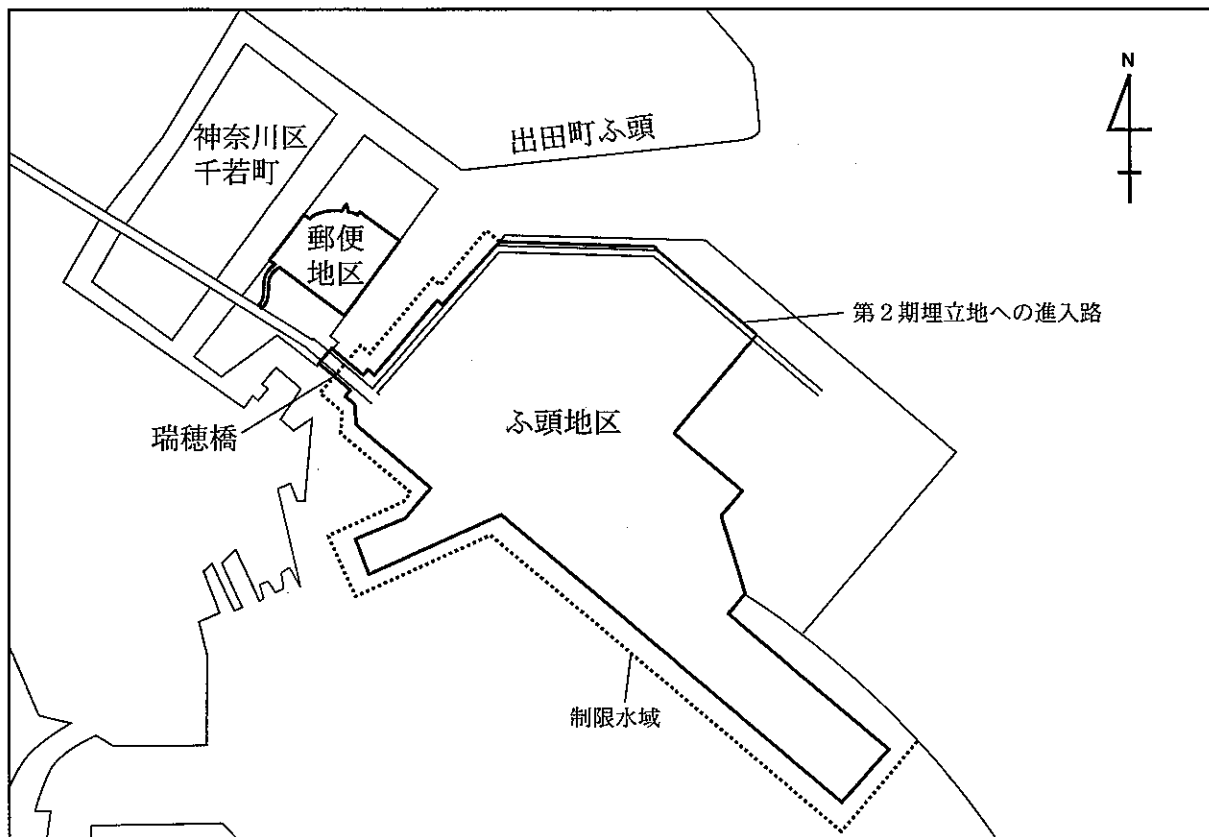
鶴見貯油施設

Tsurumi POL Depot

提供年月日	昭和27年11月21日
所在地	鶴見区安善町
面積	<p>土地： 183,784 m² (民有)</p> <p>建物： 5,210 m² 国有 2,469 m² 民有 2,741 m²</p> <p>地域地区等の指定：工業専用地域、臨港地区</p>
現況	<p>管理：在日米海軍横須賀補給センター燃料部</p> <p>在日米海軍横須賀補給センター燃料部の出先として、横須賀市に所在する貯油施設（吾妻倉庫地区）からタンカーで運ばれる航空機燃料（JP-8）を一旦貯蔵し、ここから鉄道、自動車で横田基地へ供給している。</p> <p>なお、20基（海側；エリアⅠ-7基、陸側；エリアⅡ-13基）のタンクがあり、約12万5千キロリットルの貯油能力があるといわれている。</p>
[経過]	<p>昭27. 11. 21 民間の石油会社の施設が米軍に提供された。</p> <p>昭51. 12. 2 横浜市が要請していた石油コンビナート等災害防止のため、米軍鶴見貯油施設の立入検査の実施に関する基本的事項について、日米合同委員会で合意がなされた。</p> <p>検査実施 第一次立入 昭52. 7. 6 タンクの保安距離等 第二次立入 昭53. 3. 30 タンクの不等沈下等</p> <p>昭54. 7. 27 エリアⅡ内306号タンクに落雷し、火災が発生したが、市消防局消防隊と米軍消防隊との共同活動で消火された。</p> <p>昭60. 11. 25 消防局と在日米海軍との間で消防相互援助協約を締結した（昭55. 5. 20の協約を改定）。</p> <p>昭63. 3. 14 本市の安全対策の要請を受けて横浜防衛施設局は、本市消防局の指導による防油堤及び流出油防止堤等の整備改修工事を完了した。</p> <p>平 2. 9. 5 横浜防衛施設局は、本市消防局の指導により消火設備、水幕設備、冷却用散水設備等の整備工事を完了した。</p> <p>平 8. 5. 9 エリアⅡ内にベーパー・リカバリー・システム（揮発したガソリンを回収する装置）が完成した。</p> <p>平13. 5. 24 国が施設内の土壌汚染を調査した結果、施設内の計6地点で環境基準値の1.2～8.8倍の鉛による土壌汚染が検出された。</p> <p>平13. 6. 27 タンクの配管バルブの破損により、施設内で燃料油が流出した。 米軍、横浜海上保安部及び本市が、近隣の運河に流出した一部の油を回収した。</p> <p>平15. 3. 20 施設内の土壌汚染について、環境庁指針に基づき、横浜防衛施設局が実施していた対策工事が完了した。</p>

(4) 港 湾 施 設

横浜ノース・ドック



横浜ノース・ドック

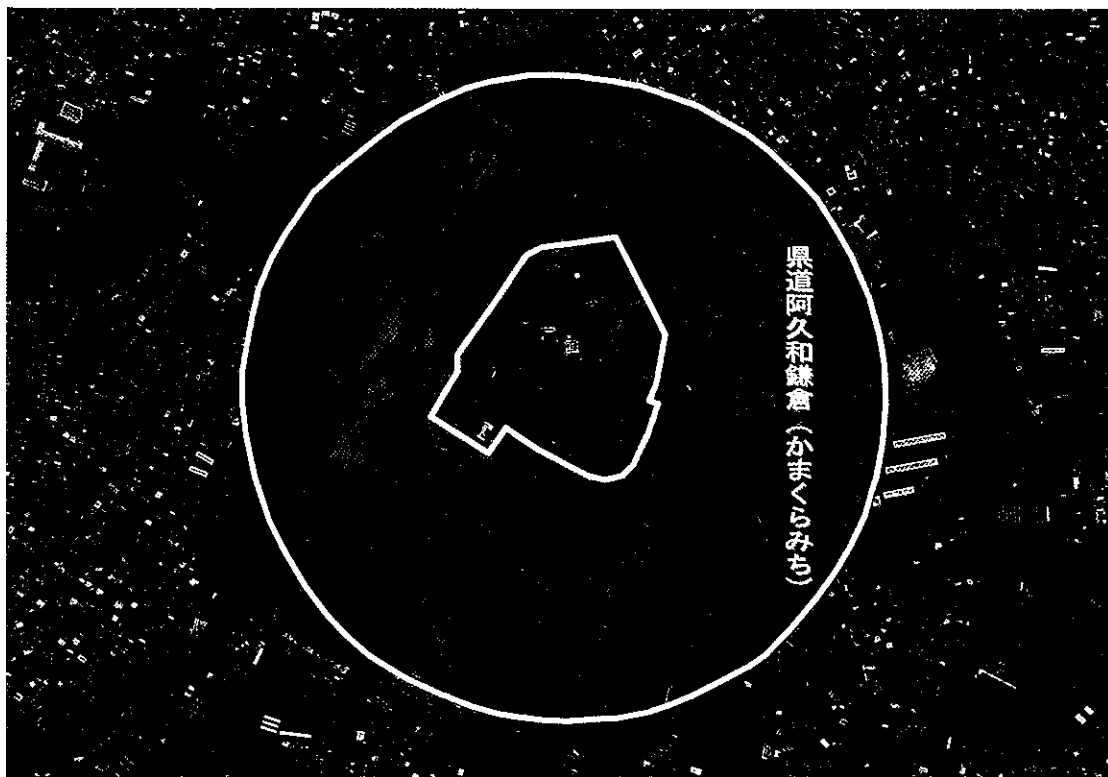
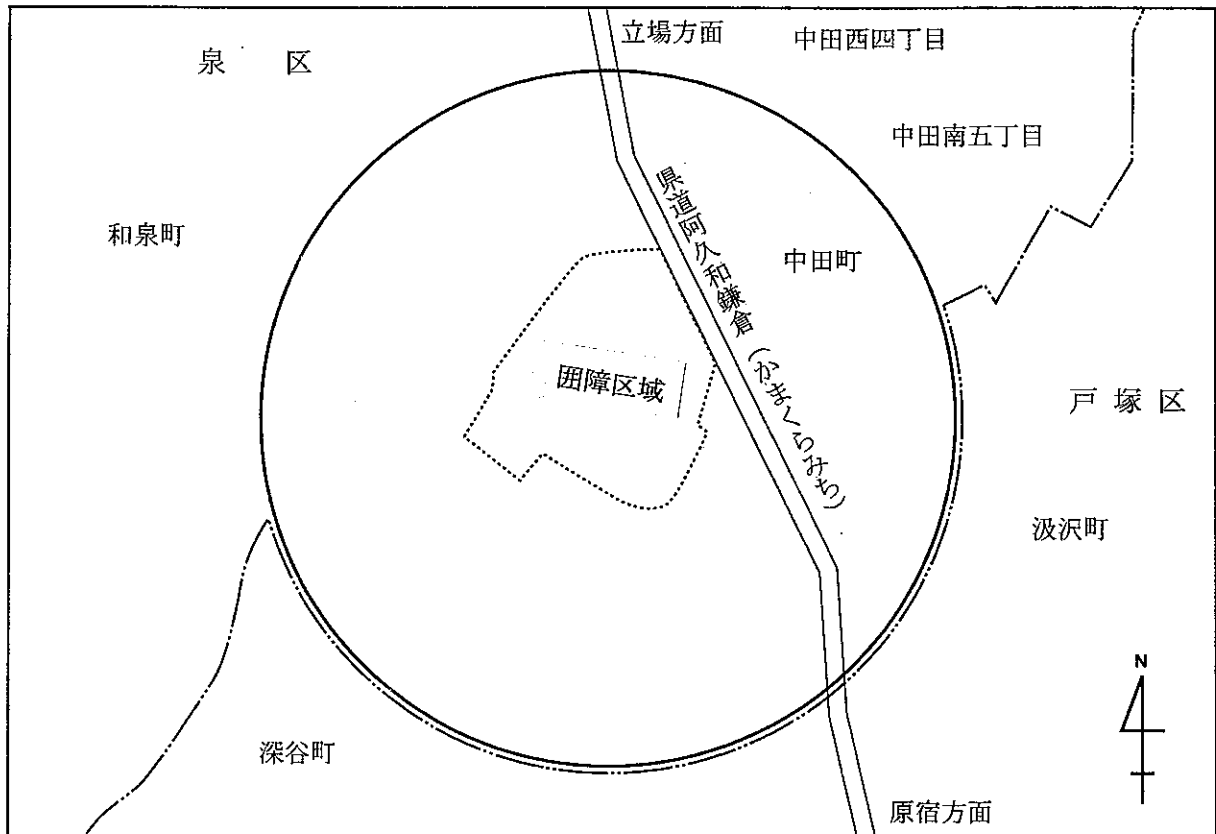
Yokohama North Dock

接收年月日	昭和21年4月15日										
所在地	神奈川県瑞穂町、鈴繁町、千若町2丁目										
面積	<p>土地： 549,927 m² 国有 437,872 m² (79.6%) 市有 34,545 m² (6.3%) 民有 77,509 m² (14.1%)</p> <p>建物： 82,687 m² 国有 66,562 m² 民有 16,125 m²</p> <p>水域： 約110,000 m² 地域地区等の指定：工業地域、準工業地域、臨港地区、準防火地域</p>										
現況	<p>管理： 在日米陸軍施設管理本部、在日米海軍横須賀基地司令部</p> <p>この施設は、第836米陸軍輸送大隊、在日米海軍横須賀補給センター、日本区域艦船支援隊等が使用している。</p> <p>ふ頭地区では、大型・小型船舶用バース、野積場、倉庫等があり、物資の搬出入や軍人・軍属等の移動に伴う貨物輸送業務等が行われている。</p> <p>郵便地区では、極東からペルシャ湾に至る米海軍関係の郵便業務を行っている。</p> <p>また、陸上自衛隊が土地1,155m²、建物1,155m²を共同使用している。</p> <p>(参考) 最近の入港実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入港実績(隻)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>*昭和40～45年の年平均 802.3隻</p>	年度	入港実績(隻)	平成16年度	46	平成17年度	67	平成18年度	59	平成19年度	50
年度	入港実績(隻)										
平成16年度	46										
平成17年度	67										
平成18年度	59										
平成19年度	50										
[経過]	<p>昭21. 4. 15 ふ頭地区と郵便地区が接收された。</p> <p>昭47. 2. 16 広域避難場所に指定された。</p> <p>昭47. 12. 21 日米合同委員会において陸上自衛隊の共同使用が合意された。</p> <p>昭48. 3. 14 日米合同委員会においてモータープールの返還の合意がされた。</p> <p>昭48. 3. 31 制限水域の一部(幅30m、長さ1,046 m)が返還された。</p> <p>昭49. 2. 8 モータープール代替施設建設工事が完了し、モータープール(99,563.67 m²)が返還された。</p> <p>平 7. 3. 27 瑞穂橋架け替え工事が完了し、供用が開始された。(平3.2 着工)</p> <p>平 7. 11. 24 施設内への進入路建設のための共同使用を申請した。</p> <p>平 7. 12. 12 埋立工事(第1期・約30,900m²)がしゅん工した。(平7.1.18着工)</p> <p>平 7. 12. 25 水域の一部(約30,900m²)が返還された。</p>										

- 平 9. 1. 13 グアムから機能を移転した米海軍横須賀補給センターの定期輸送業務が開始。(平10. 11 の寄港を最後に行われていない。)
- 平 9. 6. 26 沖縄の実弾射撃訓練の本土移転に伴う、砲・車両等の陸揚げが行われた。(以後、年1、2回の陸揚げが行われている。)
- 平 9. 9. 26 横浜冷蔵倉庫の代替倉庫が提供された。
- 平10. 6. 18 日米合同委員会において、公共バースへの進入道路建設のための共同使用が合意された。
- 平11. 2. 25 公共バース建設の為に地先埋立工事(第2期・約138,000 m²)がしゅん工した。(平8. 5. 1 着工)
- 平12. 3. 31 日米合同委員会において、神奈川ミルク・プラントの返還条件である代替冷蔵倉庫の提供について合意された。
- 平14. 6. 25 公共バースへの進入路の供用が開始された。
- 平14. 8. 25 米陸軍所有の舟艇5隻が保管のため、施設内に搬入された。(以後、平成16年9月までに舟艇32隻が搬入されている。)
- 平18. 6. 30 同施設に所在していた極東地区軍事海上輸送司令部がシンガポールに移転した。

(5) 通 信 施 設

深 谷 通 信 所



深谷通信所

Fukaya Communication Site

接收年月日	昭和20年9月2日
所在地	泉区和泉町、中田町
面積	<p>土地： 773,747 m² (国 有)</p> <p>建物： 5,484 m² 国 有 5,155 m²</p> <p>民 有 329 m²</p> <p>地域地区等の指定：市街化調整区域</p>
現 況	<p>管 理：在日米海軍厚木航空施設司令部</p> <p>この施設は事務所、発信室、宿舍及び発電室等の所在するフェンスで囲まれた区域とアンテナのあるフェンス外の区域とに区分される。フェンス外側の区域の一部は野球場、ゲートボール場、市民菜園的な耕作地として周辺住民に利用されているほか、県道阿久和鎌倉線が通過するなど一般の通行が認められている。住民から強い要望のあった県道阿久和鎌倉線の歩道設置については、平成6年10月に完成し、現在、市民に利用されている。</p> <p>なお、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づいて、昭和54年度から共同アンテナ方式によるテレビ受信障害防止事業が開始され、昭和58年度をもって設備の設置が完了し、その後、順次設備の更新を実施している。平成20年4月現在、約8,200戸の住民が利用している。</p>
[経 過]	<p>昭20. 9. 2 旧日本海軍の通信施設が米海軍により接收された。</p> <p>昭45. 12. 1 施設内の土地（164,000m²）が耕作地として現地司令官より、使用許可された。</p> <p>昭51. 9. 27 広域避難場所に指定された。</p> <p>昭54. 11. 25 通信所周辺のテレビ受信障害防止事業実施のため、汲沢地区第一テレビ共聴組合が設立された。</p> <p>続いて、中田地区共同受信組合（昭54）、大正地区テレビ共聴組合（昭56）、下和泉テレビ共聴組合（昭57）、泉ヶ丘地区テレビ共同管理組合（昭58）が設立された。</p> <p>昭58. 3. 15 コミュニティ供用施設新生会館（戸塚区汲沢町）が、防衛施設周辺民生安定施設整備事業による国庫補助を受けて完成した。</p> <p>昭60. 2. 14 テレビ共聴組合の運営等について、共聴組合と関係機関との第1回連絡会議が開催された。</p>

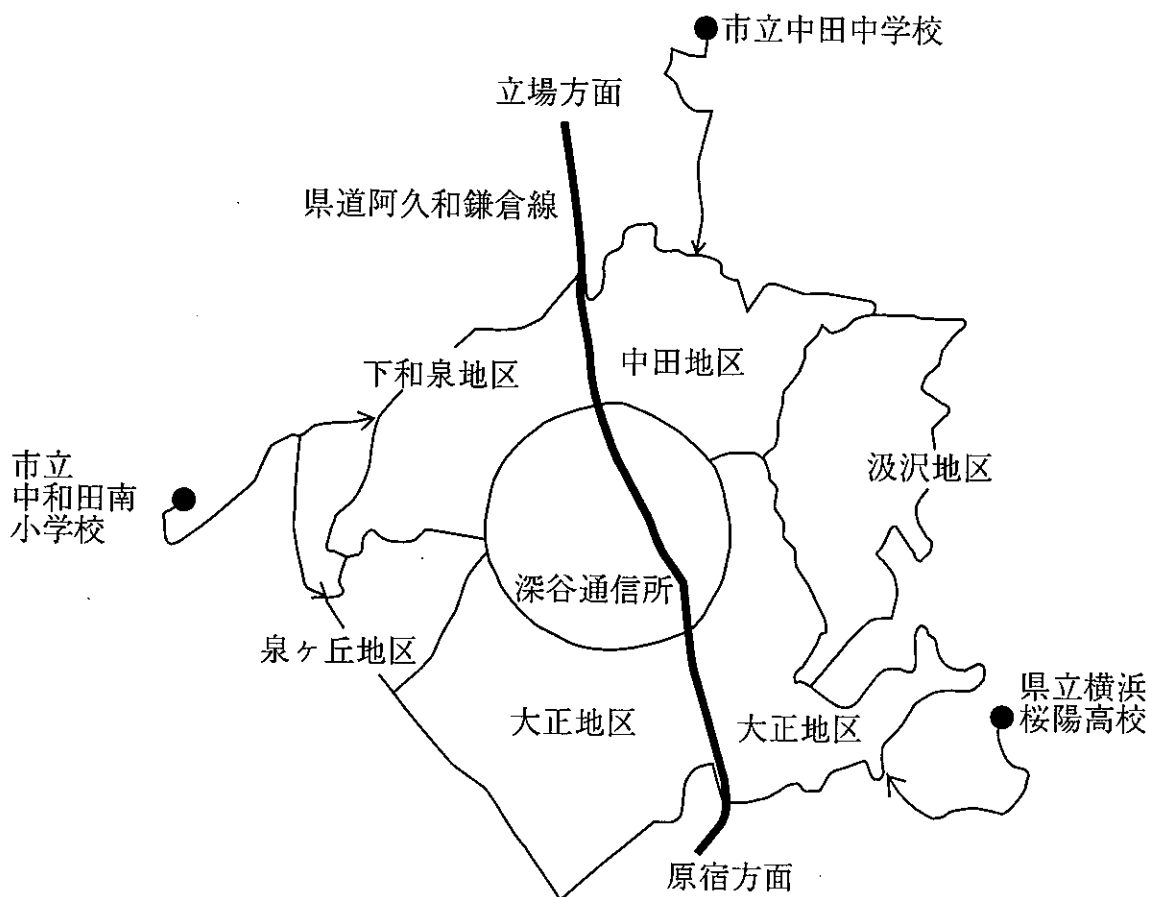
- 昭63. 12. 9 県道阿久和鎌倉線の全面補修工事が完了した。
- 平 2. 9. 28 農耕のための施設内土地の使用に関する覚書が在日米海軍と耕作者代表との間で締結された。
- 平 4. 12. 17 日米合同委員会において、県道阿久和鎌倉線の歩道設置のための共同使用が合意された。
- 平 6. 10. 31 県道阿久和鎌倉線の歩道が完成した。
- 平 7. 9. 21 日米合同委員会において、施設内の地震対策用防火水槽設置のための共同使用が合意された。
- 平 8. 3. 29 施設内の地震対策用防火水槽の設置工事が完了した。
- 平14. 10. 23 日米合同委員会において、防犯灯設置のための共同使用が合意された。
- 平15. 5. 23 防犯灯設置のための共同使用について内容の変更申請を行った。
- 平16. 10. 18 **日米合同委員会において、返還の方針が合意された。**
- 平17. 1. 13 日米合同委員会において、防犯灯設置のための共同使用について内容の変更が合意された。
- 平17. 8. 31 施設内の防犯灯の設置工事が完了した。

電波障害対策事業対象地域略図

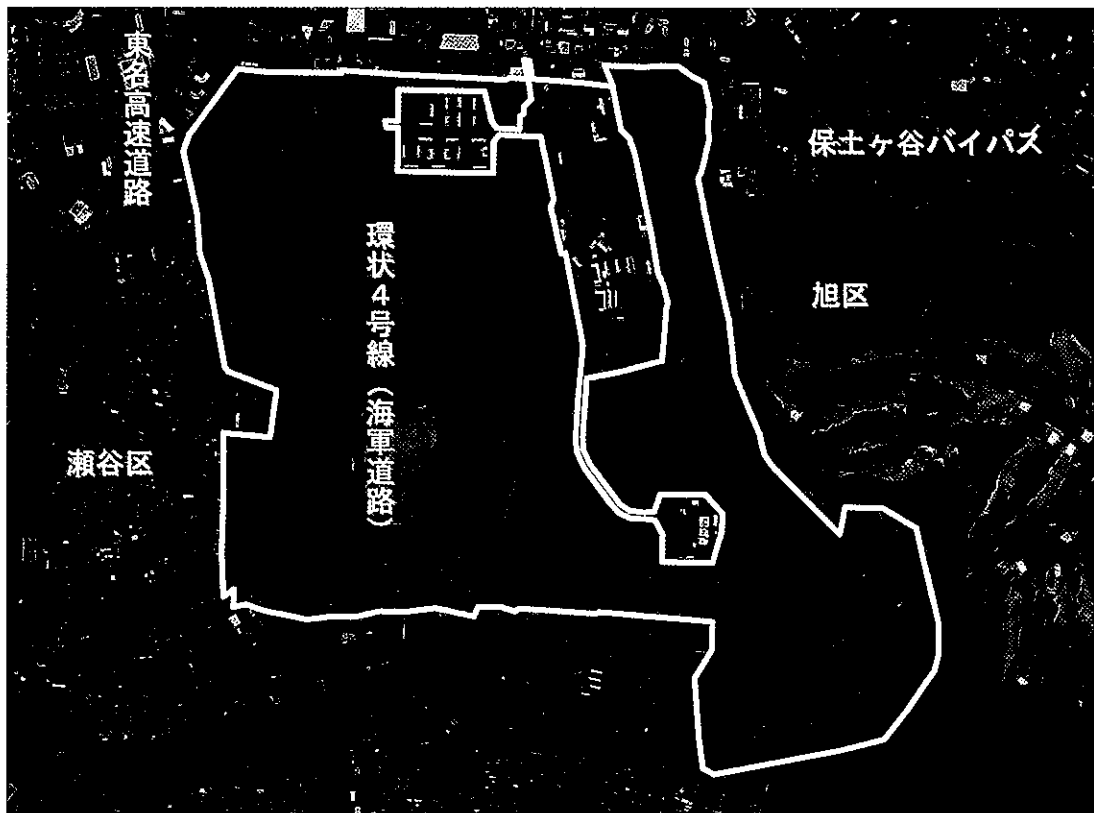
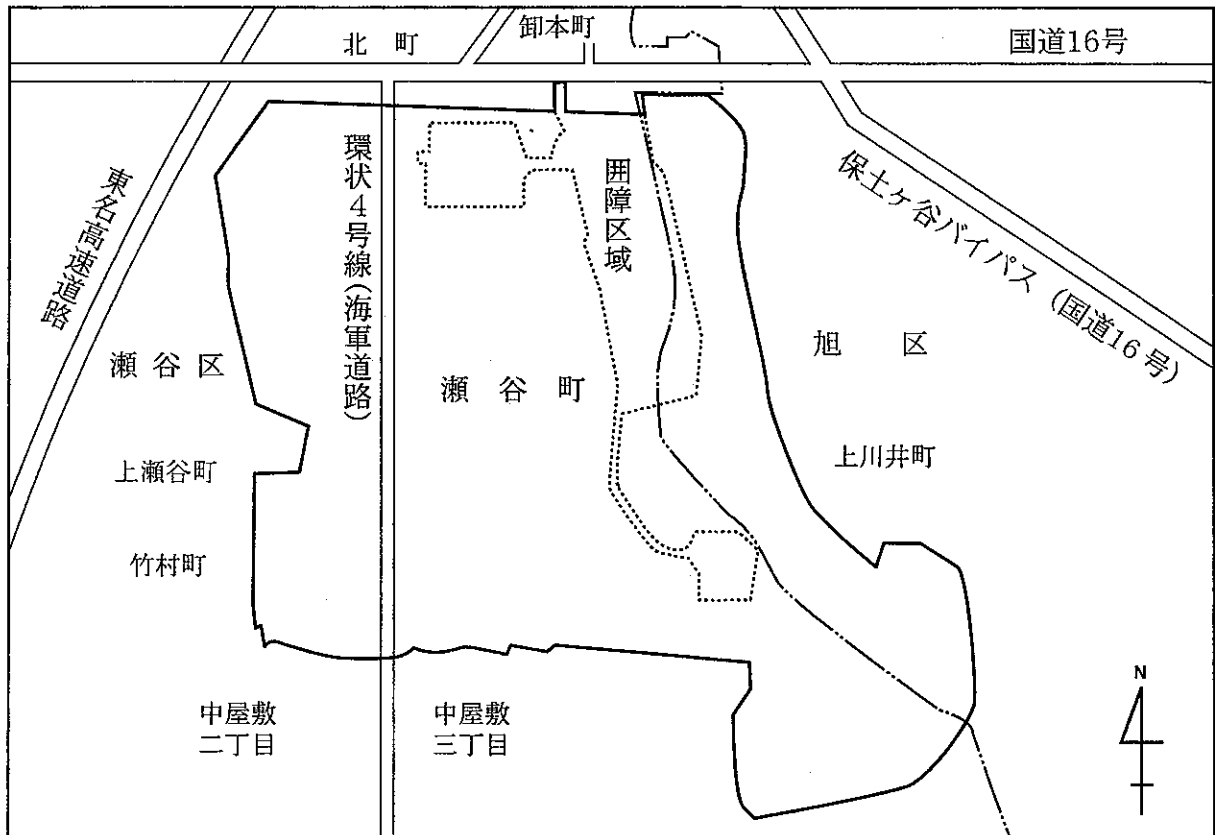
深谷通信所の通信に起因するテレビ受信障害対策として「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第3条による国の補助事業として、電波の障害範囲の外に親アンテナ（共同アンテナ）を設置し、同軸ケーブルで各家庭に鮮明な画像を分配している。

平成 20 年 4 月 1 日現在

組 合 名	受信点対象世帯	共同アンテナ設置場所
大正地区テレビ共聴組合	1,862 戸	横浜桜陽高校
中田地区テレビ共同受信組合	2,206 戸	中田中学校
汲沢地区第一テレビ共聴組合	2,269 戸	横浜桜陽高校
下和泉テレビ共聴組合	903 戸	中和田南小学校
泉ヶ丘地区テレビ共同管理組合	970 戸	中和田南小学校
合 計	8,210 戸	



上瀬谷通信施設



上 瀬 谷 通 信 施 設

Kamiseya Communication Station

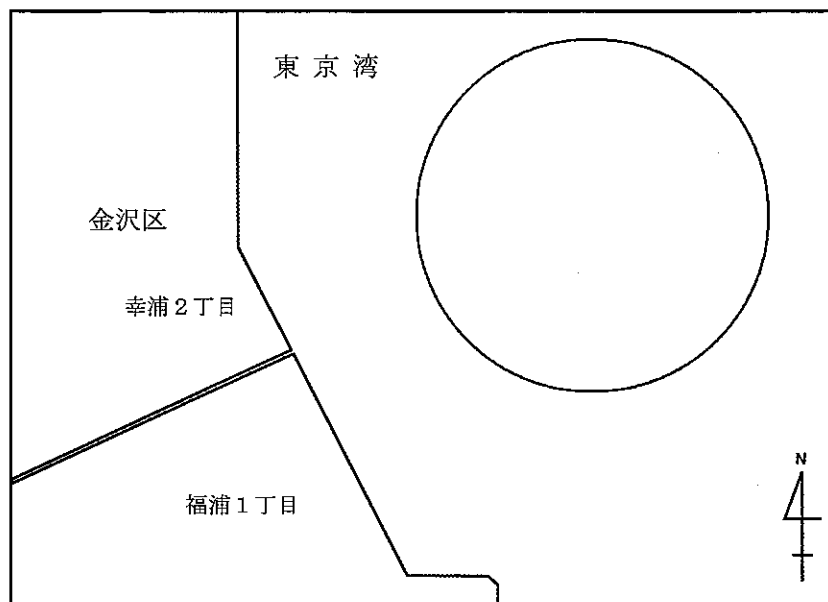
接收年月日	昭和26年3月15日
所在地	瀬谷区 北町、瀬谷町 旭区 上川井町
面積	<p>土地： 2,422,396 m² 国 有 1,095,099 m² (45.2%) 市 有 226,801 m² (9.4%) 民 有 1,100,496 m² (45.4%)</p> <p>建 物： 23,327 m² (国 有)</p> <p>地域地区等の指定：市街化調整区域、第1種中高層住居専用地域、準防火地域、第3種風致地区 (都市計画以外) 農業振興地域、農用地区域、農業専用地区</p>
現 況	<p>管 理：在日米海軍厚木航空施設司令部</p> <p>この施設は、フェンスで囲まれた区域に、事務所、家族住宅(約70戸)及び独身宿舎が所在する。</p> <p>フェンス外には、農耕のための使用が認められている農地のほか、周辺住民に利用されている野球場や広場などがある。</p> <p>また、通称海軍道路が南北に通過し、共同使用により一般の通行が認められている。</p>
[経 過]	<p>昭26. 3. 15 米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收(昭20.8)し、その後一旦解除(昭22.10.16)され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収された。</p> <p>昭35. 3. 31 日米合同委員会において、周辺地域 945haに電波障害防止地域を設定することが合意された。</p> <p>昭37. 1. 25 日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意された。</p> <p>昭44. 2. 27 日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意された。</p> <p>昭48. 3. 22 日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意された。</p> <p>昭48. 11. 21 施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが5者間(米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局)協議の結果、合意された。</p>

- 昭51. 9. 27 広域避難場所に指定された。
- 昭52. 3. 20 施設内の国有農地が同地の167人の耕作者に売り渡された（売渡面積約107ha）。引き続き昭和52年11月には4人に約0.5ha、昭和59年3月には10人に約1.9haが売り渡された。
- 昭52. 4. 1 施設内海軍道路用地（40,599㎡）が本市に譲与された。
- 昭52. 9. 8 日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意された。
- 昭53. 4. 1 施設内農道用地（181,501㎡）が本市に譲与された。
- 昭54. 12. 6 日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意された。
- 昭54. 12. 20 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意された。
- 昭55. 8. 14 日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意された。
- 昭57. 2. 20 相沢川の河川改修工事が完成した。
- 昭57. 3. 31 海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2車線）が完成した。
- 昭57. 9. 24 日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意された。
- 昭59. 3. 31 第一次農地整備工事が完了した。（昭和55年2月9日着工）
- 昭63. 7. 18 大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26㎡）が本市へ譲与された。
- 平 4. 3. 30 「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の4者間で締結された。
- 平 7. 4. 1 施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止された。
- 平15. 10. 同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転した。
- 平16. 10. 18 日米合同委員会において、返還の方針が合意された。

(6) 水 域

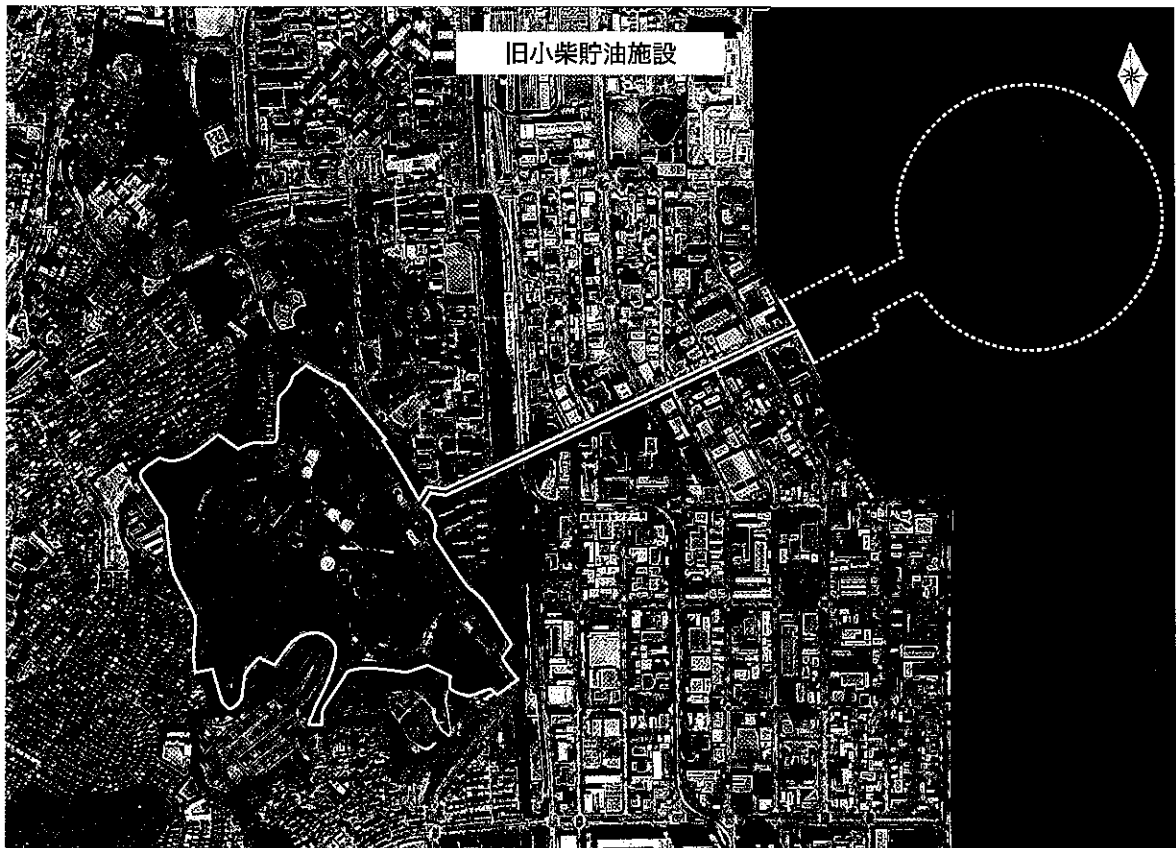
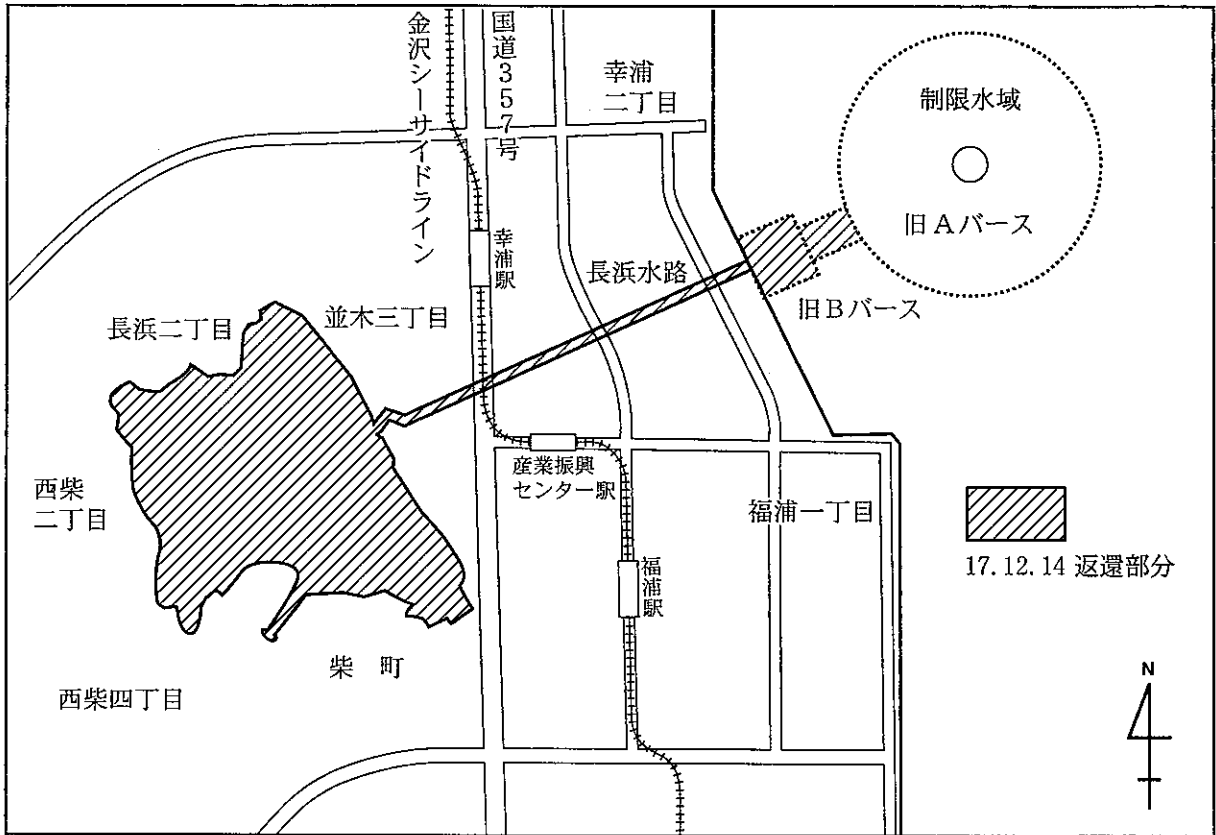
小 柴 水 域

Koshiha Water Area



変更年月日	平成17年12月14日
所 在	北緯35度21分37.4秒、東経139度39分32.6秒の点を中心とする半径365.5メートルの円周によって囲まれる水面
面 積	水 域： 約420,000 m ²
現 況	管 理：在日米海軍横須賀基地司令部 使用条件： 1 本水域は、合衆国船舶の停泊及び積荷の積み卸しのために使用される。 2 本水域が合衆国船舶によって使用されていないときは、一般船舶の通過を認める。ただし、本水域においては、合衆国政府の承認がない限り、ブイ、停泊用の鎖等に損傷を与えるような海底しゅんせつ、掃海、投びょう、魚釣り、底引き網及びその他同様の作業を厳重に禁止する。 3 合衆国政府は、十分な安全措置を講ずるものとする。 (1) ブイ等を設置する場合は、適切な標示により明瞭に印を付けるものとする。 (2) 本水域を使用する際は、近くを通過する他の船舶に十分注意を払うものとする。 (3) 危険物を運搬する合衆国船舶は、本水域内では標識を揚げるものとする。

〈参考〉 旧 小 柴 貯 油 施 設



旧小柴貯油施設

Koshiba POL Depot

接收年月日	昭和23年10月3日
返還年月日	平成17年12月14日
所在地	金沢区柴町、長浜、幸浦二丁目、並木三丁目
面積	<p>土地： 526,205 m² 国有 511,859 m² (97.3%) 市有 4,746 m² (0.9%) 民有 9,600 m² (1.8%)</p> <p>建物： 727 m² (国有)</p> <p>水域： 約 470,000 m²</p> <p>地域地区等の指定：市街化調整区域、工業専用地域、工業地域、第1種住居地域、第1種中高層住居専用地域、準防火地域、第3種風致地区、金沢産業団地地区特別工業地区</p>
概要	<p>34基のタンクがあり、航空機燃料が備蓄されていた。</p> <p>また、海上には、Aバース（大型タンカー用）と、Bバース（小型タンカー用）を含む制限水域が設けられ、長浜水路沿いにパイプライン（約1,200m）が敷設されていた。</p>
【経過】	
昭23.10.3	旧日本海軍の施設が米軍により接收された。
昭48.3.22	日米合同委員会において、金沢地先埋立に伴うパイプライン移設集約等について合意された。
昭50.12.4	昭和49年9月に着手したパイプライン移設工事の完了に伴う関係財産の引渡しを国に対して行った。
昭52.2.24	日米合同委員会において、地下貯油タンク1基（通称18号タンク）を施設内に移設することが合意された（国は昭54.4 移設工事完了）。
昭56.10.13	6号タンクが爆発し、火災が発生したが、市消防局消防隊と米軍消防隊との共同活動で消火された。
平16.10.18	日米合同委員会において、一部（約10ヘクタール）返還の方針が合意された。
平17.10.18	日米合同委員会において、陸地部分全域と制限水域の一部（約4.6ヘクタール）の平成17年末を目途とする返還予告及び保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更が合意された。
平17.12.2	小柴貯油施設の返還後の管理について国に要請した。
平17.12.14	小柴貯油施設の陸地部分全域と制限水域の一部が返還された。

Ⅲ 最近 1 年間の本市の取組

1 最近1年間の主な動き

平成19年4月～平成20年3月

年月日	記 事
19. 5. 10 ～15	ジェット艦載機による夜間連続離着陸訓練（NLP）が、約7年ぶりに厚木基地で行われた。（5月10日、14日、15日の3日間）
19. 6. 13	横浜防衛施設局から「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の建設について」（基本構想等）を受理した。
19. 6. 13	海の公園なぎさ広場（金沢区）に米空軍横田基地所属ヘリコプターが不時着した。
19. 6. 28 29	「平成20年度国の制度及び予算に関する提案・要望」において「市内米軍施設の早期返還と跡地利用の推進等」を要望した。
19. 7. 25	金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会から「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の基本構想について」要望書を受理した。
19. 8. 3	神奈川県基地関係県市連絡協議会の一員として「平成20年度基地問題に関する要望書―基地返還、施策、予算に関する要望―」を提出した。
19. 8. 16	横浜防衛施設局長に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について」要請した。
19. 9. 1	防衛施設庁が防衛省に統合され、横浜防衛施設局が南関東防衛局に改編された。
19. 10. 22	厚木基地騒音対策協議会が開催され、「厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等に関する要請書」を提出した。
19. 11. 27 28	「平成20年度国の制度及び予算に関する追加提案・要望」において「市内米軍施設の返還と跡地利用の推進」を要望した。
19. 11. 28	南関東防衛局が旧小柴貯油施設土壌汚染調査（資料等調査）に着手した。
19. 12. 13	金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会から「旧小柴貯油施設の跡地利用について」要望書を受理した。
19. 12. 18	池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会が陳情書「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市分）の返還について」を提出した。
20. 2. 29 3. 1	根岸住宅地区の民間土地所有者を対象に現地見学会等を開催した。 （計 40名参加）
20. 3. 26	「深谷通信所跡地利用に関する提案公募事業（アイデアコンペ）企画書」をまとめた。
20. 3. 28	南関東防衛局が旧小柴貯油施設土壌汚染調査（概況調査）に着手した。
20. 3. 31	「小柴貯油施設跡地利用基本計画」を策定した。

2 横浜市会基地対策特別委員会の開催状況

平成19年6月～平成20年5月

年 月 日	議 題 等
19. 6. 15	議題： 市内米軍施設の現況等について
19. 8. 10	議題： 池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における住宅等建設について
19. 8. 10	視察： 池子住宅地区及び海軍補助施設
19. 8. 24	視察： 市内米軍施設及び区域等 〔池子住宅地区及び海軍補助施設、深谷通信所 上瀬谷通信施設、鶴見貯油施設、横浜ノース・ドック 根岸住宅地区、富岡倉庫地区、旧小柴貯油施設、小柴水域 旧小柴貯油施設、富岡倉庫地区〕
19. 10. 1	視察： 上瀬谷通信施設、深谷通信所
19. 11. 15	議題： 1 その後の経過について 2 政府に対する要望について
19. 11. 22	要望書提出：「横浜市内米軍施設に関する要望書」
20. 1. 17	視察： 鶴見貯油施設、横浜ノース・ドック、根岸住宅地区
20. 1. 25	議題： その後の経過について
20. 4. 10	視察： 横須賀海軍施設
20. 5. 8	議題： その後の経過について

3 この1年の米軍施設関係要請（平成19年4月～平成20年3月）

- (1) 市長要請（5回）
- (2) 市会要請（1回）
- (3) 池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会要請（1回）
- (4) 神奈川県基地関係県市連絡協議会要請（6回）
- (5) 厚木基地騒音対策協議会要請（1回）
- (6) 厚木基地関係自治体要請（6回）
- (7) 八都県市首脳会議要請（1回）

(1) 市長要請

①平成20年度国の制度及び予算に関する提案・要望（米軍施設関連部分のみ抜粋）

要請実施日 平成19年6月28、29日

要請先 内閣府・外務省・財務省・農林水産省・国土交通省・防衛省・防衛施設庁
市内米軍施設の早期返還と跡地利用の推進等

(提案・要望項目)

- 1 市内米軍施設及び区域の早期返還の促進
- 2 跡地利用に係る財政上の優遇措置及び国事業の実施等
- 3 住宅建設等に係る地元への十分な配慮等

(理由・考え方)

- ・平成16年10月に日米合同委員会は、市内米軍施設6施設を対象とした返還方針並びに池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等の建設について合意した。
- ・このうち、一部返還とされた小柴貯油施設については、平成17年12月に陸地部分全域の返還が実現した。
- ・横浜市は、2009（平成21）年の横浜開港150周年を契機とした市内米軍施設の返還と跡地利用の推進に取り組んでいる。
- ・跡地利用にあたり、本市は、平成18年12月に中期計画並びに都市緑地法に基づく水と緑の基本計画を策定し、水・緑環境の保全・創造に返還跡地の活用を位置付けた。また、平成19年3月に米軍施設返還跡地利用行動計画を策定し、小柴貯油施設跡地における都市公園（開港150周年の森）としての整備等の取組を進めている。
- ・国は、平成18年度に返還跡地をモデルに国土施策創発調査を実施し、平成19年度は小柴貯油施設跡地において土壌調査を進めている。
- ・横浜市には、他の大都市には例のない大規模かつ広範囲に米軍施設が所在し、このことが市民生活等に大きな制約を与えてきた。跡地利用を推進していくためには、米軍施設の着実な返還とともに、市民の基地負担を考慮した関係省庁の連携協力が必要である。
- ・住宅等建設については、新たな負担や影響が及ばないように、国は地元へ最大限配慮していく必要がある。

1 施設返還

- ◆日米政府間で返還方針が合意されている米軍施設の着実な返還とともに、深谷通信所、富岡倉庫地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の早急な返還を実現すること。併せて、瑞穂ふ頭をはじめ他の施設及び区域の早期全面返還に取り組むこと。
- ◆返還実現までの間、周辺住民の基地負担に国として真摯に応えること。また、上瀬谷通信施設内の本市の道路整備に協力すること。
- ◆返還に際し、長年にわたり土地利用に制約を受けてきた民有地の所有者に十分配慮すること。さらに、米軍施設内の土地の市民利用等に関し国として適切に対応すること。
- ◆返還後の管理にあたり、周辺住民に不安が生じないように防犯・防火等に万全を期すこと

もに、国有地の暫定利用について配慮すること。

2 跡地利用

- ◆小柴貯油施設跡地について、速やかに土壌等の実態を明らかにし、状況に応じ、今後の利用に支障のないよう必要な処置を講ずること。
- ◆国有地の無償利用や公園緑地等の整備費助成など、地元の基地負担等に配慮した優遇措置の拡充を行うこと。
- ◆大規模国有地の返還にあたり、公園緑地や広域防災拠点等としての活用など、国事業の実施に向けた調査検討を進めること。

3 住宅等建設

- ◆周辺住民をはじめ市民に対して的確に情報提供を行うこと。また、地元要望に最大限配慮すること。
- ◆関係法令等を遵守するとともに、自然環境の保全、周辺地域への影響に十分配慮すること。
- ◆返還方針が合意されている飛び地の跡地利用や周辺の道路整備など、地域のまちづくりに積極的に協力すること。

②平成20年度国の制度及び予算に関する追加提案・要望（米軍施設関連部分のみ抜粋）

要請実施日 平成19年11月27、28日

要 請 先 外務省・財務省・国土交通省・環境省・防衛省

市内米軍施設の返還と跡地利用の推進

（提案・要望項目）

- 1 市内米軍施設及び区域の早期返還の促進
- 2 緑の保全・創造、地球温暖化対策に係る跡地利用の推進と地元負担の軽減

（理由・考え方）

- ・横浜市は、2009（平成21）年の横浜開港150周年を契機とした市内米軍施設の返還と跡地利用の推進に取り組んでいる。
- ・平成16年10月に日米政府間で返還方針が合意された米軍施設のうち、深谷通信所、富岡倉庫地区は、現在、米軍は常駐していない。
- ・国は、「首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査（平成18年度国土施策創発調査）」において、上瀬谷通信施設・深谷通信所・旧小柴貯油施設（平成17年12月返還）の跡地をモデル地区に、大規模空地地の保全・活用方策に関して、水・緑環境、防災、物流等の広域的な視点から検討を行った。
- ・旧小柴貯油施設について、横浜市は都市公園（開港150周年の森）としての整備を目指し、土壌や地下タンクの取扱いを考慮しながら、樹林地の保全・再生を基本とした利用計画の検討を進めている。

- 1◆市内米軍施設及び区域の早期全面返還を促進すること。特に、深谷通信所、富岡倉庫地区等の早急な返還を実現すること。
- 2◆返還国有地を活用した緑の保全・創造、温暖化対策の推進にあたり、
 - ①大規模オープンスペースを活かした国事業の検討を進めること。
 - ②横浜市が事業を行う場合には、国有地の無償利用や事業費の助成措置など、地元負担の軽減に十分配慮すること。

③池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

都経基第209号
平成19年8月16日

横浜防衛施設局長 高見澤 将林 様

横浜市長 中田 宏

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、平成19年6月13日付け施横第3276号（YCP）において基本構想及び本市の要請（平成18年10月2日都経基第249号）に対する回答が示されたところです。この中において、本市の要請に沿って前向きに取り組み、改善された部分については一定の評価をしておりますが、今後具体化していくとしている項目もあります。

そこで、再度要請事項を整理しましたので、基本・実施設計の際に最大限尊重していただき、措置を講じていただきますようお願いいたします。なお、前回の本市の要請（平成18年10月2日都経基第249号）についても、引き続き尊重していただき、具体化されるよう要請します。

また、平成16年10月に日米政府間で合意した、市内5施設・区域の返還等について遵守するよう要請します。施設・区域の返還については、旧小柴貯油施設の返還が平成17年12月に実現されましたが、富岡倉庫地区や深谷通信所など残りの施設については、依然として返還されておりません。これらの施設の早期返還実現に向け、米国との協議を進めるとともに、返還された旧小柴貯油施設の有効利用に向けた土壌調査の早期実施など、国として一層の御尽力を賜りますよう併せて要請します。

要請事項

1 緑地の保全、自然環境の保全

非改変地の緑地や、改変地において施された緑化が、将来にわたり保全されることを担保するための具体的方策を講ずること。なお、改変地の緑化に当たっては、連続的な緑地復元や現存樹木の移植による活用など計画地の現在の植物相を踏まえた植栽に努め、できる限り緑化を行うこと。

2 環境への配慮

環境に配慮した具体的な方策は、環境影響評価手続において策定するとされているが、環境影響評価の検討や基本・実施設計に当たっては、横浜市環境管理計画環境配慮指針を踏まえ、環境へ配慮した計画となるよう努めること。

3 風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮

高層棟の高さについては、景観に配慮し、基本・実施設計においても、引き続き造成地盤高や建物構造等について検討し、更なる高さの低減に努めること。また、建築物のデザインや外壁の色彩については、周辺との調和に配慮するとともに、建築物周囲の植樹や屋上緑化等についても検討すること。

4 工事中及び供用後の交通対策

周辺交通環境等に配慮した方策については、環境影響評価手続の中で検討するとされているが、周辺交通環境への負荷に対する具体的な検討結果についても明らかにすること。また、周辺一般道への負荷を極力軽減するため、横浜逗子線の拡幅など具体的な代替措置を講ずること。

特に六浦駅前については、先の要請にあるとおり、十分な危険回避措置を講ずること。

5 施設供用後に向けた対応

広域避難場所の機能維持について、米軍と調整の上、検討すること。

6 地域住民への説明

今後、基本・実施設計を進める中で、住宅等の工事概要、緑地・自然環境の保全策、土砂等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数や事業費等が明確になった場合には、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し、説明を行い、その意見を尊重すること。また、周辺住民に対して適時、適切に情報の提供を行い、その意見を尊重すること。

7 飛び地の返還

飛び地の早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。

また、飛び地は、住宅等の建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等や日米の交流に資する利用が図られるべきであり、国として施設整備を行うなど、跡地利用の具体的方策について本市と協議すること。

④横浜市内における米軍ヘリコプターの不時着に関する要請

都 経 基 第 1 4 2 号

平成19年6月14日

在日米空軍横田基地

第374空輸航空団司令官

スコット・P・グッドウィン 様

外務大臣 麻生 太郎 様

防衛施設庁長官 北原 巖男 様

横浜市長 中田 宏

横浜市内における米軍ヘリコプターの不時着について

平成19年6月13日、金沢区の海の公園なぎさ広場に、米空軍横田基地所属のヘリコプター(UH-1N)が不時着しました。

幸いにして人的被害はなかった模様ですが、市民の憩いの場であるはずの公園内でこのような事故が起こったことは、一步間違えれば重大な事故にもつながりかねません。

本市では、平成16年7月に泉区上空からの銃弾落下や、翌8月のみなとみらい地区ヘリポートへの緊急着陸など、過去にも米軍ヘリコプターに関連する事故が相次いでおり、その都度安全対策の徹底等を要請してきたところですが、再びこのような事故が起きたことは大変遺憾であります。

つきましては、以下の事項について(米軍に申し入れるように)強く要請します。

()内は日本側への要請に挿入します。

- 1 航空機の整備点検や乗員の安全教育を徹底し、二度とこのようなことが起きないように万全を期すこと。
- 2 原因を徹底的に究明し、その結果をすみやかに公表すること。
- 3 事故連絡体制のルールを徹底し、速やかな連絡、情報提供を行うこと。

⑤鶴見貯油施設の護岸補強工事について（要請）

都経基第434号

平成20年3月24日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫 様

横浜市長 中田 宏

鶴見貯油施設の護岸補強工事について（要請）

鶴見貯油施設の安全対策の一環として、在日米海軍が境運河沿いの護岸補強工事を予定しており、準備が整い次第、工事に着手するとの情報が貴局から提供されました。

過去、同施設においては、燃料油が運河へ流出したり、土壌から鉛が検出された経緯があります。

工事にあたっては、地盤改良やパイプラインの一時撤去等も行われる予定とのことですが、周辺環境に影響が生じないよう作業を適切かつ慎重に行う旨、米軍に申し入れるとともに、必要に応じ日米間で調整されるよう、要請いたします。

(2) 市会要請

横浜市内米軍施設に関する要望書

横浜市議会は、第二次世界大戦後に進駐した連合国軍によって広範囲に市内が接收されて以来、横浜市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期返還に取り組み、これまでに多くの返還を実現してきた。

平成16年10月には日米合同委員会において市内米軍施設6施設を対象に返還の方針が合意され、その後、横浜市議会による政府に対する要望等を踏まえ、平成17年12月に小柴貯油施設の返還が実現したところである。

しかしながら、横浜市内には今もなお他の大都市には例を見ない8カ所の米軍施設及び区域が存在し、これらは引続き市民生活に多大な負担をかけるとともに、街づくりにも大きな制約を与えている。

ついては、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、横浜市内米軍施設の返還と跡地利用の促進に関し、次の事項の実現を強く要望する。

- 1 返還方針が合意されている上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の早期返還を実現すること。また、瑞穂ふ頭（横浜ノース・ドック）、鶴見貯油施設、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域、小柴水域とともに、横浜市内米軍施設及び区域の早期全面返還を促進すること。
- 2 安全対策の徹底や道路整備への協力など、米軍施設周辺的生活環境の維持向上に努めること。
- 3 返還後の跡地については、防犯・火災予防等に万全を期すとともに、土壌、工作物等については今後の利用の支障とならないよう迅速かつ適切に対処すること。
- 4 跡地利用に当たり、市民生活に有効活用される国事業を実施すること。
- 5 返還国有地については、横浜市に対して無償による譲与等の措置を講ずること。また、民有地の所有者に十分な配慮を行うこと。

平成19年11月22日

外務大臣	高村正彦	様
財務大臣	額賀福志郎	様
国土交通大臣	冬柴鐵三	様
防衛大臣	石破茂	様

横浜市議会議長
藤代耕一

(3) 池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会要請

陳 情 書

「池子住宅地区及び海軍補助施設」（横浜市分）の返還について

金沢区内の米軍施設・区域につきましては、日頃から諸施策に御尽力をいただき、お礼申し上げます。

私達は、横浜市金沢区に居住し、行政とともに生活環境の改善や都市施設の整備に向けて日々努力しておりますが、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の存在は長年にわたって私達金沢区民の街づくりの課題となっております。そのため、昭和47年8月に区民各層からなる本協議会を結成し、当該施設の返還陳情を毎年繰り返し、今回で34回を数えることとなりました。

平成16年に住宅等の建設について、日米合同委員会で合意されたところでございますが、長年にわたり活動を続けてきた私達の返還への思いは変わるものではありません。私達金沢区民としては、引き続き「池子住宅地区及び海軍補助施設」（横浜市分）の速やかな返還を求めます。

貴職におかれましては、金沢区民の長年にわたる返還の願いを御理解いただき、その実現に向けて、一層の御尽力をなされますようお願いいたします。

以上、金沢区民の総意により陳情いたします。

平成19年12月18日

外務大臣 高 村 正 彦 様
防衛大臣 石 破 茂 様
南関東防衛局長 齊 藤 敏 夫 様

池子(横浜市分)接收地返還促進金沢区民協議会
会 長 横 井 正 巳

(4) 神奈川県基地関係縣市連絡協議会要請

・ 構 成

神奈川県、横浜市、横須賀市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

要 請 日	件 名	要 請 先
19. 6. 14	米軍ヘリコプターの不時着について（要請）	在日米空軍横田基地第374空輸航空団司令官、外務大臣、防衛施設庁長官
19. 7. 5	米軍人による殺人未遂事件について（要請）	在日米海軍司令官、外務大臣、防衛施設庁長官
19. 8. 3	平成20年度基地問題に関する要望	内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、環境大臣、防災担当大臣、防衛大臣、防衛施設庁長官
19. 9. 5	平成19年度基地交付金及び調整交付金に関する要望	総務大臣
19. 12. 3	米軍人による傷害事件について（口頭要請）	在日米海軍司令官、外務大臣、防衛大臣
19. 12. 7	平成20年度基地に係る国の財政的措置に関する要望	総務大臣、財務大臣、防衛大臣

(5) 厚木基地騒音対策協議会要請

・構成

神奈川県知事、神奈川県議会議員及び神奈川県議会議員（若干名）

横浜市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の市長並びに市議会議員

要請日	件名	要請先
19. 10. 22	厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等に関する要請	内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、防衛大臣、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、第7艦隊司令官、厚木航空施設司令官、第5空母航空団司令官

(6) 厚木基地関係自治体要請

・関係自治体

神奈川県、横浜市、大和市、綾瀬市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、海老名市、座間市

要請日	件名	要請先
19. 4. 26	厚木基地における夜間連続離着陸訓練の中止等について（要請）	駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、厚木航空施設司令官、外務大臣、防衛大臣、防衛施設庁長官
19. 5. 11	厚木基地における夜間連続離着陸訓練の中止について（要請）	駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、厚木航空施設司令官、外務大臣、防衛大臣、防衛施設庁長官
19. 5. 21	厚木基地におけるジェット機によるNLPに関する緊急要請	外務大臣、防衛大臣、防衛施設庁長官
19. 10. 9	厚木基地における夜間連続離着陸訓練（NLP）の中止等について（要請）	駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、厚木航空施設司令官、外務大臣、防衛大臣
19. 12. 21	年末・年始における飛行活動の自粛について （口頭要請）	在日米海軍司令官、厚木航空施設司令官
20. 3. 3	厚木基地における夜間連続離着陸訓練（NLP）の中止等について（要請）	駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、厚木航空施設司令官、外務大臣、防衛大臣

(7) 八都県市首脳会議要請

・構成

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市の市長

要請日	件名	要請先
19. 6. 15	厚木飛行場の騒音問題の抜本的解決に係る要望書	内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、防衛施設庁長官

4 市内米軍施設に係る広報広聴の取組

時 期	取 組	内 容
19. 5. 5	「Hi! 横濱編集局」の放送	市広報番組(テレビ神奈川)で旧小柴貯油施設の跡地利用に関する取組を紹介 ◇放送内容 「空から見た横浜」
19. 6. 8	「かながわの米軍基地」の発行	パンフレット「かながわの米軍基地」(平 13.2 発行)の改定(神奈川県基地関係県市連絡協議会事業)
19. 6. 15	「平成 19 年横浜市と米軍基地」の発行	冊子「横浜市と米軍基地」の改定、有償頒布
19. 6. 16 ～ 7. 13	「写真と新聞で見る占領された横浜」展の協力	記録映画「市政の歩み」(昭和 29(1954)年制作)の上映 ◇主 催 学校法人桐蔭学園 ◇会 場 桐蔭学園メモリアルアカデミウム ソフォスホール(青葉区)
19. 8. 22	「旧小柴貯油施設子ども見学会」の開催	夏休み期間の「子どもアドベンチャー2007」の一環として、小学4年生以上の児童・生徒(公募)を対象とした見学会を実施 ◇参加者 38名(小中学生・保護者)
19. 12. 1	広報よこはま金沢区版 12月号	「金沢区内の米軍施設と返還跡地の利用について」
20. 3. 21	パンフレット「横浜市と米軍基地」の発行	冊子「横浜市と米軍基地」の概要版、市内米軍施設の沿革、米軍施設返還跡地利用指針等を紹介

※ このほか、基地対策部ホームページ等において、随時、基地対策の取組を紹介している。

5 返還施設の跡地利用に関する取組

(1) 深谷通信所跡地利用に関する提案公募事業(アイデアコンペ)企画書 (平成20年3月)

深谷通信所跡地利用に関する提案公募事業(アイデアコンペ)企画書(概要)

1 ねらい・目的

- 深谷通信所における跡地利用に関する提案を幅広く募集することで、跡地利用の具体化に向けた取り組みの社会的関心を高め、国に対して、早期返還と跡地利用の推進を働きかけていきます。
- 直径約1kmの円形形状で首都圏における貴重な大規模空間資源であるという特徴を活かした、跡地利用に関する創造的で特出した提案を広く求めます。
- 寄せられた提案の趣旨を尊重し、跡地利用の具体化検討に活かしていきます。

【提案公募事業(アイデアコンペ)の視点】

- ・開港150周年を契機として実施し、150周年記念事業と連携した相乗効果をもたらします。
- ・戦後長きにわたる接收、その後の復興という歴史的経緯を踏まえます。
- ・跡地利用指針に掲げた跡地利用の全体テーマである「横浜から始める首都圏の環境再生」を広くPRし、それを具体化するための提案を募集します。
- ・実施に際しては、市民・団体等との協働によることを前提に関係者と連携しながら実施します。

2 実施時期

- 横浜開港150周年の2009(平成21)年度の実施を目指します。

3 提案公募事業の実施にあたっての前提

- 提案公募事業は跡地利用を促進させるための手段であり、また、事業主体も未定であることから、寄せられた提案については、そのまま事業化することとせず、その後の跡地利用の具体化の検討の際に活用することとします。
- 提案の募集にあたっては、「跡地利用に関する提言」・「米軍施設返還跡地利用指針」・「米軍施設返還跡地利用行動計画」等、これまでの検討成果を踏まえたものとします。

4 募集する提案・アイデア

(1) 募集する提案・アイデアについて

跡地利用指針に掲げた跡地利用の全体テーマである「横浜から始める首都圏の環境再生」の実現に資する地区の特徴を生かした跡地利用に関する提案やアイデアを募集します。

(2) 求める提案・アイデアの方向(例)

- 跡地利用指針に掲げた跡地利用の全体テーマである「横浜から始める首都圏の環境再生」を具体化するための提案
- 横浜だけでなく首都圏を視野に入れた広域にわたる市民生活の向上に資する跡地利用の提案
- 首都圏における大規模空間資源としての跡地利用のあり方や国有地の有効活用の観点からの提案
- 人口減少や高齢社会への対応、震災対策をはじめとした防災、地球温暖化対策、良好な景観形成など、時代の要請に対応した跡地利用の提案

- 施設周辺の水・緑環境などを活かした環境・緑・景観創造等につながる提案
- 歴史的経緯を踏まえた大規模返還施設に相応しいシンボル空間の形成につながる跡地利用の提案
- 直径約1kmの円形空間という特徴を活かした空間デザイン等のイメージプランに関する提案
- 横浜市郊外部の活性化、地域まちづくりへの活用を視野に入れた提案

5 実施体制

(1) 実行委員会の設置

市民・団体等との協働により、提案公募事業の実施主体である、(仮称)深谷通信所提案公募事業(アイデアコンペ)実行委員会を設立し、実行委員会は、提案公募事業を主催します。また、委員会の事務局は横浜市(都市経営局基地対策部)に置きます。

(2) 審査委員会の設置

応募された提案を審査するために、審査委員会を設置します。審査委員会の委員については、実行委員会で協議し、選定することとします。

【審査委員会委員の構成イメージ】

審査委員会委員については、実行委員会で協議し、選定しますが、委員の構成については、応募作品を審査するための専門性や知見を考慮し、都市計画・景観・環境等の各分野からの専門家・学識経験者や行政機関職員等により構成することとします。

(3) 後援・協賛・協力の要請

提案公募事業の実施にあたっては、幅広い関係者の協力のもとに事業を実施する必要がある、実施にあたっては関係団体・民間企業・大学等に幅広く協力を呼びかけていきます。

6 事業スケジュール

平成20年度：実行委員会設立、実施計画策定(募集要項の検討、審査委員会の設置等)
 平成21年度：実施(作品募集・審査・審査結果発表等)

7 その他

(1) 市民意見の反映

跡地利用の具体化にあたっては、市民や地域住民等の意見を踏まえ検討を進めていきます。提案公募事業の実施にあたっては、その一環として、平成20年度内に深谷通信所を対象とした、市民参加型のイベント等の開催を検討します。

(2) 国の協力

全域が国有地であることや、平成18年度国土施策創発調査(「首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する検討調査」：国土交通省・農林水産省)のモデル地区になっていることから、提案公募事業に国の協力が得られるよう働きかけていきます。

(2)小柴貯油施設跡地利用基本計画（平成20年3月31日策定）

小柴貯油施設跡地利用基本計画（概要）

1 旧小柴貯油施設の概況

- 敷地の約6割は斜面緑地であり、タンクが合計34基残されています。
- 標高の最も高い地点と低い地点との差は約80mあります。
- 動植物調査の結果、約1,200の種が確認され、植生はコナラ群落が中心です。また、文化財保護法や種の保存法に位置付けられている種の営巣等は確認されませんでした。
- 敷地内を流れる水路では、ホタルの生息が確認されました。

2 旧小柴貯油施設の立地環境

- 金沢区は市の中でも公園面積が大きく、旧小柴貯油施設の周辺には、長浜公園や海の公園などの特徴ある公園が立地しています。
- 高速道路出入口や鉄道駅に近く、交通基盤は比較的充実しています。
- 防災機能として、「広域避難場所」や自衛隊・消防・警察の活動拠点となる「広域応援活動拠点」とすることが想定されます。

3 市民要望

- これまでに実施した市民アンケート等では、現在の自然を保全して欲しいとの声が多く寄せられています。
- その他、土壌調査の早期完了、交通対策に対する要望がありました。

4 跡地利用の基本的な考え方

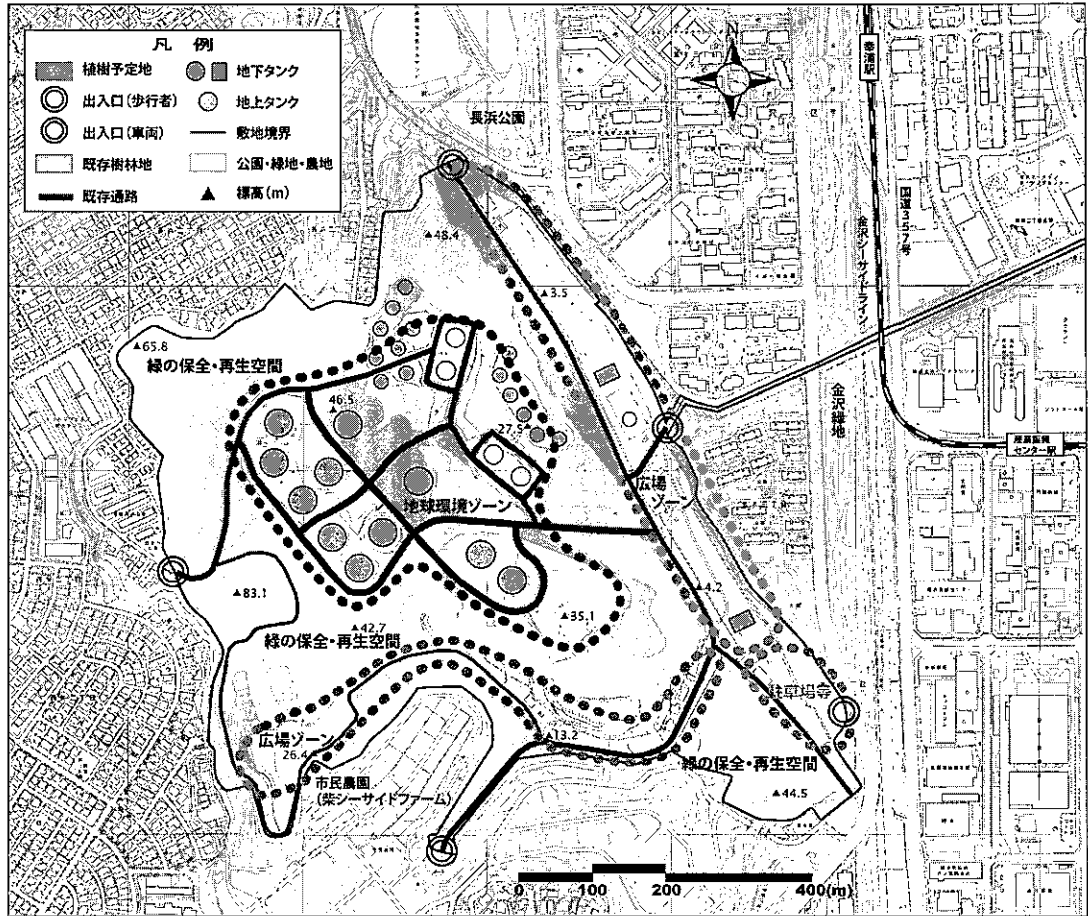
植樹等による緑の回復を図りながら、周辺の公園や緑地等との緑の連続性を強化します。また、森づくりのスタートとして、開港150周年を迎える平成21年に、市民参加による植樹が実施できるよう、関係機関との調整を進めていきます。早期の利用が出来るよう、整備が完了した箇所から順次オープンしていきます。

- ①市民参加による森づくりを進め、跡地全体を都市公園「開港150周年の森」として整備します。
- ②現在の緑を保全すると共に失われた緑を回復します。
- ③環境行動の支援やきっかけづくりに関する機能の導入を検討します。
- ④広場ゾーンは、芝生広場や水辺空間など、現在の環境を活かした多目的な空間づくりを進めます。
- ⑤太陽光などの自然エネルギーを積極的に導入します。

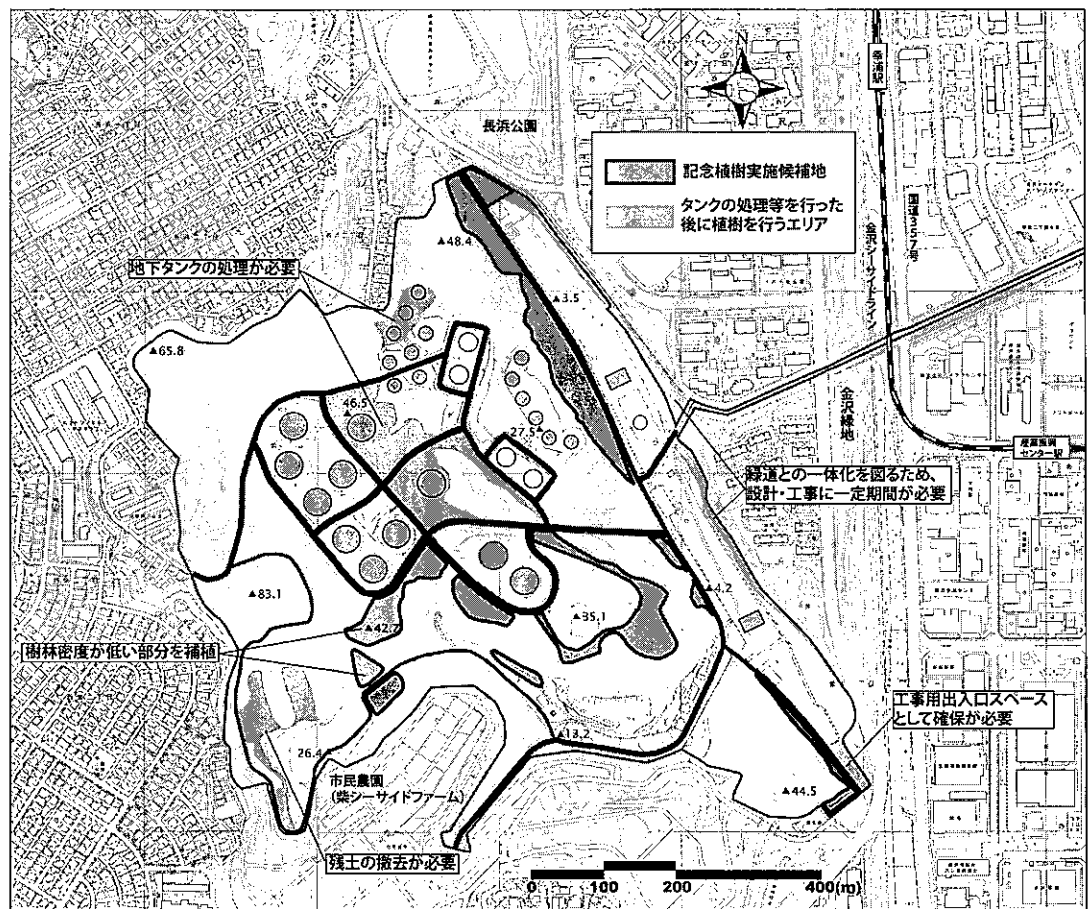
5 整備・供用の考え方

- 供用は大きく3期に分けて進めますが、整備については、当初から必要な工事を適宜進めていきます。

ゾーニング図



記念植樹実施候補地



6 その他

(1) 航空機騒音・航空機安全対策

①航空機騒音対策

本市における騒音問題の主なものは、米空母キティホークの艦載機が横浜市瀬谷区の西約2キロに位置する厚木基地に離着陸する際、本市の上空を通過することにより発生している。

本市は神奈川県や基地周辺の関係市とともに、厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練（NLP）をはじめとする、同基地周辺の航空機騒音の解消を国及び米軍に要請している。これに対し、平成14年2月に国から「できる限り多くのNLPを硫黄島で実施する。」との日米両政府了解事項が示され、同年5月には、米軍から例年厚木基地で行われていたデモンストレーションフライトを「恒久的に廃止する」との決定が発表された。

平成18年5月には、在日米軍再編協議において、騒音被害の主な原因である空母艦載ジェット機等59機を平成26(2014)年までに移駐させることなどが日米政府間で合意され、その実施に向けた閣議決定がなされた。

なお、本市環境監視センターが、厚木基地の東側に位置する緑区、瀬谷区、泉区に騒音測定装置を設置して、航空機騒音を測定している。

また、平成19年度中に市民から本市に対して寄せられた航空機騒音に関する苦情は228件であり、5月10・14・15日の3日間、ジェット艦載機によるNLPが、約7年ぶりに厚木基地で実施されたことにより、例年に比べ苦情件数が大幅に増加した。

最近5年間の苦情件数は次のとおりである。

年 度	横浜市に寄せられた苦情件数	(参考)*1 県及び厚木基地周辺市に寄せられた苦情件数
平成15年度	129件	5,552件
平成16年度	61件	4,142件
平成17年度	90件	5,737件
平成18年度	115件	4,749件
平成19年度	228件	5,015件

*1：神奈川県基地対策課資料より

②航空機安全対策

航空機事故はひとたび起こると大惨事になるおそれが高く、また、本市は緑区内（現青葉区）への墜落事故（昭和52年）など、市内での米軍機墜落事故を経験していること、近年も米軍ヘリコプターからの銃弾落下事故（16年7月）、米軍ヘリコプターの不時着（16年8月、19年6月）などが市内で発生していることから、基地関係自治体とともに、国や米軍に対し航空安全対策の強化を要請している。

さらに、本市は米軍、自衛隊による航空事故等が発生した場合に備え、国、米軍及び関係自治体で構成する「航空事故等連絡協議会」に参加し、関係機関相互の連絡体制整備や総合的な応急対策等について協議を行っている。

(2) 米軍施設の一時利用状況（横浜市関連行事）

施設名	利用目的	利用日
根岸住宅地区	第32回中区民祭り 通行	平 19. 9. 30
富岡倉庫地区	第19回南部市場まつり 駐車場	平 19. 10. 14
深谷通信所	第18回全国女性消防操縦大会 駐車場	平 19. 10. 24～26
上瀬谷通信施設	瀬谷フェスティバル 2007 会場	平 19. 10. 28

(3) 米軍施設の開放状況

施設名	行事名	開催日
根岸住宅地区	フレンドシップデー	平 19. 4. 21
	盆踊り	平 19. 8. 25
上瀬谷通信施設	桜祭り	平 20. 3. 29

(4) 米軍施設内の共同使用の状況

米軍施設内における共同使用は、日米地位協定第2条4(a)に基づいて、米側の施設及び区域を日米合同委員会の合意により日本側が一時的に使用するものである。

道路整備、河川改修等の実現方策として、共同使用は重要な役割を果たしている。

施設名	使用目的	申請年月日	合意年月日	面積(㎡)
根岸住宅地区	根岸台バス折返し場	昭 45. 12. 6	昭 47. 3. 31	922. 94
	寺久保、夔沢間下水道管	昭 54. 10. 18	昭 55. 9. 25	146. 89
	山元町側進入路	昭 61. 7. 31	昭 63. 8. 11	7, 314. 04
池子住宅地区及び海軍補助施設	県道金沢逗子線バイパス	昭 58. 12. 1	昭 62. 10. 29	5, 307. 91
横浜ノース・ドック	進入路建設	平 7. 11. 24	平 10. 6. 18	土地 約 19, 700 水域 約 2, 500
深谷通信所	県道阿久和鎌倉線歩道等	平 2. 1. 31	平 4. 12. 17	3, 593. 86
	地震対策用防火水槽 (飲料水兼用)	平 3. 6. 4	平 7. 9. 21	35. 00
	防犯灯設置	平 13. 2. 16	平 17. 1. 13	210. 00
上瀬谷通信施設	ウド栽培	昭 43. 8. 12	昭 44. 2. 27	13, 439. 37
	(海軍道路下) 水道管	昭 46. 12. 6	昭 48. 3. 22	1, 453. 65
	相沢川維持管理	昭 52. 2. 18	昭 52. 9. 8	11, 550. 00
	農地整備(道水路・排水施設等)	昭 53. 7. 10	昭 54. 12. 6	4, 289. 00
	海軍道路	昭 54. 3. 12	昭 54. 12. 20	39, 959. 00
	細谷戸方面、上瀬谷小 方面水道管	昭 54. 11. 29	昭 55. 8. 14	230. 37
大門川維持管理	昭 56. 7. 3	昭 57. 9. 24	13, 576. 60	

(5) 広域避難場所に指定している米軍施設

広域避難場所の名称	面積	指定した米軍施設	指定年月日
根岸住宅地区 根岸森林公園	372,100㎡ 264,800㎡	根岸住宅地区	昭47. 2. 16
池子米軍用地及び 八景苑墓地一帯	20,800㎡	池子住宅地区及び海軍 補助施設（横浜市域）	平 5. 4. 23
ノースピア本館前広場	111,600㎡	横浜ノース・ドック	昭47. 2. 16
米軍深谷通信隊	690,400㎡	深谷通信所	昭51. 9. 27
米軍上瀬谷通信隊一帯	1,995,500㎡	上瀬谷通信施設	昭51. 9. 27

* 広域避難場所の指定面積には、米軍施設外の面積を含む。

(6) 米軍施設別従業員数等

在日米軍に対する労務提供は地位協定第12条に規定されており、これに基づき日米政府間で締結した「基本労務契約」、「諸機関労務協約」及び「船員契約」の定めるところにより、日本側が雇用主、米軍側が使用主となっている。

(単位：人)

平成20年3月31日現在

施設名	基本労務契約	諸機関労務協約	船員契約	計
根岸住宅地区	137 (142)	42 (40)	— (-)	179 (182)
池子住宅地区及び 海軍補助施設	95 (99)	29 (30)	— (-)	124 (129)
鶴見貯油施設	92 (91)	— (-)	— (-)	92 (91)
横浜ノース・ドック	172 (174)	14 (16)	— (-)	186 (190)
深谷通信所	6 (4)	— (-)	— (-)	6 (4)
上瀬谷通信施設	58 (62)	14 (16)	— (-)	72 (78)
計	560 (572)	99 (102)	— (-)	659 (674)

* () 内は平成19年3月31日現在の人数

* 数値は南関東防衛局から提供

<参考>

1 基本労務契約(MLC = Master Labor Contract)

在日米軍の各司令部や各部隊で働く通訳、警備員、作業員、一般事務等の職種の従業員を対象とした契約。

2 諸機関労務協約(IHA = Indirect Hire Agreement)

日米地位協定第15条に規定されている食堂、販売所等で働く従業員を対象とする協約。

3 船員契約(MC = Mariner's Contract)

在日米軍の非戦闘用船舶で働く船員を対象とする契約。

(7) 横浜市内における米軍人等の施設・区域内外居住者数

(単位：人)

各年3月31日現在

年度	居住者数計	施設・区域内	施設・区域外
平成16年	1,845	1,358	487
平成17年	1,555	1,076	479
平成18年	1,182	705	477
平成19年	1,419	946	473

IV 資 料

1 市内米軍施設関連資料

(1) 日米協議に関する文書等

① 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について

(平成15年7月22日防衛施設庁)

横浜市長 殿

施横第3878号(YFP)
平成15年7月22日

横浜防衛施設局長

神奈川県における在日米軍施設・区域
の整理等に関する協議内容について

日頃、防衛施設行政につきましては、多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議については、平成15年2月6日、日米合同委員会の下部機関である施設特別委員会の下に設置されている施設調整部会で協議を行うことを日米間で決定したところであります。

平成15年7月18日、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第2回会合が別添のとおり開催され、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域において、在日米海軍の住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致したところであります。

つきましては、日米安全保障体制の目的達成のため必要な当該住宅整備について、貴職の格別のご理解とご協力を賜りますとともに、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等について、早期に結論を得たく、貴職のご意見をいただきたくよろしくお願ひします。

以上

添付書類：「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の開催について」

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等
に関する施設調整部会の開催について

平成15年7月18日

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第2回会合が下記のとおり開催されましたのでお知らせします。

記

- 1 年月日：平成15年7月18日（金）
- 2 場 所：防衛施設庁
- 3 出席者：
日本側：防衛施設庁総務部総括施設調査官、施設部施設企画課長
外務省北米局日米地位協定室長 他
米 側：在日米軍司令部第4部長
在京米大使館政治部安全保障課一等書記官 他
- 4 会議概要： 別紙のとおり

別 紙

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等
に関する第2回施設調整部会の会議概要

- 1 本年2月21日の第1回会合において、日本側から、神奈川県内の在日米海軍施設・区域に係る地元事情や国会における議論等について説明があったが、今回の会合においては、先ず米国側から、米国側の諸事情について、次のような発言があった。
(1) 根岸住宅地区については、同地区に所在する住宅（約400戸）のほとんど全てが昭和20年代前半に建設されたものであり、老朽化が著しい状況にあるため、早急に建て替える

必要があるが、代替地が確保されることにより、当該施設を移設することが可能であると考えている。

- (2) また、神奈川県における在日米海軍の住宅不足は従来より深刻な状況にあり、米国としては、同県内の施設・区域において、当面、約400戸程度の住宅及びその支援施設を建設することが重要な課題になっている。
 - (3) これらの根岸住宅地区の建て替え分及び米海軍住宅の不足分についてはできるだけ早期に建設することが必要と考えている。
 - (4) 住宅及びその支援施設を建設するという意味においては、上瀬谷通信施設、深谷通信所等も、その候補地となり得るものであるが、米国としては、できるだけ横須賀海軍施設に近接する地域で住宅及びその支援施設を建設することを要望したいと考えている。
- 2 米国としては、これら合計800戸程度の住宅及びその支援施設の建設がなされれば、上瀬谷通信施設（一部）、深谷通信所及び富岡倉庫地区については、将来の住宅用地としての利用計画がなくなることから、また、根岸住宅地区については、移設先が確保できることから、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、これらの施設・区域の返還について考慮することが可能となると考えている。
- 3 これに対し、日本側からは、地元の累次にわたる返還要望等も踏まえ、根岸住宅地区、上瀬谷通信施設（一部）、深谷通信所及び富岡倉庫地区については、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、直ちに返還して欲しい旨述べるとともに、住宅建設については、地元自治体の理解を求める必要があるとの考えを示した。
- 4 以上の状況を踏まえ、日米双方で協議した結果、以下の理由から、地元自治体の理解を得て、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域において、①根岸住宅地区に所在する住宅及びその支援施設並びに②前述した神奈川県内で不足している在日米海軍の住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致したところである。
- (1) 住宅地区を集約することにより、管理上等の観点から効率的であること。
 - (2) 横須賀海軍施設への通勤にあたって利便性が確保できること。
- 5 最後に、日本側から、今次協議の状況を関係部局に伝達するとともに、特に住宅建設の問題については、関係自治体と調整することとし、その調整状況等については次回会合で説明する旨発言した。

②市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明（平成16年8月4日横浜市）

市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明

1 接收地返還に向けた取り組み

横浜市は、第二次世界大戦後進駐した連合国軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接收され、横浜の再建・復興は著しく遅れることとなりました。

それ以来、横浜市では市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期全面返還に向けた取り組みを進め、その結果、今日まで多くの返還を実現してまいりました。

しかしながら、市内には今なお8か所、約528haという他の大都市には例を見ない米軍施設が存在し、これらは都市づくりを進める上での大きな障害となっています。

2 国からの申し入れ

こうした中で、市内米軍施設に関連する大きな動きとして、昨年2月から、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米両政府間の協議が、日米合同委員会の下に置かれた施設調整部会において開始されました。

同部会の第1回会合においては、県内の在日米海軍施設・区域に焦点をあてていくこととされ、第2回会合の後、昨年7月22日付で国は、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における、800戸程度の住宅及びその支援施設の建設を含む日米間の協議内容について、市に対し意見照会をしてきたところです。

この日米協議においては、池子における住宅等の建設がなされれば、根岸住宅地区、富岡倉庫地区、深谷通信所及び上瀬谷通信施設（一部）については、施設・区域の返還について考慮することが可能となるとされていますが、その規模は、現在の市内米軍施設の合計面積約528haの約48%と推定され、これが実現すると、返還という一面だけを見るならば、本市における過去最大の返還となります。

3 施設返還の大原則

米軍施設の返還は、日米安全保障条約及び日米地位協定の目的のために必要でなくなったときは、無条件で行うことが大原則であり、住宅等の建設とは切り離し、この大原則を踏まえて、返還の環境が整ったものから、逐次、返還すべきであります。

また施設返還については、国が施設の置かれている状況を常に把握し、施設返還の拡大に最大限の努力をすべきであります。

横浜市としては、このような考え方に立ち、長年にわたり、市民、市会と一体となって、国に対し強く要望してきたところです。

しかしながら、国からの申し入れは、こうした、従来からの米軍施設に対する本市の考え方から、大きく隔たりがあるものであります。

4 国の頑なな姿勢

このため、二度にわたっての文書照会をはじめとして、防衛施設庁に実務的な照会を行うなど、国に対し、折衝を重ねてまいりました。私自身も、昨年12月に防衛施設庁長官と、さらにこの7月に国務大臣・防衛庁長官と会談し、直接、住宅等の建設と切り離して施設返還を行うべきであるという、市の考えを強く主張しましたが、国の態度は大変頑ななものであると認識せざるを得ませんでした。

文書照会への回答や防衛施設庁長官との会談において、国は、「住宅等の建設と施設の返還については一連の案件であり、一括して処理すべきものである」とし、また、「住宅等の建設については、国の事務として、日米安全保障体制の目的達成のため、できるだけ早期に実施する必要がある」としております。

さらに、防衛庁長官との会談において、私から、市としての施設返還に関する基本的考え方や建設と返還を一括とされることによる地元、横浜市民の苦悩を伝えましたが、長官は「住宅等の建設は国の固有事務である」、また「地元の返還要望に応える、現実的で最善の対応策である」とし、住宅等の建設への固い意思を改めて示しました。

このように、国の米軍住宅建設の意思は、大変一方的であり、また極めて固いと認識せざるを得ません。さらに、極めて遺憾なことは、国が条件とは決して言わないものの固執する、「住宅等の建設と施設返還は一連、一括である」との主張が、条件以外の何ものでもないものとして、市に突きつけられている事実です。

5 市会並びに市民の皆様へ

この問題に関しては、昨年7月の国からの申し入れ以降、横浜市会においては、本会議のほか、都市経営総務財政委員会、基地返還促進特別委員会など、様々な場でご議論をいただき、幅広いご意見を頂戴しました。このように、議会と行政とがともに、市民のための最善の解決策を求めて、議論を深めることができ、そのことは、私が判断をする上での力強い原動力になったと深く感謝しております。

また、住宅等の建設を行うとされている池子住宅地区の地元である金沢区では、「池子(横浜市分)接収地返還促進金沢区民協議会」において、各種の地域団体と行政が一体となり、30年以上、当該の池子地区の返還を求めてきたところです。同協議会の正副会長を通じて、地元としての苦渋に満ちた心情、地域の混乱を心配するお気持ちを伺いました。

市民の皆様からは、貴重なご意見が寄せられました。いただいたご意見は、多岐にわたり、国の申し入れに対するお考えを伺うことができました。355万市民の多くの方々においては、それぞれの立場を慮り、冷静沈着に受け止めて、いたずらに対立したり、紛糾したりする事態が生じていないことは、何より幸いです。こうした市民の皆様のがたい対応が、私のこの問題への対処の基礎となっております。

6 横浜市の新たな提案

国の主張するところの第一は、防衛・外交は国の基本的な事務であり、横浜市の諾否にかかわらず、国は住宅等の建設が可能であるという考え方です。

こうした国の考え方は、早期全面返還を望む市民の感情を逆撫でするものであり、誠に遺憾であり、とりわけ、金沢区の方々の無念に思いを馳せざるを得ません。

しかしながら、国が、この住宅等の建設については、日米安全保障体制の目的達成のための必要性がある、日米の政府間で認識の一致をみた事柄である、ということの大義名分に、国の固有事務として住宅等建設の事実を進行させてしまう、という懸念も否定できません。また、施設返還の議論がないがしろにされ、放置され続けることも、極めて残念ながら、ありうるものと考えます。

市として誠に苦慮するところではありますが、議論を先延ばしにすることにより、そうした事態に陥ることは、決して許されないことでもあります。

また、国の主張の第二は、先に述べたとおり、「住宅等の建設と施設の返還については一連の

案件であり、一括して処理すべきものである」とし、住宅等建設を施設返還の事実上の条件としていることです。

これに対し、本市は、住宅等の建設は、施設の返還と切り離れた議論とすることが原則であると当初から考え、そのように繰り返し主張して現在に至りましたが、誠に遺憾ながら、国は、そうした考え方を頑なに変えようとせず、隔たりは埋まりません。

国の主張については到底承服できるものではありませんので、市民にとって、金沢区民にとって、現実的な対応の中での最善の解決策として、国に対し、施設返還について一点、住宅等建設について一点、横浜市として、新たな提案を行うものであります。

まず、第一点目の施設の返還についてであります。もとより日米安全保障条約及び日米地位協定の目的のために必要でなくなったときは、いつでも返還しなくてはならないものであります。

昨年7月の施設調整部会の第2回会合で議論がなされた根岸住宅地区、富岡倉庫地区、深谷通信所、上瀬谷通信施設(一部)についての返還に加えて、金沢区民のため、池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地の返還、さらに、同部会においては議論がなされていない小柴貯油施設について、返還を追加すること、また、上瀬谷通信施設については、一部に限定することなく全部の返還を実現することを求めます。

次に第二点目の住宅等の建設の申し入れについてであります。本市からの照会に対する昨年12月18日付の回答で、国は「緑地の保全・自然環境の保全に配慮することが重要と考えている」としてありますが、本市としても緑地の保全を進めているところであります。

そこで、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における緑を可能な限り残し、自然環境の保全に十分配慮するとともに、都市開発に係る法制度等と整合を図るものとする、これらの観点から、800戸程度とされる住宅建設戸数については見直しを図り、800戸にこだわることなく、できる限りの削減を行うことを求めます。

国においては、この横浜市としての新たな提案に対し、真摯に検討し、誠意ある考え方を示されることを強く要請いたします。

7 終わりに

昨年7月に、市内米軍施設についての本案件が国から提案され、1年が経過しました。この間、国から「施設の返還は住宅等の建設と一連、一括のもの」、即ち、事実上の条件として突きつけられた、この国からの提案に対し、市民、市会、市行政は、それぞれの立場で取り組み、苦悩をともにしてきました。

18区全体を考え、総合的に判断すべき立場の者として、市民にとって、金沢区民にとっての、現時点における具体的な最善の解決策に向け、熟慮に熟慮を重ねた結果、今こうしてここに、市として国に対し新たな提案をするという、決断に至ったものであります。

最後に、ここまで、市民の立場から、横浜市会議員の立場から、貴重なご意見を様々にお寄せくださり、苦悩をともにしてくださった多くの方々に、深く感謝を申しあげるとともに、さらなるご支援を賜りますよう、心からお願いいたします。

平成 16 年 8 月 4 日

横浜市 市長 中 田 宏

③神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第3回施設調整部会の会議概要

(平成 16 年 9 月 2 日防衛施設庁)

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等 に関する第3回施設調整部会の会議概要

1 昨年7月18日の第2回会合においては、米国側から、米国側の諸事情についての説明が行われるとともに、次のような議論が行われた。

(1) 米国側から、合計800戸程度の住宅及びその支援施設の建設がなされれば、上瀬谷通信施設(一部)、深谷通信所及び富岡倉庫地区については、将来の住宅用地としての利用計画がなくなることから、また、根岸住宅地区については、移設先が確保できることから、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、これらの施設・区域の返還について考慮することが可能となると考えているとの発言があった。

- (2) これに対し、日本側から、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、直ちに返還してほしい旨述べるとともに、住宅建設については、地元自治体の理解を求める必要があるとの考え方を示した。
 - (3) 以上の状況を踏まえ、日米双方で協議した結果、地元自治体の理解を得て、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域において、これらの住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致した。
 - (4) 日本側から、今次協議の状況を関係部局に伝達するとともに、特に住宅建設の問題については、関係自治体と調整することとし、その調整状況を説明する旨発言した。
- 2 今回の会合においては、まず日本側から、第2回会合の協議内容に係る関係自治体との調整状況として、下記のとおり関係自治体の考え方を説明した。
 - (1) 横浜市長は、返還される施設・区域及び返還される面積の増並びに緑の保全と住宅建設戸数の削減等について新たな提案を行うとの声明を発表し、この提案について国が調整し、その結果をみて、米軍住宅等の建設にかかる具体的協議を開始する用意があるとの考えを表明。
(返還される施設・区域及び返還される面積の増：上瀬谷通信施設の全部返還、池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地の返還、小柴貯油施設の返還)
 - (2) 神奈川県は、横浜市の提案について真摯に検討するよう国に働きかけていくとともに逗子市の理解が得られるよう努力することも国に求めている考え。
 - (3) 逗子市は、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の逗子市域と横浜市域とは一体であり、過去の住宅建設に係る国と逗子市との調整経緯を踏まえれば、たとえ横浜市域といえども住宅を建設することは約束違反であり反対するとの考え。
 - 3 さらに日本側から、横浜市長声明を別紙のとおり紹介し、日本側としては、本件協議で対象となっている施設・区域が所在する横浜市の新たな提案を重く受け止めており、地元の理解を得るためには同市の新たな提案に対する十分な配慮が必要である旨、また逗子市に対しても引き続き理解を求めていく考えである旨発言した。
 - 4 日米双方で協議した結果、次の諸点について日米間の認識が一致したところである。
 - (1) 施設・区域の返還に関し：
 - ア 本件協議内容が日米合同委員会により最終的に承認されれば、個々の施設・区域における現在の使用が終了した時点で、以下の施設・区域については、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。
 - ① 上瀬谷通信施設（一部）
 - ② 深谷通信所
 - ③ 富岡倉庫地区
 - ④ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域の飛び地部分（約1.2ヘクタール）
 - イ 根岸住宅地区については、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で返還される。
 - ウ 上瀬谷通信施設の残余部分（住宅及び支援施設が所在する地区等）については、現在の使用が終了し、それによりその必要性がなくなった時点で、返還に向けた手続きが開始される。
 - エ 小柴貯油施設については、他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることとなる。
当該施設・区域の一部については、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとる。
 - (2) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設に関し：
 - ア 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設に伴う改変面積については、同施設の横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。
 - イ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設については、住宅建設戸数を700戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する。
 - 5 今後は、今回の協議内容について関係自治体に説明し理解が得られるよう努めるとともに、特に横浜市の理解を得て、住宅及びその支援施設の具体的な建設計画の策定に着手することとする。
なお、今回の施設調整部会での協議内容については、日米合同委員会に報告することとし、その後は、日米合同委員会及びその下部機関で所要の調整・手続が進められることとなる。

④市内米軍施設に係る第3回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方について

(平成16年9月22日横浜市)

市内米軍施設に係る第3回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方について

先月4日、「市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明」を発表し、昨年7月の国からの申し入れに対し、市としての新たな提案をいたしました。その後、石破防衛庁長官、さらには小泉首相にお会いしましたが、長官は最大限の努力をする、首相は地元の意向を尊重する、と対応されました。9月2日に、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第3回施設調整部会が開催されるとともに、その協議結果が本市に伝えられたところです。

その内容は、施設・区域の返還に関しては、上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地、小柴貯油施設の一部の返還について、日米間で認識の一致をみたということです。さらに、住宅及びその支援施設の建設に関しては、建設に伴う改変面積の抑制、新規建設戸数を4分の1削減し、住宅建設戸数を700戸程度に縮減することについて、同様に一致したというものです。

この協議結果については、基地返還促進特別委員会、都市経営総務財政委員会をはじめとして、市民を代表される市会にご説明するとともに、9月17日開催の市会本会議の一般質問の中で、各党派等のご意見をいただきました。また、住宅等の建設を行うとされている地元、池子(横浜市分)接收地返還促進金沢区民協議会に対し、同様にご説明し、ご意見を伺ったところです。9月15日に開催された同協議会において、各委員が意見を表明されましたが、そのご意見は、様々にあり、それらのご意見はしっかりと受け止めさせていただきました。さらに、この間、市民の方々からも、貴重なご意見が寄せられたところです。

これらのご意見を踏まえながら、私としては、次のような点から、国が市の新たな提案を重く受け止め、その結果を出したものと判断いたしました。

まず、施設返還について、

- ① 本市が日米協議において議論がなされていない小柴貯油施設の返還を求めたことに対し、その一部を返還するとしたことにより、将来の全部返還に道筋をつけることになること。
 - ② 当該住宅等建設を行おうとする池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地が返還になること。
 - ③ 最も面積が広く、市内米軍施設の面積のおよそ半分近くを占める上瀬谷通信施設について、全部返還になること。
 - ④ 以上の結果により、市内米軍施設の面積の7割を超える返還になること。
- 次に、住宅等建設について、
- ① 緑を守るなどの自然環境の保全に配慮し、建設に伴う改変面積を半分以下に抑制することになること。
 - ② 日米間で譲歩の余地のない調整をした結果であるとしていた住宅建設戸数について、新規建設戸数の4分の1を削減することになること。

以上の点を踏まえ、第3回施設調整部会の協議結果を受け、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域での住宅等の建設、施設の返還に係る具体的協議に入ることを明らかにいたします。今後は、この決断のもたらす結果を、金沢区民にとって、市民にとって、さらには横浜の発展にとって、実り豊かなものとしていくため、施策を展開していく決意であります。

最後に、今後の国との具体的協議に当たっては、住宅等建設に伴う周辺地域への影響、施設返還に係る課題などについて、鋭意調整し、金沢区民、横浜市民、横浜市の意向を最大限反映すべく取り組んで参る所存であります。

市民、市会の皆様におかれては、どうかご理解とご支援を賜りますよう、お願いするものであります。

平成16年9月22日

横浜市長 中田 宏

⑤神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について（回答）

（平成16年10月5日横浜市）

総 渉 第 7 3 号
平成16年10月5日

横浜防衛施設局長 柘田 一彦 様

横 浜 市 長 中 田 宏

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について（回答）

中秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議に関し、昨年7月22日に貴職からの申し入れがあつて以来、本市としては、国に対する文書照会、防衛庁長官及び防衛施設庁長官との会談等を行う一方、横浜市会における議論、池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会や市民から寄せられた意見などを踏まえ、慎重に検討してまいりました。

その結果、去る8月4日に、市長声明を発表し、市の新たな提案をいたしました。これに対して、9月2日に日米合同委員会の下の施設調整部会の第3回会合が開かれ、協議結果が本市に伝えられたところです。

この協議結果については、市会や金沢区民協議会などからの意見をいただいたところですが、国が本市の新たな提案を重く受け止め、その結果を出したものと判断いたしました。

つきましては、この第3回施設調整部会の協議結果を受け、米軍住宅等の建設、施設の返還に係る具体的協議に応じてまいりたいと考えます。また、今後の協議にあつては、本市の8月4日付声明を踏まえるとともに、住宅建設に伴う周辺地域への影響、施設返還に係る課題について真摯に検討し、地元の意向を最大限反映されるよう、あらかじめ要請いたします。

⑥日米合同委員会合意事案概要

（平成16年10月18日防衛施設庁）

合同委員会合意事案概要

件 名	施設調整部会での神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議について
承認年月日	平. 16. 10. 18
合意対象所在地	神奈川県横浜市

<事案内容>

本年9月2日に開催された神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会において行われた勧告は、合同委員会において承認された。

<参考>平成16年度の返還方針の合意内容

施設名	返還対象面積	返還の区分		返還の考え方
上瀬谷通信施設	242 ha	全部	一部 190ha程度	現在の使用が終了した時点で、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。
			残余部分 (住宅及び支援施設が所在する地区等) 50ha程度	現在の使用が終了し、それによりその必要性がなくなった時点で、返還に向けた手続きが開始される。
深谷通信所	77 ha	全部		現在の使用が終了した時点で、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。
富岡倉庫地区	3 ha	全部		現在の使用が終了した時点で、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。
池子住宅地区及び海軍補助施設	1 ha	飛び地		現在の使用が終了した時点で、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。
根岸住宅地区	43 ha	全部		「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で、返還される。
小柴貯油施設	10 ha	一部(※)		他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることとなる。 当該施設・区域の一部については、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとる。

(注)表の記載内容は、第3回施設調整部会(平16.9.2)の会議概要及び防衛施設庁の説明に基づき、本市がまとめたものであり、数値は概数である。

※ 小柴貯油施設については、平成17年12月14日に陸地部分全域(約52.6ha)と制限水域の一部(約4.6ha)が返還された。

(2)小柴貯油施設の返還に関する文書

①小柴貯油施設の返還などに関する日米合同委員会合意について

【お知らせ】

平成17年10月18日
防衛施設庁

小柴貯油施設の返還などに関する日米合同委員会合意について

本日、小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部に係る返還予告、並びに保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更について、日米合同委員会において合意されましたので、お知らせします。

添付書類：日米合同委員会公表文

参考：これまでの経緯

- 小柴貯油施設（約53ヘクタール）の返還については、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議において、
 - ① 他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることになる
 - ② 当該施設・区域の一部（西側部分約10ha）について、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとるという点で日米間の認識が一致し、平成16年10月18日の日米合同委員会において、この協議結果が合意。
- 爾後、横浜市は、当庁等に対し、累次の機会に小柴貯油施設の早期全面返還を要請してきたことから、当庁としては、かかる要請を踏まえ、米側に対し本施設の早期全面返還を要請していたところ。

小柴貯油施設の返還などに関する日米合同委員会合意について

平成17年10月18日
外務省・防衛施設庁

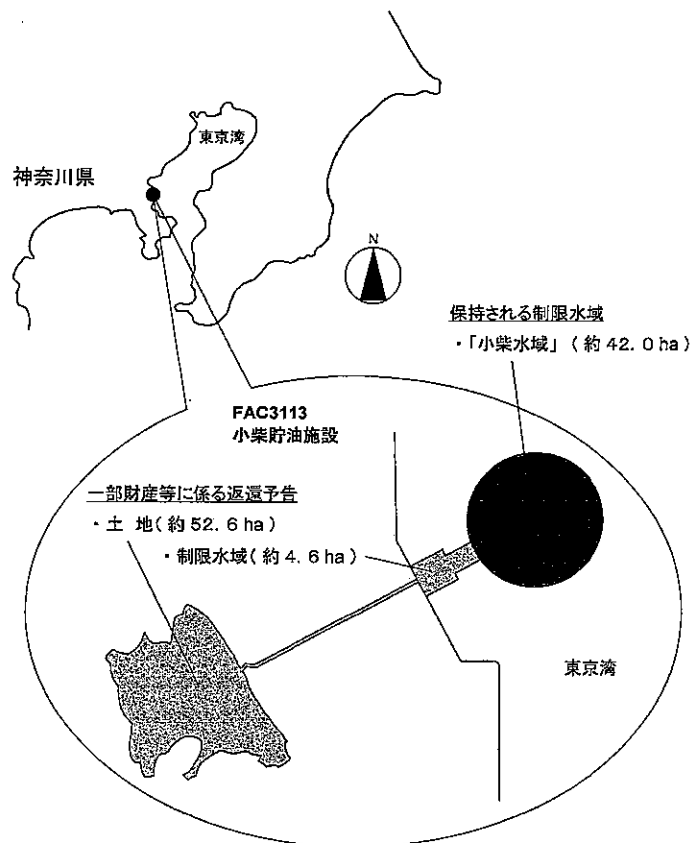
本日、日米合同委員会は、小柴貯油施設の一部財産等に係る返還予告、及び保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更について、概要次のとおり承認した。

- 一部財産等に係る返還予告
 - 土地：陸地部分全域 約52.6ha
 - 制限水域：四角形部分 約4.6ha
 - 返還時期：平成17年末を目途
- 保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更
 - 保持される制限水域：円形部分 約4.2ha
 - 変更後の名称：「小柴水域」
 - 変更後の使用条件：
 - a 「小柴水域」は、米国船の停泊及び積み荷の積み卸しのために使用される。
 - b 「小柴水域」が米国船によって使用されていない時は、一般船の通過を認める。ただし、同水域においては、合衆国政府の承認がない限り、ブイ、停泊用の鎖等に損傷を与えるような海底浚渫、掃海、投錨、魚釣り、底引網、及びその他同様の作業を厳重に禁止する。
 - c 合衆国政府は十分な安全措置を講ずるものとする。

以上

添付書類：別図

FAC3113小柴貯油施設の一部財産等に係る返還予告などに関する
日米合同委員会合意について



②FAC3113小柴貯油施設の返還について

施横第5206号(YFP)
平成17年11月11日

横浜市長 殿

横浜防衛施設局長

FAC3113小柴貯油施設の返還について (通知)

日頃、当局の防衛施設行政につきましては、御理解並びに御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本施設の陸上部分全域及び制限水域の一部が米側から返還されることになりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 返還年月日： | 平成17年12月14日 |
| 2 返還の種類： | 陸上部分全域及び制限水域の一部 |
| 3 返還施設の所在地： | 神奈川県横浜市金沢区 |
| 4 返還財産等の明細： | 土地 約52.6ha |
| | 建物 22棟 |
| | 工作物 一式 |
| | 制限水域 約4.6ha |

添付書類：別図（編集者注：省略）

以 上

【お知らせ】

平成17年11月11日
防衛施設庁

小柴貯油施設の返還について

10月18日の日米合同委員会において、17年末を目途に返還することが合意された小柴貯油施設の陸地部分全域（約52.6ha）及び制限水域の一部（約4.6ha）について、12月14日に米側から返還されることになりましたので、お知らせします。

添付書類：別図（編集者注：省略）

参考：これまでの経緯

- 平成16年10月の日米合同委員会において、横浜市に所在する6箇所の在日米軍施設・区域（注）の返還と「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における米軍家族住宅等の建設が合意されたが、その中で、小柴貯油施設については一部（西側部分約10ha）の返還が合意されていたところ。
（注）上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の飛び地、小柴貯油施設（一部）
- その後、本年10月18日の日米合同委員会において、
 - ① 小柴貯油施設の陸地部分全域（約52.6ha）及び制限水域の一部（約4.6ha）について17年末を目途に返還すること
 - ② 保持される制限水域（約42ha）について名称・使用条件を変更することを合意。
- 爾後、かかる合意に基づき、関係機関との間で、具体的な返還日を調整してきたところ。

③小柴貯油施設の返還について

【お知らせ】

平成17年12月14日
防衛施設庁

小柴貯油施設の返還について

本日（12月14日）、小柴貯油施設の陸地部分全域（約52.6ha）及び水域の一部（約4.6ha）について、米側から返還（日本側への引渡し）されますので、お知らせいたします。
なお、本件については、12月16日に政府間協定を締結する予定です。

（編集者注：位置図省略）

(3)住宅等建設に関する文書等

① 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について

施横建第29号(YCP)

平成18年 8月17日

横浜市都市経営局基地担当理事 殿

横浜防衛施設局建設部長

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について

防衛施設行政につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当局におきましては、標記に係る基本配置計画案について、別添のとおり作成しましたので、貴見を回示方願います。

以上

添付書類：池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案

別 添

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案

事業対象地： 神奈川県横浜市金沢区六浦町内

施設・区域面積： 約36.7ha（横浜市域）

改変面積： 約17.8ha

整備する建物等： 家族住宅700戸及びその支援施設

家族住宅

高層住宅 5棟 644戸

18階建て（142戸） 1棟

17階建て（133戸） 2棟

15階建て（118戸） 2棟

低層住宅 9棟 56戸

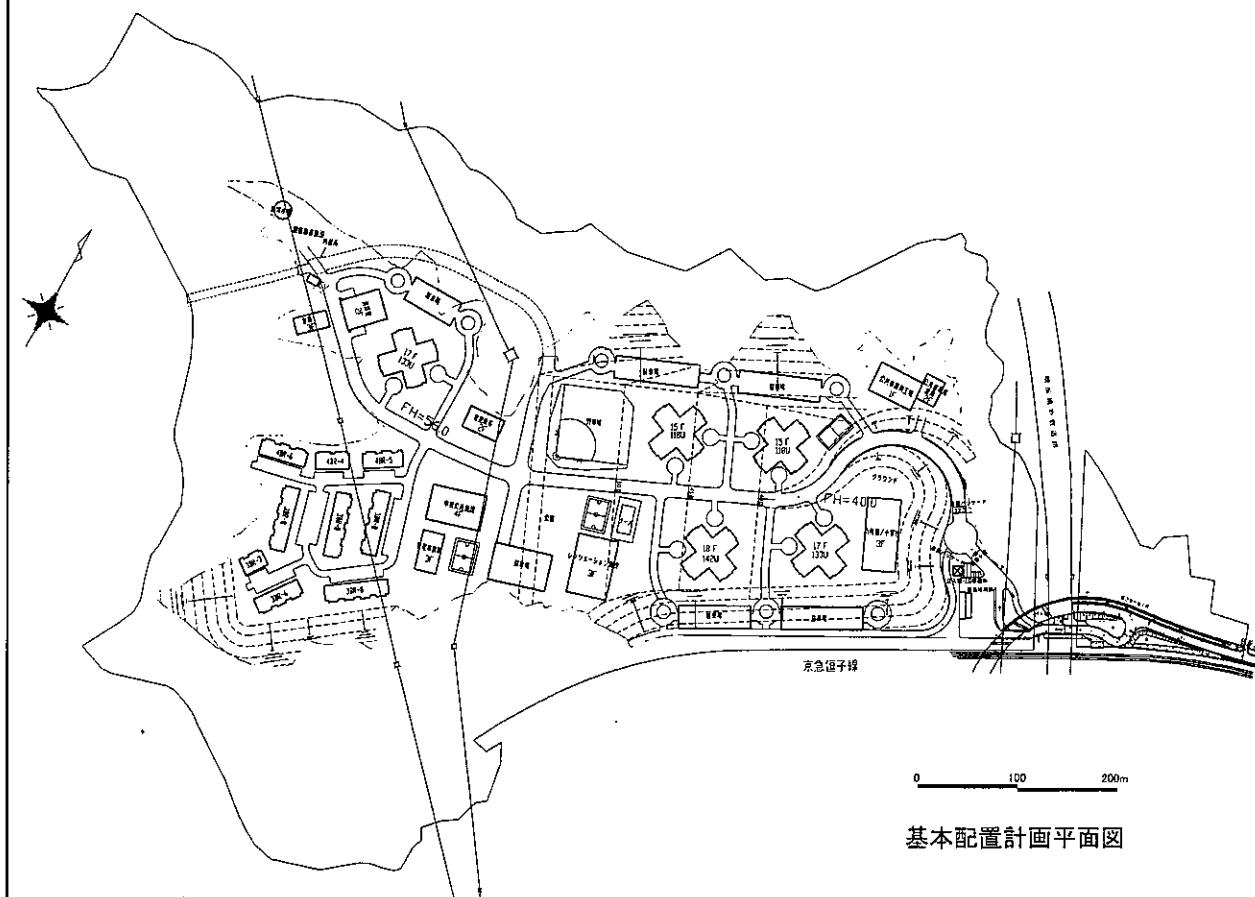
支援施設

中央公共施設（物品販売所・食堂等）、管理事務所、幼稚園/小学校、

レクリエーション施設（室内運動場・診療所等）、消防署、倉庫、

駐車場、育児所等

基本配置計画平面図： 別図のとおり



基本配置計画平面図

②金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望

平成18年9月21日

横浜市長 中田 宏 様

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会
会長 横井 正巳

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における
家族住宅等の基本配置計画案について（要望）

はじめに

当協議会は、平成16年12月、米軍施設建設及び返還跡地利用等について協議し、地元の意見・要望を関係機関に対し適時・的確に伝えることにより、地元の意向を最大限に反映させることを目的に、設立いたしました。

さる平成18年8月17日、当協議会に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の基本配置計画案」が示されたことを受けて、地元の意見を踏まえ、協議会の要望としてまとめたものです。

今回要望書を提出する主旨

先般、横浜防衛施設局より示されました配置計画案のみでは、検討材料としては乏しく、現段階で全ての要望をまとめることは困難です。この問題はスタートしたばかりであり、今後周辺住民をはじめ区民から様々な意見が出されるものと認識しております。

しかし、当協議会としては、今回の配置計画案、そして、今後具体的に示される様々な計画に対して、地元の意見をとりまとめながら、その都度意見表明をしていく必要があるという観点から、今回は配置計画案に対して最低限要望していくべきと判断した項目についてまとめております。

横浜市においては、池子米軍住宅を受け入れざるを得ない苦渋の選択をしている金沢区民の意見・要望を深く受け止め、横浜防衛施設局との調整をすすめていただきたく、お願いいたします。

また、池子地区への住宅建設計画が進む一方で、金沢区内に残された富岡倉庫地区など米軍施設が早期に返還されるよう、国に強く働きかけていただくとともに、旧小柴貯油施設の跡地利用にあたっては、国の協力について特段の働きかけをお願いします。

要望項目

①緑の保全について

今回の配置計画案では、横浜市との事前協議を受けて、改変面積を全体の1/2に抑えています。しかし、緑は面積だけではなく、その質も重要であり、今後行われる環境調査の結果を踏まえ、現在の生態系をできる限り残すことを求めます。また、やむを得ず改変される部分についても、敷地内の緑化等を行い、緑の再生を図るよう努めていただきたい。

②道路・交通問題

今回の配置計画案では、土砂の搬出は表土程度という説明でしたが、それに要する工事車両は決して少ないものではなく、さらに建築資機材の搬出入、工事従事者の車両、そして、住宅建設後の生活車両等、周辺交通に対する負荷は小さいものではないため、既存道路の使用を前提とした工事着手は、周辺住民の理解が得られるものではありません。

したがって、周辺住民の生活に十分配慮し、都市計画道路横浜逗子線の整備等を含めて必要な対策を講じていただきたい。

③建物の高さ

今回の配置計画案では、建物の上部が稜線を越えて、周辺の住宅から見える高さとなっておりますが、当地区周辺の区界は自然の稜線に囲まれた地形となっており、当協議会としては、自然の稜線から建物の上部が見えることは景観上ふさわしくないと考えています。したがって、建物の上部が稜線を越えることのないよう、地盤高及び建物の配置や高さ等について一層の工夫を図っていただきたい。

④住民への計画周知

今回は、配置計画案のみが示されましたが、住宅施設等の建築工事概要、緑・自然環境の保全策、土砂等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等が明確になった時点で、早期に当協議会に説明し、その意見を尊重するよう要望します。

更に、周辺住民に対して適時、適切に情報を提供するよう要望します。

⑤飛び地の早期返還と跡利用への全面的な協力

飛び地については早期に返還していただきたい。また、飛び地返還後、周辺住民と米軍住宅居住者との交流が円滑にすすむよう、跡地利用等について、全面的に協力していただきたい。

③池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

都 経 基 第 2 4 9 号
平成18年10月2日

横浜防衛施設局長 高見澤 将 林 様

横浜市長 中 田 宏

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

仲秋の候 貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、8月17日付け施横建第29号（YCP）で基本配置計画案が示され、本市の意見を求められているところです。

住宅等建設に伴う本市の基本的な考えにつきましては、平成17年3月に、本市住宅建設対策プロジェクトが公表した「第一次報告」に示しているところであり、貴局においても、これを尊重し基本構想等住宅等建設計画の立案を行っていることと存じます。

ところで、今回提示された基本配置計画案は、建物等の配置計画を基本に、造成計画、高層棟の階数及び周辺からの眺望のごく一端に過ぎず、住宅等建設の詳細な内容が明らかになっているわけではありません。

したがって、提示資料のみをもって基本配置計画案について評価し、意見を述べることは困難な状況にありますが、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等の意見を踏まえ、住宅建設対策プロジェクトで現時点での要請事項を次のとおりまとめましたので、国として最大限尊重した措置を講ずるよう要請します。

また、平成16年10月に返還方針が合意された市内米軍施設のうち、旧小柴貯油施設については、平成17年12月に返還が実現しましたが、富岡倉庫地区など残りの施設については、依然として返還されておりません。つきましては、これらの施設の早期返還実現に向け、米国との協議を進めるとともに、返還された旧小柴貯油施設の有効利用に向け、国として一層の御尽力を賜るよう併せて要請します。

要請事項

注) 要請事項については、防衛施設庁からの回答と併せて68ページ以降に掲載した。

④池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について

施横第3276号（YCP）
平成19年6月13日

横浜市長 殿

横浜防衛施設局長

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について

参照：平. 18. 10. 2. 付都経基第249号

「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）」

日頃から、防衛施設行政につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、参照文書による要請を踏まえて、基本配置計画を見直しましたので、同要請に対する回答を含め、別添のとおり関係資料を送付いたします。

以上

添付書類：1 別紙1・別紙2

2 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等建設事業の基本構想（編集者注：省略）

別紙1

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画

- 1 事業対象地：神奈川県横浜市金沢区六浦町内
- 2 区域面積：約36.7ha
- 3 改変面積：約17.8ha
- 4 整備する建物等：家族住宅700戸及びその支援施設

(1) 家族住宅

見直し後		当初案（平成18年8月時点）	
高層住宅	6棟 644戸	高層住宅	5棟 644戸
15階建て（116戸）	1棟	18階建て（142戸）	1棟
14階建て（108戸）	4棟	17階建て（133戸）	2棟
13階建て（96戸）	1棟	15階建て（118戸）	2棟
低層住宅	8棟 56戸	低層住宅	9棟 56戸

(2) 支援施設

中央公共施設（物品販売所・食堂等）、
生活支援施設（室内運動場・診療所等）、
管理事務所、
幼稚園／小学校、
消防署、倉庫、駐車場等

- 5 基本配置計画平面図：見直し後は付図1、当初案は付図2のとおり

横浜市長から横浜防衛施設局長宛て要請 (平成18年10月2日)	横浜防衛施設局長から横浜市長宛て回答 (平成19年6月13日)
1 緑地の保全、自然環境の保全	
(1) 改変面積が 17.8 ヘクタールであるとした根拠を示すこと。なお、鉄塔を移設する計画となっているが、この場合、移設に伴う進入路築造等に伴う造成も、改変面積に含まれるため、造成エリアを精査した上、「改変面積を横浜市域の面積の2分の1以内とする」とした、日米政府間の合意を遵守すること。	平成18年8月17日付け施横建第29号(YCP)でお示した米軍家族住宅等の基本配置計画案(以下「当初計画案」という。)及び今般見直した基本配置計画における改変面積は、「横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。」とされた平成16年10月18日の日米合同委員会の合意(以下「日米合同委員会合意」という。)に従ったものである。 これらの改変面積は、敷地造成において極力残土の搬出を抑えられるよう考慮しつつ、高さを抑えた建物等の配置が可能な敷地として、それぞれ約17.8ヘクタールとなったものである。 鉄塔の移設については、進入路築造等に伴う造成を要しない工法を採ることとしている。
(2) 非改変地については、緑地の保全を将来にわたり担保するための具体的方策を講ずること。	米軍家族住宅等の提供後においても、日米合同委員会合意を踏まえつつ、非改変地の緑地の保全に努めてまいりたい。
(3) 改変地についても、極力植樹等の緑化対策を行い、緑の創造・再生を図ること。	改変地については、可能な限り植樹するなど、適切な緑化対策を講じてまいりたい。
2 環境への配慮	
(1) 環境影響評価の実施に当たっては、動植物、水質、土壌等の自然環境のみならず、地域社会(交通混雑、交通安全)や景観等についても、環境影響の回避・低減を図ること。	地域社会の交通混雑及び交通安全、景観等については、本件建設事業に係る環境影響評価手続において、環境影響評価項目に含めることとしている。
(2) 改変地において失われる生物生息環境については、その価値を極力損なわないよう、必要な措置を講ずること。	環境に配慮した具体的方策については、環境影響評価手続において策定することとしており、環境に配慮した方策を講じてまいりたい。
(3) 樹木は、可能な限り移植等による活用を図ること。	
(4) 表土は、植物の生育を確保するため、可能な限り植栽帯等への活用を図ること。	
(5) 旧軍や弾薬庫としての使用履歴を明らかにし、適切な措置を講ずること。	使用履歴の調査等を適切に実施してまいりたい。
(6) 必要に応じ文化財調査を実施し、結果に応じて適切な保存を図ること。	横浜市教育委員会と調整し、必要な措置を講じてまいりたい。
3 災害の防止	
(1) 土砂や雨水の流出等により周辺地域が被災することのないよう、工事中及び供用後の適切な災害防止措置を講ずること (2) 雨水調整池を設置すること。	雨水調整池の設置を含め、適切な災害防止措置を講じてまいりたい。

4. 風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮

- (1) 周辺の住宅地から、高層棟の建物上部が保全された尾根の稜線越しに容易に視認されることのないよう、造成地盤高や建築物の配置等についての見直しを行い、高層棟の高さ（階数）をできる限り低減すること。
- (2) 近接する住宅地に対しては、建築物の高さ等の見直しにより、圧迫感を低減するとともに、緑化による周辺との調和などに配慮すること。
- (3) 建築物のデザインや外壁の色彩を工夫すること。また、建築物周囲の植樹や屋上緑化等について、検討すること。

今般見直した基本配置計画は、当初計画案における高層棟の配置・階数等を見直し、高層棟の高さをできる限り低減するとともに、近接する住宅への圧迫感が低減されるよう配慮したものである。

また、建築物のデザインや外壁の仕様、建築物周辺の緑化等については、周辺との調和に配慮しつつ、今後、基本設計及び実施設計において検討することとしている。

5. 工事中及び供用後の交通対策

- (1) 工事の実施に当たっては、周辺道路が、狭あいである状況や、閑静な住宅地内を通っている状況を踏まえ、周辺地域への影響を十分に配慮し、適切な対応を図ること。
- (2) 工事の実施に当たっては、工事用車両のみならず、工事従事者が使用する車両も含め、周辺交通環境への負荷に関する具体的な検討結果を明らかにし、周辺の一般道への負荷を極力軽減するための代替措置の検討を行うなど、交通対策について、十分な配慮を行うこと。
- (3) 特に、六浦駅前、狭あいであるのみならず、歩行者・自転車が輻輳している状況にあることから、工事用車両等が通行する場合には、道路の拡幅など十分な危険回避措置を講ずること。

周辺道路における工事関係車両の通行に際しては、交通誘導員を配置する等の措置を講ずるなど、環境影響評価手続の中で、周辺交通環境等に配慮した方策を検討してまいりたい。

- (4) 将来、都市計画道路横浜逗子線について、新たに事業化する場合には、特別助成措置の導入を含め、国として最大限協力すること。

御要請の事業に係る具体的な内容等を確認・検討の上、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき適切に対応してまいりたい。

- (5) 供用後の通勤等の手段、利用ルートなど周辺交通環境への負荷を軽減するための具体的な検討結果を明らかにし、交通対策等について、十分に配慮すること。

米軍家族住宅等の提供後における交通対策等については、環境影響評価手続の中で、周辺交通環境に配慮した方策を検討してまいりたい。

6. 施設供用後に向けた対応

- (1) 国と本市及び地域とで供用後の対応についての取り交わしを行った場合には、国の責任で、米軍と十分な調整を行うこと。
- (2) 周辺住民と米軍家族との親善交流や施設開放が図られるよう、米軍に働きかけること。
- (3) 現状の広域避難場所としての機能維持について、米軍と調整の上、検討すること。
- (4) 道路交通法など日常生活に関わる国内法について理解を深めるため、講習会等の実施を検討すること。

御要請については、親善交流や施設開放などの具体的な内容等を確認・検討の上、米軍と鋭意調整してまいりたい。

なお、米軍においては、交通安全教育等がすでに実施されているところである。

7 法令・条例等の遵守	
<p>(1) 都市計画法をはじめ、関係法令・条例等を遵守し、地区内の自然環境や周辺地域に配慮した計画とするよう検討を行うこと。</p> <p>(2) 地域住民が日常的に利用することができる一定規模以上の公園を設置すること。</p> <p>(3) 事業区域内に存在する道水路の処理を適正に行うこと。</p>	<p>関係法令等を遵守しつつ、自然環境や周辺地域に配慮した計画を検討してまいりたい。</p>
8 地域住民への説明	
<p>(1) 今後、基本・実施設計を進める中で、住宅等の工事概要、緑地・自然環境の保全策、土砂等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等が明確になった場合には、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し、説明を行い、その意見を尊重すること。また、周辺住民に対して適時、適切に情報の提供を行うこと。</p> <p>(2) 現在、横浜防衛施設局のホームページで、基本配置計画案を公表しているように、今後も、市民への情報提供を積極的に行うこと。</p>	<p>本件建設事業については、基本構想、基本設計、環境影響評価手続及び実施設計の進捗に応じて、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等に対し適時適切に説明してまいりたい。</p> <p>また、今後とも、当局のホームページ等を活用して情報を提供してまいりたい。</p>
9 地域のまちづくりの推進	
<p>六浦駅周辺地区は、「金沢区まちづくり方針」で、まちづくり検討地区に位置付けられているが、地域まちづくりを推進していくには、道路交通アクセスや地区の安全性等への配慮が必要な地区であることから、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の積極的活用を図るなど、国として協力を行うこと。</p>	<p>御要請のまちづくりに係る具体的な内容等を確認・検討の上、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき適切に対応してまいりたい。</p>
10 飛び地の返還と跡地利用	
<p>(1) 飛び地の早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。</p> <p>(2) 飛び地は、住宅等建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等に資する利用が図られるべきであり、国として整備を行うなど、跡地利用の具体的方策を本市に提案すること。</p>	<p>いわゆる飛び地については、その早期返還に向け、米軍と鋭意協議してまいりたい。</p> <p>また、跡地利用については、周辺住民の意向を踏まえた貴市からの具体的な要望等をお聴きしつつ、できる限り協力してまいりたい。</p>
11 その他	
<p>今後、建設計画や工事方法等に関する国の検討の進捗よくに応じて、周辺住民の意向等を踏まえた新たな要請事項が生じた場合には、これを十分に尊重し、国として誠実な対応を行うこと。</p>	<p>周辺住民の意向等を踏まえた新たな要請事項については、十分尊重してまいりたい。</p>

(編集者注) 別紙2については、平成18年10月2日の本市要請に対する回答であり、本市の要請と防衛施設庁からの回答を対比させる形に編集している。

⑤金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望

平成19年7月25日

横浜市長 中田 宏 様

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会
会長 横井 正巳

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における 家族住宅等の基本構想について（要望）

はじめに

今回の要望書は、平成19年6月25日、当協議会に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の基本構想」が示されたことを受けて、現時点における地元の意見を踏まえ、協議会の要望としてまとめたものです。

なお、本要望書では、池子住宅地区についての要望をまとめていますが、本来、先行して跡地利用に向けた検討が進められるべき「旧小柴貯油施設」について、国は土壤汚染調査さえ、未だ着手していません。「旧小柴貯油施設」の跡地利用検討を進めるため、早期に土壤汚染調査を実施することを要望するとともに、金沢区民の要望も踏まえた跡地利用の検討をあわせてお願いします。

また、金沢区内に残された富岡倉庫地区など米軍施設が早期に返還されるよう、国に強く働きかけていただくようあわせてお願いします。

要望書を提出する主旨

先般、横浜防衛施設局より示されました基本構想は、当協議会からの要望を踏まえた横浜市からの要請を反映しているということに関しては、協議会としては一定の評価をしております。

しかし、横浜市からの要請に対する回答の内容を見ると、要請に対し前向きに努力する姿勢は感じられますが、その方策について、具体的に示されていません。協議会としては、今回の基本構想の説明を受けて、引き続き要望していくべきと判断した項目について、取り急ぎ、以下のとおりまとめております。

今後も、要請に対する方策について、環境影響評価手続き等、具体的に検討が進んだ段階で、当協議会に適時適切に説明していただくとともに、その意見を尊重してくださるよう、引き続き横浜防衛施設局との調整をお願いいたします。

要望項目

①緑の保全について

前回要望したとおり、緑は面積だけではなく、その質も重要であり、環境調査の結果を踏まえ、現在の生態系をできる限り残すことを求めます。

また、改変される部分についても、緑化対策に努めるよう求めます。

②道路・交通問題について

前回要望したとおり、施設建設に伴う工事車両及び施設建設後の米軍住宅居住者の生活車両等による周辺交通に対する負荷は小さいものではないため、既存道路を現状のまま使用することを前提とした建設計画は、周辺住民の理解が得られるものではありません。

したがって、都市計画道路横浜逗子線の整備、横浜横須賀道路の活用等を含めて、周辺地域への影響を最小限にするよう、必要な対策を講じていただきたい。

③建築計画について

今回提示された基本構想では、建物の上部が稜線を越えないように、また周辺住宅地の居住者に圧迫感を与えることのないよう、建物の配置や高さ等について一定の工夫は見受けられました。今後の設計にあたっては、建物のデザインや外壁の色彩など、周辺環境・景観との調和に配慮したものとさせていただくとともに、環境に十分配慮し、建設残土等についても極力少なくなるよう施工計画の十分な検討をお願いしたい。

④住民への計画周知について

環境影響評価手続き等の進捗に応じて、住宅施設等の建築工事概要、緑・自然環境の保全策、建設残土等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等が明確になった時点で、早期に当協議会に説明し、その意見を尊重し、誠実に対応するよう要望します。

更に、周辺住民に対しても適時、適切に情報を提供し、その意見について尊重するよう要望します。

⑤飛び地の早期返還と跡利用への全面的な協力について

飛び地については早期に返還していただくことを引き続き要望します。また、飛び地返還後、米軍住宅居住者との親善交流や住宅等建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等に資する利用が図られるよう、日米の交流に資する施設の整備等について、全面的に協力していただきたい。

⑥横浜市住宅建設対策プロジェクト設置要綱

横浜市住宅建設対策プロジェクト設置要綱（抜粋）

制 定：平成16年10月4日
最終改正：平成20年 4月1日

（目的）

第1条 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域内における米軍住宅及びその支援施設の建設に伴う環境、周辺等への影響及び建設に関する調整等について、的確な対応を図るため、横浜市住宅建設対策プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトは、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域内における米軍住宅及びその支援施設の建設に関し、次に掲げる事項の検討等を行うものとする。

- (1) 環境への影響に関すること。
- (2) 周辺への影響に関すること。
- (3) 建設に係る調整に関すること。
- (4) 周辺住民の福祉の増進に関する環境整備に関すること。
- (5) その他必要と認めた事項に関すること。

2 前項各号の事項について、関係局区長は必要な助言をすることができる。

（組織等）

第3条 プロジェクトは、都市経営局基地担当理事及び別表に定めるプロジェクトメンバーをもって組織する。

2 プロジェクトに統括を置き、都市経営局基地担当理事をもって充てる。

3 統括は、プロジェクトメンバーのうちからプロジェクトリーダー及びプロジェクトサブリーダーを指名する。

4 プロジェクトリーダーは、プロジェクトの事務を掌理し、プロジェクトの会議の議長となる。

5 統括に事故があるときは、プロジェクトリーダーがその職務を代理する。

6 プロジェクトサブリーダーは、プロジェクトリーダーを補佐し、プロジェクトリーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

別 表（第3条第1項関係）

都市経営局政策部長	都市経営局基地対策部長
行政運営調整局契約財産部長	環境創造局環境保全部長
環境創造局環境施設部長	環境創造局環境整備部長
まちづくり調整局土地利用・規制担当政策専任部長	
まちづくり調整局指導部長	まちづくり調整局建築審査部長
まちづくり調整局宅地審査部長	都市整備局企画部長
都市整備局都市づくり部長	道路局計画調整部長
道路局道路部長	水道局施設部長
金沢区副区長	

(4) 跡地利用に関する資料等

① 「米軍施設返還跡地利用指針」(平成 18 年 6 月 7 日策定)

米軍施設返還跡地利用指針 (抜粋)

I 返還施設跡地利用の方針

1 英知を集め、接收跡地を未来に活かします (跡地利用の基本姿勢)

跡地利用を計画するにあたっては、接收という厳しい歴史的経緯を経て現在に至っていることを認識しつつ、これからの時代に広くその価値が認められるような大規模空間の利用のあり方を、市民をはじめ関係者の総力を挙げてかたちづくっていきます。

- (1) 接收にかかる歴史的経緯を踏まえます
- (2) 跡地の空間資源としての価値を最大限活用します
- (3) 21世紀を先導する国家的なプロジェクトとして打ち出します

2 新しい都市づくりを先導します (跡地利用の基本方向)

跡地の空間資源を新しい都市づくりに活かすことを目標として、「新たな時代要請の先取り」を前提としつつ、国・首都圏レベルの「広域的な要請への対応」及び市・区・地元レベルの「地域のまちづくりへの活用」の2点を、返還施設全体に共通する跡地利用の基本方向として位置づけます。

- (1) 新たな時代要請を先取りします
- (2) 広域的な要請に応えます
- (3) 地域のまちづくりに活用します

3 跡地利用の理念・イメージを共有します (跡地利用のテーマ)

跡地利用の実現に向けて、関係者の合意と幅広い参加を促進するためには、跡地利用の理念やイメージをわかりやすく表したテーマを掲げることが効果的であり、基本方向にもとづき、一連の跡地利用に共通する全体テーマを設定します。

○ 全体テーマ 「横浜から始める首都圏の環境再生」

横浜から首都圏に至る都市環境を、返還施設跡地を活用して幅広く再生していくことを全体テーマとして設定します。

4 関係者の協働により推進します (跡地利用の実現に向けて)

一連の返還施設の跡地利用については、全体テーマの下で、関係者の協働による、持続的・段階的な取組を推進する必要があります。また、各関係者の役割を明らかにすることにより、それぞれの責任ある取り組みを期待します。

- (1) 全体テーマの下で各施設の事業を推進します
- (2) 関係者の協働により事業を推進します
- (3) 段階的な取組を継続します
- (4) 持続可能な管理運営に取り組みます

II 施設別利用方針

施設名	施設別テーマ	跡地利用の方向
上瀬谷通信施設	<p>農・緑・防災の大規模な野外活動空間</p> <p>返還施設の中でも最大の面積であり、広大で豊かな緑環境を有しているとともに、広域道路交通の利便性が高いことから、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広域の防災活動拠点・広域機能の立地 ○「緑」を享受する首都圏郊外の自然レクリエーション空間 ○持続的で魅力ある都市型農業の振興 ○交通利便性の向上に資する基盤整備
深谷通信所	<p>自然・スポーツ・文化の円形緑陰空間</p> <p>施設の円形形状や全域国有地という条件を活かし、米軍施設返還の象徴的施設として、また、首都圏の環境再生の拠点として、特色あるデザインや、自然・スポーツ・文化など広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特色あるデザインを持つ大規模な公園・緑地 ○交通利便性の向上に資する基盤整備 ○防災拠点機能の形成
富岡倉庫地区	<p>海と丘をむすぶ産業創造空間</p> <p>交通利便性が高い臨海部に位置しており、海辺の水際線の活用や近接する公園との連携により、海と丘をむすぶ魅力づくりを図るとともに、立地特性を活かして新たな産業振興・経済発展に寄与する空間の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○産業振興に寄与する拠点 ○地域の魅力向上
根岸住宅地区	<p>ヨコハマの歴史・文化を伝える庭園散策空間</p> <p>横浜都心部に近接し、海の見える丘の芝生に囲まれた米国風住宅地という、独特の景観や雰囲気を持っています。こうした特色や隣接する根岸森林公園の環境を活用しながら、接収の歴史・文化を伝える憩いの空間の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特色ある現環境の活用 ○根岸森林公園との一体利用 ○周辺市街地の都市機能改善への寄与
旧小柴貯油施設	<p>森と海に抱かれた自然体験空間</p> <p>国道357号の軸線上に位置し、海と緑とレクリエーション施設に囲まれています。旧海岸線の変化に富んだ斜面地に樹林が分布しており、貯油タンクの適切な処理とともに、身近に自然が体験できる豊かな緑の空間、広域の住民が交流する空間の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緑のオープンスペース、市民レクリエーション空間 ○魅力的な景観の保全 ○広域機能の立地

②「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」(平成19年3月27日策定)

横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画(抜粋)

I 全体行動計画

1 返還の実現

市内米軍施設の早期全面返還に向け、返還方針が合意されている各施設の着実な返還及び瑞穂ふ頭(横浜ノース・ドック)をはじめとする全ての施設・区域の返還を、市会・市民の理解と協力を得ながら国等に働きかけていきます。

また、返還に伴う諸課題について適切な対応を国に求めていきます。

2 返還跡地利用指針の具体化

平成18年6月に策定した「米軍施設返還跡地利用指針」の具体化に向けて、全体を通して考慮すべき考え方を踏まえ、事業手法、事業主体等について、整理・検討していきます。

3 国の力の導入

国は接收の当事者であり、返還施設の最大の土地所有者であると同時に、地球規模の環境問題や広域的な都市づくりに取り組む責務を有しています。「横浜から始める首都圏の環境再生」を全体テーマとする返還施設の跡地利用について、市の接收の歴史を踏まえた省庁横断的な協力を国に対して強く求めていきます。

4 土地所有者との協働

返還跡地利用の具体化にあたっては、最大の所有者である国や、約500名に及ぶ民間土地所有者の意向を聞きながら、市が推進役となって関係者の協働により進めていきます。

II 施設別行動計画

施設名	行動計画のポイント 具体化に向けた行動計画
旧小柴貯油施設	<p><u>都市公園(「開港150周年の森」)として整備を目指します。</u></p> <p>○土壌調査や国有地の取扱い等について、国の早急な対応を求めていきます。 ○緑の7大拠点の一つである「小柴・富岡」に位置づけられており、市が都市公園として整備します。 ○「開港150周年の森」として記念植樹等市民参加の森づくりを進めます。 ○平成18年度に国が実施している「国土施策創発調査」のモデル地区となっていることから、これを契機に首都圏の環境再生の拠点としての整備のあり方を検討していきます。 ○民間土地所有者の意向、地元の意見・要望等を踏まえながら、具体化に向けた検討と国との調整を進めていきます。 ○小柴水域について、早期返還を要請していきます。</p>

施設名	行動計画のポイント 具体化に向けた行動計画
上瀬谷通信施設	<p>環状4号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指し、共同使用の手続を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「住宅及び支援施設が所在する地区等」とそのほかの地区とでは、返還の時期が異なることも考えられます。返還後のまちづくりや一体的な土地利用の実現を考慮し、一括返還を要請していきます。 ○交通混雑が激しい環状4号線の八王子街道との交差箇所については、早期整備を目指し、日米地位協定に基づく共同使用の手続を進めます。 ○平成18年度に国が実施している「国土施策創発調査」のモデル地区となっていることから、これを契機に農と緑と広域防災機能などの一体的な整備や広域機能の誘導等のあり方を検討していきます。また、国に対し、国家的プロジェクト導入の検討や国有地の有効活用等を要請していきます。 ○民間土地所有者と返還前から土地利用のあり方や事業手法等について話し合いを進めていきます。 ○民間土地所有者の意向、地元の意見・要望等を踏まえながら、具体化に向けた検討と国との調整を進めていきます。
深谷通信所	<p>「開港150周年記念国際アイデアコンペ」を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現地に米軍が常駐していないことから、早急な返還を要請していきます。 ○環境・緑・景観創造等をテーマとする「開港150周年記念国際アイデアコンペ」を実施し、横浜の環境再生への取組を世界にアピールするとともに、大規模返還施設にふさわしいシンボル空間としての整備につなげていきます。 ○平成18年度に国が実施している「国土施策創発調査」のモデル地区となっていることから、これを契機に首都圏の環境再生の拠点としての整備のあり方を検討していきます。また、国に対し、国家的プロジェクト導入の検討や国有地の有効活用等を要請していきます。 ○日米地位協定第3条(米軍管理権)に基づく現地司令官の判断により、野球場や家庭菜園などで市民利用が行われていますが、返還にあたり、これらの利用について国等から停止を求められることが想定されます。また、テレビ受信障害対策として国事業により設置された共同受信施設については、今後の取扱いが周辺地域の課題となっています。返還に伴うこれらの課題について、関係者との適切な対応を当事者である国に対して求めています。 ○地元の意見・要望等を踏まえながら、具体化に向けた検討と国との調整を進めていきます。
富岡倉庫地区	<p>市有地との一体活用と産業振興機能導入等を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現地に米軍が常駐していないことから、早急な返還を要請していきます。 ○国有地と隣接する市有地との一体的利用について検討していきます。 ○野積場は、産業振興に寄与する研究開発機能等、新たな都市機能の導入を検討していきます。 ○物揚場は、水際線を活用した利用のあり方を検討していきます。 ○隣接する中央卸売市場南部市場のあり方検討がなされていることに留意しながら検討を進めます。 ○地元の意見・要望等を踏まえながら、具体化に向けた検討と国との調整を進めていきます。

施設名	行動計画のポイント 具体化に向けた行動計画
<p>根岸住宅地区</p>	<p><u>民間土地所有者の組織づくりを支援していきます。</u></p> <p>○返還の時期は、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点とされていますが、早期返還を要請していきます。</p> <p>○根岸森林公園に隣接する区域は、既存の公園や旧一等馬見所と一体的に都市公園等としての整備を目指します。</p> <p>○住宅地部分は土地所有区分がモザイク状に入り組んでおり、現状のままでは、返還後の個々の土地の有効活用が難しい状況です。また、その中央には米軍に提供されていない土地が存在し、市民が居住しています。そこで、利用指針の具体化に向けて、土地利用のあり方や土地の整序の方法（土地区画整理事業等）などについて、できるだけ早い時期から国や居住者等を含む民間土地所有者と検討していきます。</p> <p>○民間土地所有者相互の情報交換や話し合いを進めるため、まちづくり組織の発足を支援していきます。また、まちづくりの活動を支援するため、市職員による情報提供のほか、専門家（コーディネーター）の派遣や活動助成等を検討していきます。</p> <p>○長年にわたり米軍施設として提供されてきた経緯を踏まえ、土地の整序が必要な状況を招いた国に対し、事業化に向けた協力を要請していきます。</p> <p>○まちづくり団体が、平成18年度に国の「全国都市再生モデル調査」に採択された跡地利用の基礎調査を実施しています。これを契機に、土地所有者、市、専門家による協働のまちづくりを進めていきます。</p> <p>○民間土地所有者の意向、地元の意見・要望等を踏まえながら、具体化に向けた検討と国との調整を進めていきます。</p>
<p>池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地</p>	<p><u>住宅建設対策と併せて、周辺住民の福祉増進に資する利用を検討します。</u></p> <p>○現地に米軍が常駐していないことから、早急な返還を要請していきます。</p> <p>○都市計画道路横浜逗子線の整備と米軍施設への進入路との関係などについて国と協議を進めます。</p> <p>○民間土地所有者の意向、地元の意見・要望等を踏まえながら、隣接地で行われる米軍住宅建設の対策と併せて具体化の方策を検討していきます。</p> <p>○「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の適用も含め、跡地利用についての協力を国に要請していきます。</p>

③金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望

平成19年12月13日

横浜市長 中田 宏 様

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会
会長 横井 正巳

旧小柴貯油施設の跡地利用について（要望）

はじめに

これまで当協議会では、国が進めている池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設事業に対し、平成18年9月21日、平成19年7月25日と横浜市長あてに要望書を提出したところです。

しかし、平成17年12月14日に返還された旧小柴貯油施設については、国の動きが遅いため、横浜市における跡地利用検討の支障となっており、誠に遺憾に思っています。当協議会としては、具体的な跡地利用を検討する上で最低限配慮していただきたい事項について今回要望し、跡地利用の早期具体化を求めるものです。

今回要望書を提出する主旨

旧小柴貯油施設については、返還されて以来、国が管理していますが、横浜市においては、平成19年3月に出された「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」において都市公園（「開港150周年の森」）として整備を目指すとしています。

我々金沢区民は、昭和56年の貯油タンクの爆発・炎上事故に象徴されるごとく、常に危険と隣り合わせの生活を強いられてきました。その意味で本施設が今後、公園として、早期に安全な形で整備・公開されることを切に望むものです。

計画地は貯油施設として使用されていた経緯から、金沢区民をはじめ多くの市民が将来にわたり安心して利用するためには、旧軍及び米軍が使用していたタンク等の施設の安全な処理及び土壌汚染の問題が懸念されます。しかし、現在のところ国は土壌汚染調査さえ、着手したばかりと聞いております。

旧小柴貯油施設の跡地利用を進めるために、早期に土壌汚染調査を完了させるとともに、汚染物質や油泥が確認された場合においては、迅速かつ適正な処理をしていただくよう、南関東防衛局との調整をお願いいたします。

要望項目

①自然環境・緑の保全について

旧小柴貯油施設は、周囲を住宅地に囲まれた中で、緑が多く残る、都市部にとっては非常に貴重な場所です。数十年の間、人の手が加えられなかったため、公園として公開するためには、一定程度の整備が必要であると考えますが、環境調査等の結果を踏まえ、動植物の保全のほか、旧海岸線など地形的な特徴も生かしながら、現在の自然環境をできる限り残す計画とすることを求めます。

②道路・交通対策について

計画地は、米軍施設として利用していた当時の既存ゲートの多くが周囲の住宅地に近接したものとなっています。また、本施設の近くには国道16号や国道357号などもありますが、これら幹線道路にアクセスするまでには、住宅地内の道路を通過しなければならず、必ずしも道路環境に恵まれている土地とはいえません。

今後、都市公園として整備していく上では、駐車場の設置等はやむを得ない事項であると考えますが、周辺の道路状況に鑑み、利用者の道路・交通対策については周辺地域への影響を最小限にするよう、国道357号へのスムーズなアクセスの確保など、必要な対策を講ずるようお願いいたします。

また、計画地内には管理用の道路が整備されていますが、これらの道路を一般開放（公道化）することは、住宅地への通過交通の増加を助長するため、適切ではないと考えます。

③公園のあり方について

本施設の都市公園化にあたっては、公園利用者や地域住民のための施設等の設置が必要になると考えられます。しかし、計画地は住宅に囲まれており、また、現状においても海の公園、八景島等による周辺道路の混雑が問題となっていることから、集客性が高くなるような施設については不要と考えます。

公園の整備にあたっては、既存タンクの処置が課題になると考えられますが、部分開放するなど、なるべく早期に公園として供用していただくようお願いします。タンクについては、上部を有効活用するために埋めることや、歴史的経緯を示すために存置することなども考えられますが、安全面を第一に考えて検討していただくようお願いします。

また、広大な施設ゆえ、管理面でも特段の配慮が必要と考えます。特に夜間の管理については、十分な配慮をお願いします。

④区民意見を踏まえた計画策定について

地域住民をはじめ金沢区民、横浜市民の皆さんに愛着を持ってもらえるような施設づくりを進めていただくよう、計画策定の段階から、住民の意見を聞きながら作業を進めていただくようお願いします。

また、区域内には私有地も含まれており、それら土地所有者の意向も十分に踏まえた計画とするようお願いいたします。

④「横浜開港 150 周年～市政 120 周年～基本計画」（平成 18 年 6 月 2 日策定）

横浜開港 150 周年～市政 120 周年～基本計画（抜粋）

I 横浜の新たな顔づくり・まちづくり推進プロジェクト

《まちづくり》

○ 市内米軍施設の返還と跡地利用の推進

開港 150 周年を契機に、市内米軍施設の返還が促進されるよう引き続き国に要請します。また、市民の皆様の意見などを踏まえながら、公園・緑地などや、広域防災拠点として跡地利用の具体化を進めます。

II 市民力・地域力発揮プロジェクト

《横浜の自然や環境を次世代に引き継いでいく活動》

○ 「150 周年の森（仮称）」の整備

横浜市では、急速な市街化により緑被率が市域の全面積の約 3 割まで減少しています。米軍施設跡地などを活用した「150 周年の森（仮称）」の整備や市内全域で 150 万本の植樹を行い、次世代に貴重な財産として引き継ぎます。

⑤「横浜開港 150 周年～市政 120 周年～記念事業概要」（平成 19 年 7 月公表）

横浜開港 150 周年～市政 120 周年～記念事業概要（抜粋）

■ 横浜の新たな顔づくり・まちづくり推進プロジェクト

《まちづくり》

○ 市内米軍施設の返還と跡地利用の推進

開港 150 周年を契機に、市内米軍施設の返還が促進されるよう引き続き国に要請をしていきます。また、市民の意見等を踏まえながら、地球温暖化対策のための公園・緑地等の確保や、広域防災拠点の整備など跡地利用の具体化を進めていきます。

■ 市民力・地域力発揮プロジェクト

《横浜の自然や環境を次世代に引き継いでいく活動》

○ 「150 万本植樹行動」の推進と「開港 150 周年の森」の整備

横浜市では、急速な市街化により緑被率が市域面積の全面積の 31%まで減少しています。このため、緑の保全施策を講じる一方で、市内全域で 150 万本の植樹を行う「150 万本植樹行動」や、米軍施設跡地（旧小柴貯油施設）などを活用した「開港 150 周年の森」の整備を行い、次世代に貴重な財産として引き継いでいきます。

⑥「横浜市中期計画」(平成18年12月25日策定)

横浜市中期計画(抜粋)

I 中長期的な都市づくりの方向性 … 水と緑の回廊形成

首都圏に残された貴重な自然資源である米軍施設の返還跡地については、首都圏全体の財産として、緑を軸とした跡地利用の具体化を図っていきます。

○ 豊かな水・緑環境をまもり・ふやす

緑の七大拠点や河川沿いに広がる樹林地や農地、そして市街地の斜面緑地などを保全し、米軍施設の返還跡地を活用した公園や開港150周年の森などの整備等を進めていくことなどにより、郊外部の大規模な緑や市街地に残る貴重な緑をまもり・ふやし、緑の総量を維持・向上させていきます。

II 横浜の未来を創るリーディングプロジェクト … 横浜型環境行動推進プロジェクト

○ 横浜みどりアップ計画

緑の総量を示す指標である緑被率31%を維持しつつ、長期的には向上させていきます。

- 開港150周年の森づくり(米軍施設返還跡地等)

III 重点政策 環境行動都市戦略

基本施策7-1 「緑の総量の維持・向上を図ります」【横浜みどりアップ計画】

取組の方向と目指す姿

横浜の未来を創るリーディングプロジェクトの一つである「横浜型環境行動推進プロジェクト」の実現を図るため、「横浜みどりアップ計画」を新たに策定し、樹林地・農地の保全施策や公園整備を拡充し、米軍施設返還後の跡地活用や150万本植樹行動、緑の保全や創造に向けた土地利用規制と併せた新たな制度の活用や仕組みづくり、財源の検討等を進め、緑の総量維持・向上を目指します。

基本施策7-2 「市民とともに身近な水や緑を保全し創造します」【横浜みどりアップ計画】

重点事業7-2-1

事業名	水・緑環境資源の総合的な保全・活用 (一部新規)	所管局	環境創造局・都市経営局		
		事業費概算見込額(5か年)		88億円	
事業内容	緑の七大拠点や米軍施設の返還跡地、市街地をのぞむ丘など、市内にまとまって残された水・緑環境拠点について、水・緑の施策を総合した保全・活用を展開します。 ①開港150周年記念拠点の整備(ズーラシア未整備地区) ②新治の森づくり事業 ③返還跡地の活用(新規)				
目標(指標)	①拠点の整備 ②新治の森整備 ③返還跡地の活用	現状値 H17年度末	①事業中 ②事業中 ③検討中	現状値 H22年度末	①一部供用 ②事業中 ③活用中

<事業分類> 行政主体協働型

横浜市は、市民等からの協働提案などをふまえながら、保全・活用を展開していきます。

⑦「横浜市水と緑の基本計画」（平成18年12月28日確定、平成19年1月31日公表）

横浜市水と緑の基本計画（抜粋）

第4章 水・緑環境の保全と創造の推進計画

2 拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる

(1) 緑の七大拠点の緑をまもります

川井・矢指・上瀬谷地区

保全・活用方針

・返還後の上瀬谷通信施設跡地は、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点と位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ、農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間を目指します。

小柴・富岡地区

保全・活用方針

・返還された旧小柴貯油施設跡地は、身近に自然が体験できる豊かな緑の空間、広域の住民が交流する空間の形成を目指します。

(2) 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点をまもります

下和泉・東俣野・深谷周辺地区

保全・活用方針

・返還後の深谷通信所は、施設の円形形状や全域国有地という条件を活かし、米軍施設返還の象徴的施設として、また、首都圏の環境再生の拠点として、特色あるデザインや、自然・スポーツ・文化など広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指します。

第5章 推進施策

2 推進施策

(3) 公園の整備・管理運営・経営

キ 返還施設跡地の公園化検討

★ 市域内のまとまったオープンスペースである返還施設跡地を良好な緑地として活用する方策を検討します。

3 横浜みどりアップ計画

【緑をつくります】

事業名	内容	平成22年度の事業目標
返還跡地の活用検討	米軍施設の返還跡地について、地域の状況に応じて農業振興、公園整備等を行います。	活用中

⑧平成 18 年度国土施策創発調査（平成 19 年 3 月）【実施主体：国土交通省、農林水産省】

国土施策創発調査とは、地域の主体性、地域からの発案、国と地方の連携を重視した国土づくり、地域づくりに関する施策を実施するために必要な調査を多様な関係主体の参加の下に行うことにより、国と地方の連携及びボトムアップ的な手法による国土の利用、開発及び保全に関する政策の推進を目的として実施する調査である。

18 年度、日本の活力の維持、発展に欠くことのできない首都圏郊外部の健全な発展に向け、首都圏南西部に位置する「上瀬谷地区（上瀬谷通信施設）、深谷地区（深谷通信所）、小柴地区（小柴貯油施設）」がモデル地区として取り上げられ、新たな環境空間の創造や整備方策とその管理・マネジメントのあり方等に関する調査が実施された。

平成 18 年度国土施策創発調査

首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する検討調査（概要）

1 調査概要

（1）調査目的

経済成長期に急激な人口集中により形成されてきた首都圏郊外は、量的拡大を基調とする開発効率性を重視した構造となっており、地域総体としての自然環境面や居住環境面に課題を抱えている。

郊外が形成された 19 世紀の欧州や戦前の日本では、郊外開発は住宅地の価値を高めるため、良好な居住環境があわせて確保されていた。

現在、人口増加から人口減少の時代に変わる大きな変革期にあり、入居層の高齢化が進む郊外では地域の活力低下が懸念される。また一方郊外には、今後利用転換の可能性がある大規模用地が相当量存在する。

当調査は、これら大規模用地の土地利用転換等に着目し、健全な首都圏郊外の形成に向け、これら用地を核とした豊かな生活空間の創造を図ることの意義およびその実現方策を明らかにすることを目的としている。

（2）モデル地区における調査概要

■ モデル地区の保全・活用の可能性について

横浜市における上瀬谷地区、深谷地区、小柴地区の 3 地区をモデル地区として取り上げ、首都圏郊外の大規模空地に関し、水・緑等環境資源の保全の観点を始めとする利用のあり方について検討。

《モデル地区の保全・活用の可能性》

上瀬谷地区

【環境再生の取り組みフィールド、大規模レクリエーション空間】

多摩丘陵の一角をなす緑のネットワーク構築機能に対応した大規模な公園緑地、レクリエーション空間としての利用。特に戦後長期間にわたって改変がなされなかったことによる、他に代替し得ない大規模空間の維持は重要である。

【大規模空間を活かした防災機能、その平常利用としての物流】

道路ネットワーク、広域交通へのアクセス、救援活動、緊急物資調達、活動空間の面で有利な条件を備えており、また、既存の防災施設との位置関係等から位置的な条件も優位にある。広域レベルの防災拠点として活用した場合、被災地域への後方支援や、神奈川県県央部での防災機能の代替性確保など、広域バックアップ機能を期待できる。平常時には、小売店舗等の集積地に近いため、食料品、日用品を取り扱う物流施設など、大規模空間としての利用との親和性の高い物流施設の立地需要が見込める。

	<p>【都市住民の体験の場としても機能する農業の継続、高度化】 新鮮な農産物の提供のための土地基盤の整備のほか、都市住民の農業体験の場や食育の推進のための市民農園の整備、地域の環境保全のための有機資源循環システムの確立などが必要である。</p>
深谷地区	<p>【広域からの利用に対応する特徴的な緑地空間、水系の保全】 周辺に広がる住宅市街地に対する、環境空間機能、環境調整機能として期待できる。また、住宅市街地の中にあってデザイン性の高い空間として景観面でも貢献できる。 この環境空間は非常時には、地域レベルの避難空間等としても機能する</p>
小柴地区	<p>【崖線緑地の維持・保全】 旧海岸線上の斜面緑地の連続性、多様な植生環境など、既に保有している自然環境の価値の保全の必要性が高い。景観資源等としても貴重であり、地域における緑のネットワークの拠点としての活用が期待できる。 この環境空間は非常時には、地域レベルの避難空間等としても機能する。</p>

■ 大規模空閑地の保全・活用方策について

緑（環境）の発信拠点としての一体的対応、持続的な運営方策、既成市街地との連携等に関する広域的な仕組みを構築することを前提に地区の特性に対応した整備・運営方法を提案。
 《地区特性に対応した整備、運営の方策例》

上瀬谷地区	<p>【事業会社（組合）方式（公的主体支援）】 ・地権者が会社（組合）をつくり、事業から運営まで実施 ・公的主体によるコーディネート等の支援も展望 ・資金は自己調達 ・環境保全等に係る基金創設等も考えられる。</p> <p>【公的主体主導方式】 ・公的主体が、地権者、出資者等として積極的に関与 ・整備から運営まで一貫してマネジメントを実施 ・上記と同様に基金創設等も考えられる。</p>
深谷地区	<p>【従来型（行政による整備）】 ・行政が公園の事業主体となる。</p> <p>【民間活用型（PFI等）】 ・収益事業に着目し、民間活力を導入 ・収入は地区内外に還元 ・収益性向上のため活用の自由度を確保</p> <p>【意義賛同型（民間等から資金調達）】 ・保全・活用の環境面での広域的意義に賛同する自治体、企業、市民から資金を集める ・見返りに施設の優先利用権等を付与 ・基金、ホナ制度等を展望</p>
小柴地区	<p>【従来型（行政による整備）】 ・行政が公園の事業主体となる。 ・整備、管理等の各段階で市民等の協力を期待</p> <p>【緑の活動実験場（市民主導）】 ・事業主体は行政だが、専門家、市民、団体等が関与するための中核的な運営組織を設ける ・組織が中心となって、緑の活動（フィールドワーク、文化、教育活動等）を展開</p>

■ 他地区への展開の考え方

首都圏郊外部における大規模用地の空閑地化に際して留意すべき視点として、空閑地予備軍の把握と定期的な追跡、広域的観点からの保全・活用の検討及び土地のポテンシャル把握の必要性を整理するとともに、発生空閑地の保全・活用の進め方に関する視点や国並びに地方公共団体の役割を提示している。

⑨横浜市返還施設跡地利用プロジェクト設置要綱

横浜市返還施設跡地利用プロジェクト設置要綱（抜粋）

制 定：平成16年10月4日
最終改正：平成20年 5月1日

（目的）

第1条 市内米軍施設の返還後の跡地（以下「返還跡地」という。）は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として、横浜市返還施設跡地利用プロジェクト（以下「プロジェクト」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトは、次に掲げる事項についての検討等を行うものとする。

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること。
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること。
- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること。
- (4) その他必要と認められた事項に関すること。

2 前項各号の事項について、関係局区長は必要な助言をすることができる。

（組織等）

第3条 プロジェクトは、都市経営局基地担当理事及び別表に定めるプロジェクトメンバーをもって組織する。

- 2 プロジェクトに統括を置き、都市経営局基地担当理事をもって充てる。
- 3 統括は、プロジェクトメンバーのうちからプロジェクトリーダー及びプロジェクトサブリーダーを指名する。
- 4 プロジェクトリーダーは、プロジェクトの事務を掌理し、プロジェクトの会議の議長となる。
- 5 統括に事故があるときは、プロジェクトリーダーがその職務を代理する。
- 6 プロジェクトサブリーダーは、プロジェクトリーダーを補佐し、プロジェクトリーダーの事故があるときは、その職務を代理する。

別 表（第3条第1項関係）

都市経営局政策部長	都市経営局基地対策部長
開港150周年・創造都市事業本部	150周年記念事業・創造都市推進部長
行政運営調整局財政部長	行政運営調整局契約財産部長
健康福祉局企画部長	環境創造局安全都市環境担当政策専任部長
環境創造局総合企画部長	環境創造局環境活動推進部農政担当部長
環境創造局環境整備部長	経済観光局副局長
まちづくり調整局土地利用・規制担当	政策専任部長
都市整備局企画部長	都市整備局都市づくり部長
道路局計画調整部長	港湾局港湾整備部長
安全管理局危機管理担当理事	中区副区長
南区副区長	旭区副区長
磯子区副区長	金沢区副区長
泉区副区長	瀬谷区副区長

(5) 主な米軍施設返還後の跡地利用状況 (昭和36年以降)

① 田奈弾薬庫 (青葉区奈良町)

○昭和20年9月接收、36年5月5日返還 (971,754㎡、国有)

旧施設名称は「田奈弾薬倉庫」。

昭和35年8月に厚生省(当時)の中央児童厚生施設建設予定地として決定し、翌年のこどもの日に返還が実現。昭和40年5月5日「こどもの国」として開園。

現在、社会福祉法人こどもの国協会が管理、運営している。

② 中山通信施設 (青葉区荏田北二丁目ほか)

○昭和28年12月提供、36年6月30日返還 (6,774㎡、国有・市有)

昭和45年3月31日運輸省の所管となり、国土交通省航空局施設「荏田NDB」(Non Directional Radio Beacon: 無指向性無線標識)として利用されている。

③ 大船倉庫地区 (栄区小菅ヶ谷一丁目ほか)

○昭和26年10月接收、42年1月20日最終返還 (69,985㎡、国有)

旧施設名称は「大船第一海軍燃料廠地区」。米空軍管理の倉庫として使用された。

返還後、国家公務員住宅、日本住宅公団(現・都市再生機構)住宅、横浜市営住宅の公的な住宅開発が進められた。

また、一部は横浜市戸塚第一下水処理場(現 栄第一水再生センター)として、昭和44年3月に、都市計画決定及び事業認可がなされ、昭和53年度に建設に着手し、昭和59年12月24日に運転を開始した。

④ 横浜兵員クラブ (中区山下町)

○昭和21年3月接收、44年6月30日返還 (4,100㎡、国有・民有)

旧施設名称は「軍属食堂」。米海軍管理による下士官のクラブ施設として使用された。

現在は県民ホール敷地として利用されている。

⑤ 根岸競馬場地区 (中区箕沢ほか)

○昭和20年9月接收、44年11月23日最終返還 (165,425㎡、国有)

接收後、車両置き場や米海軍住宅管理司令部等に使用された。

返還後、全域が森林公園として都市計画決定(昭和48年2月)され、横浜市に無償貸与された14.2haを昭和47年度から5か年計画をもって整備し、昭和52年10月2日開園した。日本中央競馬会へ分与された2.4ha部分には根岸競馬記念公苑が設置された。

⑥ 富岡倉庫地区 (金沢区富岡東二丁目ほか)

○昭和20年9月接收、46年2月17日一部返還 (312,573㎡、国有・民有)

旧施設名称は「第508通信修理隊」。米陸軍管理の倉庫や物揚場として使用された。

昭和47年5月国有財産地方審議会において利用計画が決定された。

大蔵省 (公務員宿舎 3.75 ha)

神奈川県警 (機動隊訓練場 5.65 ha)

横浜市 (公園及び道路 23.03 ha)

昭和48年2月9日富岡総合公園として都市計画決定され、昭和48年度から整備を開始し、昭和55年度完成、野球場などで市民利用されている。

⑦ **山手住宅地区**（中区山手町ほか）

○昭和21年6月接收、47年2月9日最終返還（103,541㎡、国有・県有・市有・民有）
旧施設名称は「ブラッフ住宅地区」。
風致地区。市有地は公園として整備した。

⑧ **横浜ランドリー**（神奈川区山内町ほか）

○昭和21年8月接收、47年1月17日返還（9,738㎡、国有・市有・民有）
旧施設名称は「QM洗濯工場」。米海軍管理による洗濯工場として使用された。
現在は中央卸売市場青果部仲卸売場及び駐車場として利用されている。

⑨ **鶴見野積場**（鶴見区大黒町）

○昭和20年12月接收、47年5月15日最終返還（16,760㎡、市有・民有）
旧施設名称は「ノース・ドック付近地区」。
現在中央卸売市場食肉市場の拡張用地として、また一部は大黒線バイパス用地として利用されている。

⑩ **横浜貯油施設**（鶴見区大黒町）

○昭和20年9月接收、47年10月23日最終返還（47,044㎡、市有・民有）
旧施設名称は「QM貯油所」。米陸軍の貯油倉庫や野積み場として使用された。
現在は鶴見区スポーツ広場運営委員会が運営管理し、サッカー場として利用されている。

⑪ **岸根兵舎地区**（港北区岸根町）

○昭和30年4月提供、47年8月25日返還（133,770㎡、市有）
旧施設名称は「岸根バラックス」。米陸軍兵舎や陸軍総合病院として使用された。
返還後、昭和49年12月10日岸根公園として都市計画決定され、昭和49年度から整備を開始し、平成元年度に完成した。
公園には、自由広場、運動広場、芝生広場、野球場、子供の遊び場、池などがある。

⑫ **横浜ノース・ドック内モータープール**（神奈川区千若町一丁目）

○昭和21年4月接收、49年2月8日一部返還（99,574㎡、国有）
昭和49年2月から神奈川下水処理場（現 神奈川水再生センター）の建設に着手し、昭和53年3月20日に運転を開始した。

⑬ **横浜ベーカリー**（神奈川区金港町ほか）

○昭和22年6月接收、52年9月9日最終返還（6,175㎡、市有・民有）
旧施設名称は「横浜QMベーカリー」。米海軍管理の製パン工場として使用された。
現在は立地条件を活かし、業務系ビル等が集積している。

⑭ **横浜チャペル・センター**（中区横浜公園）

○昭和20年9月接收、53年6月19日最終返還（8,890㎡、国有）
米海軍管理による教会等に使用された。
返還後、大蔵省から国有地の無償貸与を受け、3,512㎡は横浜スタジアム用地の一部に充て、次いで8,890㎡を横浜公園の一部として整備した。

⑮ 横浜海浜住宅地区（中区本牧原ほか）

○昭和21年2月接收、57年3月31日最終返還（707,809㎡、国有・県有・市有・民有）
旧施設名称は「一号住宅地区」、「二号住宅地区」及び「本牧小学校」。

返還後、健康で文化的な都市生活の確保をめざした公共施設の整備と宅地の利用増進を図るため、昭和56年度から63年度まで市長施行による土地区画整理事業が実施された。現在は、民間主体により新しい街「新本牧」に生まれ変わった。丘陵部は本牧山頂公園（第1期区域）として整備された。

⑯ 根岸住宅地区（中区箕沢）

○昭和22年10月接收、57年3月31日部分返還（旧根岸競馬場地区の一部50,342㎡、国有）
返還後、根岸森林公園と一体となった公園施設を中心として利用するため、昭和61年12月23日に都市計画決定され、昭和62年度から根岸森林公園拡張整備事業を開始し、平成8年度に完成した。

⑰ 新山下住宅地区（中区新山下三丁目ほか）

○昭和31年5月29日提供、57年3月31日返還（60,931㎡、国有・民有）

旧施設名称は「ベイサイドコート」。30年代はじめに、関内など中心市街地の接收解除に伴い将校宿舎として代替提供された。

返還後、周辺地域と一体となった良好な住宅地として再開発するため、跡地のうち10,000㎡については、本市が昭和63年3月に住宅地区改良法の事業認可を得、「新山下2丁目住宅地区改良事業」の対象地として、昭和63年度から市営改良住宅の建設・整備に着工し、平成3年度に完成した。また、その他の区域については、住宅・都市整備公団（現・都市再生機構）による整備事業が行われた。

⑱ 横浜冷蔵倉庫（中区新港町）

○昭和20年9月接收、平成6年4月1日最終返還（20,254㎡、国有）

旧施設名称は「第2メイジャーポート」（後に横浜冷蔵倉庫と統合）。

米陸軍管理によるバース、冷凍倉庫として使用された。

みなとみらい21の新港地区内臨港幹線道路整備事業の要の場所に位置し、整備スケジュール上本市としても早期返還が急務とされていた。

返還後、跡地における道路整備事業は、平成6年度に着工し、平成9年度完成。

⑲ 神奈川ミルク・プラント（神奈川区亀住町、東神奈川二丁目）

○昭和21年4月接收、平成12年3月31日返還（10,499㎡、国有・県有・市有・民有）

米陸軍管理の乳製品工場として使用された。

返還後、平成17年4月に保育所が開園。現在、浦島公園拡張整備を進めている。

2 その他の資料

(1)日米安全保障条約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年1月19日ワシントンで署名

昭和35年6月23日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よつて、次のとおり協定する。

第 1 条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第 2 条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第 3 条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第 4 条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第 5 条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第 6 条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、

その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第 7 条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第 8 条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第 9 条

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第 10 条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸	信	介
藤 山	愛 一	郎
石 井	光 次	郎
足 立		正
朝 海	浩 一	郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター
ダグラス・マックアーサー二世
J・グレイアム・パーソンズ

(2)日米地位協定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

昭和35年1月19日ワシントンで署名
昭和35年6月23日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第1条(用語の意義)

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの(通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。)をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び21才未満の子
 - (2) 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第2条(施設・区域の提供等)

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならないが、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第3条(施設・区域に関する措置)

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のための必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
- 2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければ

ならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

- 3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

第 4 条 (施設の返還)

- 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第 5 条 (入港料・着陸料の免除)

- 1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない。その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
- 2 1 に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのもの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのもの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
- 3 1 に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第 6 条 (航空交通管理・通信)

- 1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によつて定める。
- 2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第 7 条 (公共役務の利用)

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第 8 条 (気象業務の提供)

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第 9 条 (合衆国軍隊構成員等の地位)

- 1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
- 2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
- 3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない

ない。

(a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書

(b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請のあるときは日本国の当局に提示しなければならない。

- 4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たつて又は日本国にある間その身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。
- 5 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのような入国の資格を有しなくなつた場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。
- 6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出国を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第10条 (運転免許証)

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第11条 (関税等の取扱)

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書(合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書)を必要とする。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
 - (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回品
 - (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
 - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
- 4 2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。
- 5 税関検査は、次のものの場合には行なわないものとする。
 - (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
 - (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物

- (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物
- 6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。
 - 7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
 - 8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。
 - 9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
 - (b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて又はこれに代わつて行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
 - (c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
 - (d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第12条 (調達)

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき用品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けずに契約することができる。そのような用品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。
- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、用品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。
- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、用品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
 - (a) 物品税
 - (b) 通行税
 - (c) 揮発油税
 - (d) 電気ガス税最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、用品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、用品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。
- 4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第15条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。
- 5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
- 6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第15条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなつた場合には、次の手続が適用される。
 - (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。
 - (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後7日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならない。暫定的にその労働者を就労させないことができる。
 - (c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。
 - (d) (c) の規定に基づく協議の開始の日から30日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該

労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

- 7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。
- 8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。
- 9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第13条 (租税)

- 1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。
- 2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第15条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第14条 (指定合衆国人の法的地位)

- 1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。
- 2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

- (a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わったとき。
 - (b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。
 - (c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なっているとき。
- 3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。
 - (a) 第5条2に定める出入及び移動の権利
 - (b) 第9条の規定による日本国への入国
 - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第11条3に定める関税その他の課徴金の免除
 - (d) 合衆国政府により認められたときは、第15条に定める諸機関の役務を利用する権利
 - (e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第19条2に定めるもの
 - (f) 合衆国政府により認められたときは、第20条に定めるところにより軍票を使用する権利
 - (g) 第21条に定める郵便施設の利用
 - (h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外
 - 4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならない、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。
 - 5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課

を課されない。

- 6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。
- 7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第15条 (諸機関の管理等)

- 1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これら諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。
- (b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。
- 2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1 (b) に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
- 3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第16条 (法令尊重等の義務)

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第17条 (裁判権)

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
 - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によつて罰することができる罪で日本国の法令によつては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することができる罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
 - (i) 当該国に対する反逆
 - (ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (i) もつばら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつばら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
 - (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
 - (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
- (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。
- (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
- 7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
 - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
 - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
 - (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利
 - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
 - (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
 - (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利
- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件

とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

- 11 相互協力及び安全保障条約第5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60日前に予告を与えることによつて、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。
- 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。

第18条 (請求権の放棄)

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
 - (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
 - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであつた場合に限り。
- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従つて選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
 - (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によつて、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
 - (c) 仲裁人が行つた裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
 - (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii)及び (iii)の規定に従つて分担される。
 - (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によつて定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
 - (f) もつとも、各当事国は、いかなる場合においても1、400合衆国ドル又は504、000円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被つた負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従つて処理する。
 - (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
 - (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
 - (c) 前記の支払（合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
 - (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e) (i)及び (ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかつたときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。

- (e) (a) から(d) まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
- (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。
 - (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
 - (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
- (g) この項の規定は、(e) の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運送又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の作為又は不作為が公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。
- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
 - (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
 - (c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。
 - (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従つて処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b) の規定に従つて選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5(f) に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内の日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。
- (c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴つて生じた請求権についてのみ適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定第18条の規定によつて処理する。

第19条（外国為替管理）

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。

- 2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。
- 3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第20条 (軍票)

- 1 (a) ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。
(b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。
- 2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引(第19条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。)を行なうことを許される。

第21条 (郵便)

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第22条 (予備役編入)

合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

第23条 (安全確保の措置等)

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第24条 (経費負担)

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権(飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。)をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第25条 (合同委員会)

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たつて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者1人及び合衆国政府の代表者1人で組織し、各代表者は、1人又は2人

以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。

- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第26条（国内法による承認・効力発生等）

- 1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する公文が交換されるものとする。
- 2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。
- 3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第27条（改正）

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉をするものとする。

第28条（有効期間）

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

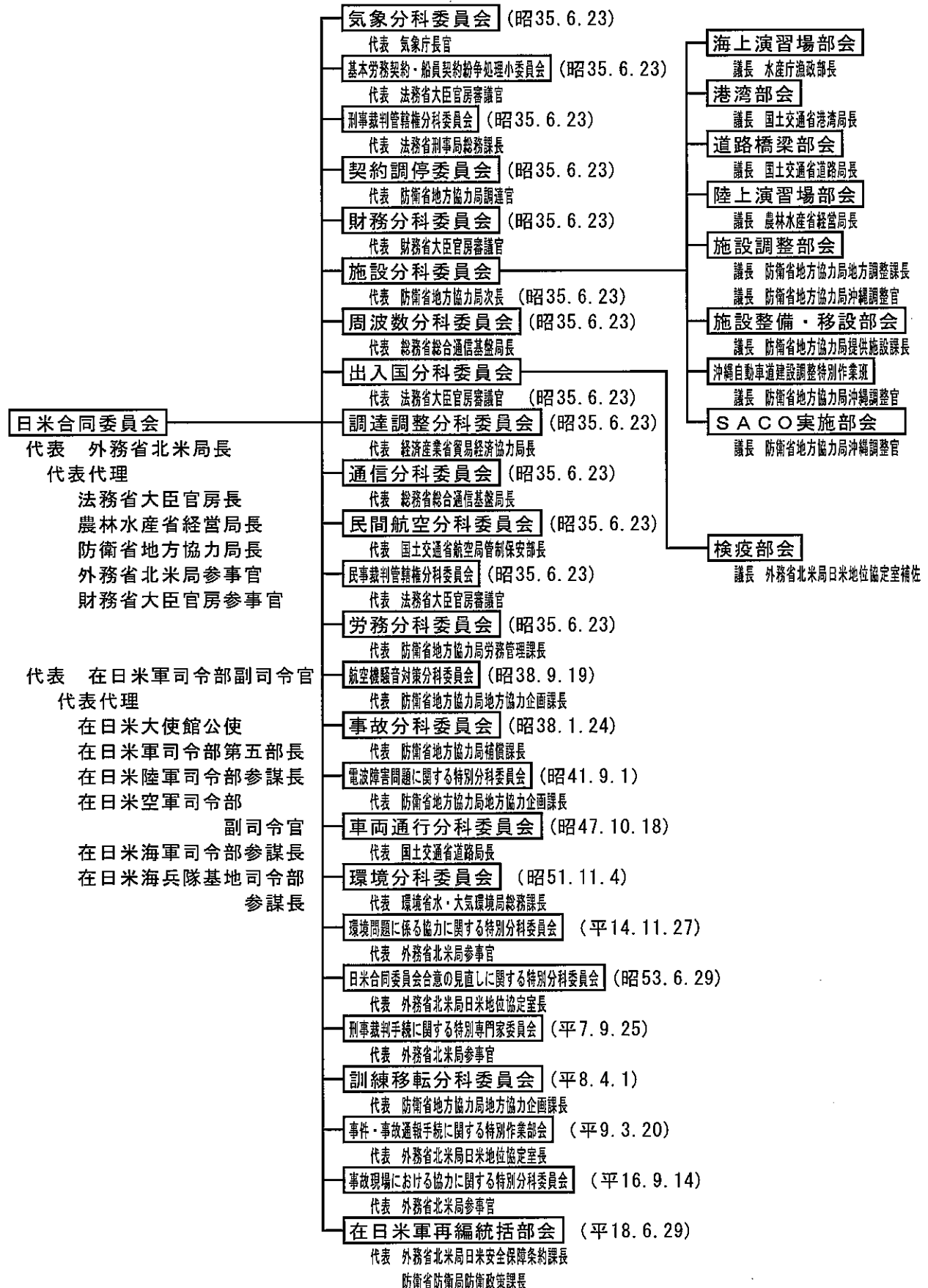
以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。
(両国全権委員氏名省略)

(3)日米合同委員会組織図

(平成19年10月現在)

() 内設置年月日



(4) 主な日米合同委員会合意

①日米地位協定第17条5(c)及び、刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意

日米地位協定第17条5(c)

日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。

刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意(平成7年10月)

- 一 合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。
- 二 日本国は、同国が一にいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。

②在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続(外務省仮訳)

1. 目的

(1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報(以下「事件・事故発生情報」という。)を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。

(2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

(1) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班(AWGON)の付託事項第3項dにおいて示される基準を満たすものでなければならない。

- (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
- (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
- (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
- (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
- (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
- (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
- (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって、日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
- (h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。
- (i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。

(2) 上記2.(1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局(警察、消防、海上保安部等)へ通報する。

3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙1において示されたとおりとする。

4. 事件・事故発生情報の通報様式

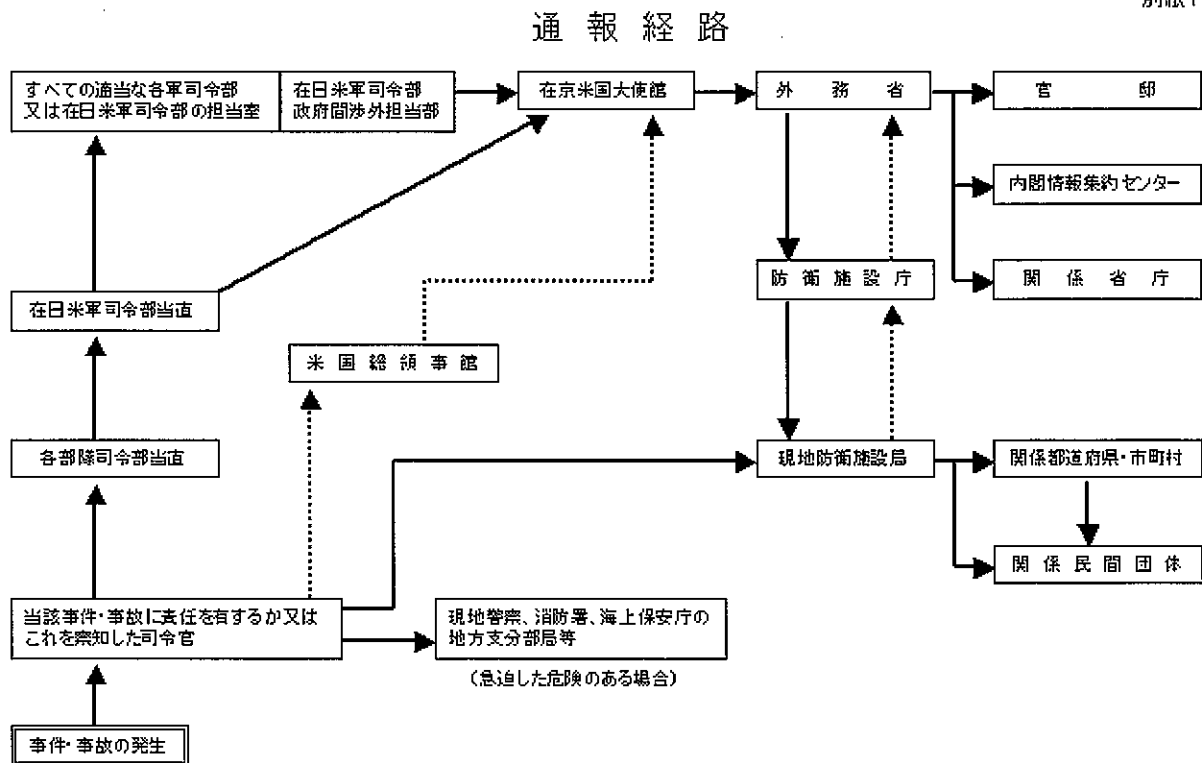
事件・事故の通報様式には、以下の事項が含まれる。

- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要
 - (a) 経緯
 - (b) 被害状況
 - (c) 処理状況
 - (d) 危険性残存の有無
 - (e) 環境破壊の有無
- (4) 日本側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者氏名
- (7) 通報受領者氏名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙1に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通FAX機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- (4) この通報手続は、AWGON付託事項に規定されているとおり、必要に応じAWGONにおいて見直される。

別紙1-1



- ※ 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。
- ※※ 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。
- ※※※ この通報経路図は、日本政府内において外務省以外の機関が必要に応じて官邸に情報を伝達することを妨げるものではない。

(外務省ホームページより)

③都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入り（外務省仮訳）

平成 19 年 4 月 27 日

1. 参照：地位協定

2. この覚書は、災害準備及び災害対応を目的とした都道府県又は他の地方の当局による在日合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）が使用する施設及び区域（以下「在日米軍の施設及び区域」という。）への限定された立入りを許可するための手続を定めるものである。

3. 日本国政府及び合衆国政府は、以下の理解の下、在日米軍が、上記パラグラフ 2. にいう災害準備及び対応のための都道府県又は他の地方の当局の人員及び他の人員による在日米軍の施設及び区域への限定された立入りを許可することができることに合意する。

a. 在日米軍の活動は、すべての在日米軍の施設及び区域において第一に優先される。合衆国政府は、いかなる特定の限定された立入りの申請を許可又は不許可とし、下記サブパラグラフ c. に揚げられたいかなる特定の人員の立入りを許可又は不許可とし、又は、ある特定の立入申請が許可された場合でも、当該立入りをいつでも終了する唯一の裁量権を有する。

b. 災害準備及び災害対応のための限定された立入りは、次のとおり定義される：災害準備のための訓練を行うため、又は、救助、医療サービス、緊急輸送、避難、食料及び水並びに他の生活必需品の確保を含む災害時の活動を行うため、在日米軍の施設及び区域を使用することを必要とする、自然又は人的要因による災害に対応するため又は準備するためにのみ許可される立入り。この人的要因による災害には、日本国又は合衆国軍の施設及び区域に対する攻撃は含まない。

c. 在日米軍の施設及び区域への立入りを許可され得る人員は、次の者を含む：日本国政府の人員、災害準備及び災害対応活動を行う都道府県又は他の地方の当局の人員、並びに災害準備及び災害対応活動によって直接影響を受ける他の特定の人員。

この覚書の下で在日米軍の施設及び区域への災害準備及び災害対応のための立入りを申請する都道府県又は他の地方の当局（以下「申請者」という。）は、立入りを許可されたすべての当該申請者の人員の行為について責任を有する。日本国政府は、立入りを許可されたすべての日本国政府の人員の行為について責任を有する。

d. 日本国政府は、申請者が下記パラグラフ 4. に規定する手続に従って事前に現地実施協定を作成することを確保するため、すべての可能な措置をとる。現地実施協定が作成されなければ、この覚書の下で立入りは許可されない。かかる現地実施協定は、この覚書に準拠する。

e. 申請者は、都道府県又は他の地方の当局による在日米軍の施設及び区域への立入りのための申請者の申請に起因する又は付随するいかなる人身傷害又は財産損害について責任を負う。上記は、地位協定第 18 条の関係規定に影響を及ぼすものでなく、影響を及ぼすものと解されない。

f. 申請者は、必要な災害準備及び災害対応活動を行うために利用可能な代替の区域がない場合、又は、申請者が、在日米軍の施設及び区域を使用することが、在日米軍の施設及び区域外の公共施設を使用することよりも明らかに効果的であることを十分に正当化できる場合にのみ、かかる申請を行う。

g. 災害準備及び災害対応のための限定された立入りは、現地の合衆国政府基地司令官の全般的な監督に服し、また、現地の在日米軍の規則の適用を受ける。

4. 在日米軍は、上記パラグラフ 2. にいう災害準備及び災害対応のための限定された立入りを、以下の手続を用いて許可することができる。

- a. 申請者は、災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りのため、現地の防衛施設局等の日本国政府の代表者に対し現地実施協定を作成するための申請を提出する。沖縄においては、かかる申請は、外務省沖縄事務所又は那覇防衛施設局に提出される。
 - b. 日本国政府は、現地基地司令官又は指定された代表者に申請を提出する前に、当該申請がこの覚書の規定に適合するものであるかを慎重に審査する。
 - c. 申請を受理するに当たって、合衆国指揮官（又は指定された代表者）は、申請された災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入り、施設の任務、保安又は有効性に影響を及ぼすことなく許可できるか判断するため、当該申請を審査する。
 - d. 現地実施協定を作成するための申請が合衆国政府に受け入れられるものである場合、米軍構成部隊指揮官又は現地基地司令官及び申請者は、責任規定、立入条件、立入期間、避難区域案の境界及び個々の特定の立入申請の承認を得るために必要な調整手続を特定する現地実施協定を作成する。
 - e. 申請者は、この覚書に従って作成される現地実施協定に基づき、災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りの申請を行う。
 - f. 申請者（又は日本国政府）が、潜在的な避難区域としての使用に適したものにするために、臨時的な設備を在日米軍の施設及び区域に設置することを望む場合、設置及び除去にかかるすべての費用は申請者（又は日本国政府）が負担する。すべての整備計画案は、当該整備計画案が実施される前に、米軍編成部隊指揮官、現地基地司令官又は指定された代表者に提出され、承認される。
 - g. 申請者が、在日米軍の施設及び区域においてより恒常的な設備を造ること、又は災害準備及び災害対応のための物資を備蓄することを望む場合、地位協定第2条4（a）の下での共同使用の合意の検討が行われる。
5. 在日米軍の施設及び区域を災害時の避難場所として指定する米軍構成部隊指揮官又は現地基地司令官と申請者との間の既存の合意は、この覚書に従って作成される現地実施協定によって代替される。
 6. 日本国政府は、現地実施協定に含まれるすべての特定の立入条件、調整及び承認手続、並びに責任条項の履行を確保するため、すべての可能な措置をとることに同意する。
 7. 日本国政府は、合衆国政府に対し、この手続の適用が日本国の法令に十分に合致するものであることを保証する。
 8. この覚書の実施に関する事項は、必要に応じて日本国政府及び合衆国政府との間で協議される。

添付書類：災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りについての現地実施協定の書式（編集者注：省略）

(5) 返還国有財産の処分条件

①「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」(昭51.6.21 国有財産中央審議会答申)

在日米軍基地は漸次縮小され、特に最近においては、昭和48年1月26日の日米合同委員会で合意をみた「関東平野における合衆国軍施設の整理統合計画」(いわゆる「関東プラン」)等に基づき、多くの大規模な提供財産が逐次返還されてきている。

これらの大規模な返還財産には、首都圏に所在するものが多いが、このような広大な土地は、将来再び得られないと考えられるので、現下の都市問題、土地問題の解決に大きく寄与するよう、その有効な利用が期待される所である。

したがって、その利用に当っては、国家的需要の充足、住民福祉の向上等各般の要請に総合的にこたえつつ、長期的視野に立って最も効率的な利用計画の策定に取り組むべきであり、そのためには、関係者全員の理解と協調が強く求められているといえよう。

国有地の有効利用については、既に昭和47年3月10日当審議会の答申において「公用、公共用の用途に優先的に充てること」を指摘したところであるが、これらの大規模な返還財産の処理に当っては、上記答申の趣旨に沿って対処することが特に重要であると考えられる。

以上のような視点から、米軍提供財産の返還後の利用に関しては、次のような考え方により対処すべきであると考ええる。

1 処理基準の必要性

返還財産については、長年にわたる米軍基地の存在からくる特別な住民感情もあって、その利用計画に対する地元住民の関心は極めて高く、可能な限り多くの面積を地元で利用したいという強い要望がある。

一方、国や政府関係機関等においても、行政需要の増大等に対処するため首都圏での施設の設置を要するものが多く、最近における用地取得難から、返還財産に対する需要は極めて大きい。

同時に、これらの大規模な返還財産は、いわば残された最後の貴重な国有地であるから、現在の需要のみならず、現時点では予測できない将来の需要にも充てることを考慮すべきである。

このような情勢の下において、大規模な提供財産が多数返還されつつあるとき、その個々の財産につき統一的な原則なしに利用計画を策定しようとしても、各方面からの競合する要望の調整は、実際問題として極めて困難であるのみならず、各地元相互間で不公平な結果を招くことになりかねない。

したがって、返還財産の有効利用を早期に実現するためには、この際、その利用区分に関し統一的な処理基準を設け、それに基づき速やかに利用計画を策定することが必要である。

2 処理基準の概要

返還財産の利用区分に関する統一的な処理基準としては、次によることが適当と認められる。

すなわち、大都市及びその周辺に所在する大規模な返還財産(10万平方メートル程度以上の土地)については、特別なものを除き、おおむねその面積を3等分して、それぞれ次のように処理するものとする。

- (1) 地元地方公共団体等が利用する (A地区)。
- (2) 国、政府関係機関等が利用する (B地区)。
- (3) 当分の間処分を留保する (C地区)。

この場合、A地区及びB地区への充ちは、それぞれ緊急性が高く、かつ、早期に実施可能なものから優先的に行うこととし、A地区、B地区それぞれにおいて当面の需要がその面積に満たない場合には、残余の土地はC地区(留保地)に含め留保するものとする。

この処理基準に従って具体的な利用計画を策定するに当たっては、地元地方公共団体を含め関係機関相互間で十分意見の調整を図る外、当該返還財産を含む周辺地域一帯の総合的土地利用計画との整合性についても配慮すべきである。

3 留保地の考え方

この処理基準における留保地は、現時点では予測できない需要に備えるためのものである。特に、最近のように、社会的、経済的変動の激しい時期においては、大規模な返還財産の全域にわたって具体的な利用計画を短期間に決めてしまうことは適当でなく、その一部について利用計画の策定を留保しておくことが、長期的にみて土

地全体としてのより有効な活用に資すると考えられる。

将来、留保地の利用計画を策定するに当たっては、地元地方公共団体を含め関係者間で十分な調整を図るべきであり、また、その利用計画においては、A地区及びB地区の利用状況との調和を保つことはもちろん、当該返還財産を取巻く周辺地域一帯の実情との整合性についても配慮すべきことはいうまでもない。

なお、留保地については、将来の利用計画策定を阻害しない範囲内において、地元住民のための運動広場等として利用できるよう、その一部を地方公共団体等に対し暫定的に開放することも考慮すべきである。

4 返還財産の処分条件

昭和47年3月10日、当審議会は、「庁舎等の移転跡地のように移転経費を要した国有地を運用処分する場合には、その移転経費を考慮し、原則として有償処分によることとする」旨の答申を行ったところである。

返還財産については、その返還に当り相当の移転経費を要しているものが大部分である。また、これらの移転経費は、米軍基地の全体的整理縮小に伴って必要とされるものであるから、返還財産全体に対応させて考えるべきであり、個々の返還財産ごとに直接その返還財産に要した移転経費の額のみに応じて処分条件を定めることは適切とはいえない。

したがって、返還財産の処分に際しては、原則として有償処分とし、法令上優遇措置の認められる用途に充てる場合は、その優遇措置の適用限度について、すべての返還財産を通じ、統一を図ることとすべきである。このことは、返還財産の存在しない他の地方公共団体とのバランス上必要であり、また、返還財産を利用する地方公共団体等相互間の負担の公平のためにも不可欠である。

② 「返還財産の処分条件について」

昭和54年12月24日 蔵理第4824号

各財務局長、沖縄総合事務局長あて大蔵省理財局長通達

在日米軍から返還された財務省所管普通財産（旧軍港市轉換法（昭和25年法律第220号）第4条又は第5条（特別の措置）の規定を適用する場合の当該財産を除く。以下「返還財産」という。）を地方公共団体等に対して処分（貸付けを含む。以下同じ。）をしようとする場合において、当該処分につき優遇措置を定めている法令を適用するときの取扱いを、昭和51年6月21日付国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（以下、「答申」という。）の趣旨に沿って、普通財産の処分条件に係る他の通達の規程にかかわらず、下記のように定め、昭和54年11月1日以後処分する財産について適用することとしたから、了知されたい。

なお、昭和53年5月24日付蔵理第2104号「返還財産の処理について」は、廃止する。

記

1 対象財産

返還財産のうち未利用の土地（使用承認、管理委託等により暫定的に利用されているものを含む。）で、昭和32年1月1日以降に返還されたものに適用する。

2 処分条件

返還財産を、別表第1又は別表第2のA欄に定める施設の用に供しようとする地方公共団体等に処分をしようとする場合におけるこれらの表のB欄に定める法令上の優遇措置の適用については、それぞれ、これらの表のC欄に定めるところによるものとする。

なお、処分相手方が水害予防組合又は土地改良区である場合の取扱いについては、別表第1に定める地方公共団体についての取扱いに準ずるものとする。

更に、別表第1第10項（4割減額売払い）の適用に関しては、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項C欄の規定にかかわらず、時価からその4割5分を減額した対価により売り払うことができるものとする。

- (1) 返還財産を高等学校の用地として売り払う場合において、当該学校の設置場所が、文部科学省において、高等学校の新增設建物整備補助金の交付に当たり、高等学校の生徒が急増している都道府県と認めた区域内にあるとき。

- (2) 返還財産を別表第1第10項A欄の(1)から(3)まで、(7)及び(9)から(12)までに掲げる施設のうち別表第2に掲げるものの用地として売り払う場合において、当該施設の設置場所が首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条に規定する既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にあるとき。

3 優遇措置の適用面積

上記1に定めるところによって、売払いに当たり優遇措置を適用することができる面積は、適正規模（昭和48年12月26日付蔵理第5722号「国有財産特別措置法の規定により普通財産を減額譲渡又は貸付する場合の取扱いについて」記第1の2（1）に定める適正規模をいう。以下同じ。）の範囲内に限るものとし、やむを得ず適正規模を超える面積を売り払う場合には、当該超える面積については、時価によるものとする。

4 特例

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

（別表は次頁に掲載）

別表第1

処分相手方が地方公共団体の場合

欄 項	A (施 設)	B (優遇措置を定める 法令の規定)	C (処分条件)
1	(1) 火葬場 (2) 墓 地 (3) ごみ処理施設 (4) 尿尿処理施設 (5) と畜場	国有財産法第22条第1項第1号及び第28条第4号	譲与又は無償貸付け
2	公共下水道、流域下水道及び都市下水路	下水道法第36条	
3	都道府県道及び市町村道	道路法第90条第2項	
4	(1) ため池 (2) 用排水路 (3) 信号機 (4) 道路標識 (5) 国有財産法施行令第15条（小規模な施設）に規定する施設	国有財産法第22条第1項第1号	無償貸付け
5	(1) 水道施設 (2) 防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設	国有財産特別措置法（以下「措置法」という）第2条第1項	
6	(1) 緑地 (2) 公園	国有財産法第22条第1項第1号	処分する面積の3分の2について無償貸付け、残りの3分の1について時価売払い
7	(1) 国有財産特別措置法施行令（以下「政令」という。）第1条の2第1項に規定する保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設） (2) 政令第1条の2第2項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設） (3) 政令第1条の2第3項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設） (4) 政令第1条の2第4項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設） (5) 政令第1条の2第5項に規定する老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）	措置法第2条第2項第1号から第5号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い
8	更生保護事業法第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第6号	
9	学校教育法第1条に規定する学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。以下、「学校施設」という。）のうち小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、盲学校、聾学校又は養護学校の施設で、政令第1条の2第8項各号に規定する地域（児童生徒急増地域等）にあるもの	措置法第2条第2項第7号	
10	(1) 措置法第3条第1項第1号イに規定する医療施設及び保健所の施設 (2) 同号ロに規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち本表第7項A欄に掲げる施設以外のもの (3) 同号ハに規定する学校施設のうち本表第9項A欄に掲げる施設以外のもの (4) 同号ニに規定する公民館の施設 (5) 同号ホに規定する公立図書館の施設 (6) 同号ヘに規定する公立博物館の施設 (7) 同号トに規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設 (8) 同号チに規定する更生保護事業施設のうち本表第8項A欄に掲げる施設以外のもの (9) 同号リに規定する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設 (10) 同号ヌに規定する住民に賃貸する目的で経営する住宅施設 (11) 同号ルの規定に基づき政令第1条の3第1項に規定する公害の状況をは握し、又は公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視又は測定に関する施設及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く。） (12) 措置法第3条第1項第1号ワの規定に基づき政令第1条の3第2項に規定する体育館、水泳プール及び運動場 (13) 同号ヰの規定に基づき政令第1条の3第3項に規定する排水ポンプ、俵、丸太その他の水防に必要な器具、又は資材を保管するための施設、消防自動車、動力消防ポンプ、その他の消防の用に供する機械器具を保管するための施設、消防の用に供する望楼及び警鐘台その他の防災上必要な監視又は通信に関する施設及び救急自動車を保管するための施設	措置法第3条第1項第1号イからワまで	時価からその4割を減額した対価による売払い

別表第2

処分相手方が地方公共団体以外の場合

欄 項	A (施 設)	B (優遇措置を定める 法令の規定)	C (処分条件)
1	(1) 社会福祉法人が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定に基づき都道府県知事又は市長村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護又は措置等の用に主として供する施設 (2) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第3号ロに規定する身体障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する身体障害者支援の用に主として供する施設 (3) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ロに規定する知的障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援の用に主として供する施設 (4) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第5号ロに規定するづき介護保険法の規定による通所介護又は短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス等の用に主として供する施設 (5) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第5号ハに規定する介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービス等の用に供する施設	措置法第2条第2項第1号から5号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い
2	社会福祉法人が社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（同法第58条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
3	更生保護法人が更生保護事業法第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第6号	時価からその5割を減額した対価による売払い
4	更生保護法人が更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（同法第58条の規定により補助を行うことができる場合に限る）	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
5	学校法人が設置する学校施設のうち小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校及び幼稚園の施設（私立学校法第59条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い
6	学校法人が設置する学校施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（私立学校法第59条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
7	日本赤十字社がその業務のうち社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（日本赤十字社法第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い
8	日本赤十字社がその業務の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（日本赤十字社法第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
9	日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団又は地方道路公社が設置する道路	道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第28条第2項	処分する面積の2分の1について無償貸付け、残りの2分の1について時価売払い

③ 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて

財理第2579号 平成15年7月2日
財務省理財局長から関東財務局長宛

在日米軍から返還された大口返還財産の留保地については、平成15年6月24日の財政制度等審議会答申「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」の趣旨に沿って、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

記

1 基本方針

留保地の今後の取扱いについては、従来の「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方を転換し、原則利用の考え方にに基づきその活用を促進するという新しい基本方針の下で、地域の特性や土地利用計画との調和を図りつつ、都市部に残る大規模な国有地の計画的な有効活用を促進するものとする（この基本方針を「原則利用、計画的有効活用」という。）。

2 留保地の活用に向けた具体策

(1) 利用計画の策定の要請

イ 留保地の規模、立地条件、これまでの経緯等を勘案し、関係地方公共団体に対し、合理的な期間（5年程度）を設定して利用計画の策定を要請するものとする。

（注）「利用計画」とは、道路・上下水道等の都市基盤施設、公園・教育文化施設等の公的施設、住宅施設、業務施設などをどの区画にどのように整備するかを定める基本計画をいう。

ロ 利用計画の策定を円滑に進めるため、関係地方公共団体が関係行政機関の職員、学識経験者、民間有識者等で構成する連絡協議会を設置した場合において、国の参画を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(2) 関係地方公共団体等に対する支援措置

イ 売却条件の緩和

（イ）留保地を売却する場合の売却条件については、昭和54年12月24日付蔵理第4824号「返還財産の処分条件について」通達を適用する。

（ロ）留保地を関係地方公共団体に対して時価で売り払う場合には、土地開発公社等を関係地方公共団体に含めることができる。

（注）この規定は、留保地を公園又は緑地に充てる場合に適用する。

ロ 関係地方公共団体による暫定的利用

関係地方公共団体による暫定的利用については、次のとおり取り扱うものとする。

（イ）関係地方公共団体が利用計画を策定した場合には、昭和48年10月23日付蔵理第4676号「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」通達記の3に定める管理委託の期間にかかわらず、利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において適当と認める期間を定め、管理を委託することができる。

また、関係地方公共団体から利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において、有償貸付けの要望があったときは、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達記の第1節の第1の1の(1)のイ又はロの規定を適用せず、有償貸付けを認めることができる。

（ロ）関係地方公共団体における利用計画が未策定の段階においても、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域を画定した場合には、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域について、利用計画の策定期間内において具体的な利用計画が策定されるまでの間、管理委託を行い、又は有償貸付けを認めても差し支えないものとする。その後利用計画が策定された段階で、暫定的利用と利用計画との整合が図られると認められるときは、管理委託又は有償貸付けを更新することができる。

（注）留保地に係る利用計画の策定と暫定的利用の関係は、別添参考の図解を参照。

ハ 都市基盤整備用地の先行的な処分等

関係地方公共団体が留保地を道路、上下水道等の都市基盤整備用地に充てる場合には、当該関係地方公共団体の利用計画の策定又は都市計画決定等を条件に先行的な処分を行うことができる。

ニ その他の配慮事項

（イ）関係地方公共団体が留保地を取得し、定期借地方式やPFI(Private Finance Initiative)方式等による開発事業手法を活用して公共施設を整備する場合には、昭和41年2月22日付蔵国有第339号「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」通達の別紙の第4の5の規定は適用しない。

（ロ）関係地方公共団体が留保地を取得する場合において、用地取得や施設整備の財源上の問題から一括取得が

困難なときは、延納の特約や分割取得あるいは一部有償貸付けなどを認め、利用計画の具体化を円滑なものとするよう配慮するものとする。

(3) 民間に対する処分等

イ 一般競争入札の取扱い

一般競争入札により留保地を売却する場合には、平成3年9月30日付蔵理第3603号「一般競争入札等の取扱いについて」通達の取扱いによるが、当該留保地の位置環境、立地条件等から、関係地方公共団体のまちづくり構想や土地利用計画に沿った開発が行われることを確保する必要があるときは、当該関係地方公共団体と協議を行い、土地利用条件を設定した入札あるいは提案方式による入札を実施することができる。

ロ 事業用借地権の設定

(イ) 関係地方公共団体が民間事業者の誘致等の利用計画を策定した場合において、当該関係地方公共団体から借地借家法（平成3年法律第90号）第24条に基づく事業用借地権を設定することについて要請があったときは、民間の土地需要等その必要性を総合的に判断して、これを設定することができる。

(ロ) 事業用借地権を設定する場合には、民間事業者の業種、事業計画、土地の利用形態その他の事情を総合勘案して、適切な存続期間を設定するものとする。

なお、事業用借地権を設定する場合の契約の取扱いについては、平成8年6月28日付蔵理第2422号「物納財産等に係る定期借地契約の取扱いについて」通達を準用して処理することができる。

ハ 都市計画等に関する調整

留保地の計画的かつ円滑な有効活用を図るため、関係地方公共団体に対し、必要に応じ市街化調整区域の市街化区域への編入、地区計画等の都市計画決定、あるいは景観まちづくり条例等に基づく重点地区の指定などに機動的に取り組むよう要請するものとする。

(4) 国による暫定的利用の拡大

イ 関係地方公共団体における留保地の利用計画が未策定の場合、あるいはその策定がなされても関係地方公共団体から暫定的利用の要望が出されない場合には、当該留保地の効率的、収益的な管理を図るため、その規模、立地条件あるいは利用計画の策定状況、更にはその利用計画の具体化の時期等を勘案しつつ、地域住民の福祉の向上、利便性の増進等にも配慮し、有償貸付け又は管理委託を活用して、速やかな売却の支障とならない範囲で、暫定的利用に積極的に取り組むものとする。

ロ この暫定的利用に当たっては、広く一般を対象として、効果的な情報提供及び需要の把握に努めるものとする。また、暫定的利用の内容については、臨時的な駐車場や資材置き場等の短期間の有償貸付けに限定せず、住宅展示場などの一時使用目的の借地権の設定など速やかな売却の支障とならない範囲で、利用内容の多様化も検討するものとする。

ハ なお、暫定的利用の需要が競合する場合には、公正性、公平性、経済性等に配慮し、競争原理を働かせながら、契約相手方を決定するものとする。

3. 留保地以外の未処理の土地の取扱い

個別の処理の大綱答申等において地元地方公共団体等利用として区分された土地（昭和51年6月21日国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」の利用区分でいうA地区）で、現在まで未処理となっているものについても、留保地と同様に取り扱うものとする。

4. 特例

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

<参考1> 国有財産法（抜粋）

（昭和23年6月30日法律第73号）

第3章 管理及び処分 第3節 普通財産

（処分等）

第20条 普通財産は、第21条から第31条までの規定によりこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、又は私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定めをした場合に限り、出資の目的とすることができる。

（無償貸付）

第22条 普通財産は、次に掲げる場合においては、これを地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に、無償で貸し付けることができる。

- (1) 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。
 - (2) 公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。
 - (3) 公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。
 - (4) 地方公共団体において、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第14号の地震防災応急対策の実施の用に供するとき。
 - (5) 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第5号の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。
 - (6) 地方公共団体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第3項の国民の保護のための措置又は同法第172条第1項の緊急対処保護措置の実施の用に供するとき。
- 2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、行うことができない。
 - 3 各省各庁の長は、第1項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

（譲与）

第28条 普通財産は、次に掲げる場合においては、譲与することができる。

- (1) 公共団体において維持及び保存の費用を負担した公共用財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。
- (2) 公共団体又は私人において公共用財産の用途に代わるべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。
- (3) 公共用財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。ただし、寄附の際特約をした場合を除くほか、寄附を受けた後20年を経過したものについては、この限りでない。
- (4) 公共団体において火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設又はと畜場として公共の用に供する普通財産を当該公共団体に譲与するとき。ただし、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

＜参考2＞横浜国際港都建設法（抜粋）

（昭和25年10月21日法律第248号）

（目的）

第1条 この法律は、横浜市をその沿革及び立地条件にかんがみて、わが国の代表的な国際港都としての機能を十分に発揮し得るよう建設することによつて、貿易、海運及び外客誘致の一層の振興を期し、もつてわが国の国際文化の向上に資するとともに経済復興に寄与することを目的とする。

（計画及び事業）

第2条 横浜市をわが国の代表的な国際港都として建設するための都市計画（以下「横浜国際港都建設計画」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に定める都市計画の外、国際港都にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 横浜国際港都建設計画は、前条の目的にてらして、特に外国人の日常生活様式及び事業経営方式を考慮に入れた国際的に高度の水準のものでなければならない。

3 横浜市を国際港都として建設する都市計画事業（以下「横浜国際港都建設事業」という。）は、横浜国際港都建設計画を実施するものとする。

（事業の助成）

第5条 国は、横浜国際港都建設事業の用に供するため、必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第28条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(6) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抜粋）

（昭和 49 年 6 月 27 日法律第 101 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 条第 1 項の施設及び区域をいう。

（障害防止工事の助成）

第 3 条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- 二 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所
- 三 前 2 号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（民生安定施設の助成）

第 8 条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（資金の融通等）

第 10 条 国は、第 3 条の工事を行う者又は第 8 条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

（国の普通財産の譲渡等）

第 11 条 国は、第 3 条の工事、第 8 条の措置又は第 9 条第 2 項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

<参 考> 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抜粋）

（昭和 49 年 6 月 27 日政令第 228 号）

（障害の原因となる自衛隊等の行為）

第 1 条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- 二 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- 三 法第 2 条第 2 項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- 四 電波のひん繁な発射

（障害防止工事の補助の割合）

第 2 条 法第 3 条第 1 項の規定による補助の割合は、10 分の 10 とする。ただし、障害の発生が法第 2 条第 1 項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第 3 条第 1 項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事の対象となる施設)

第3条 法第3条第1項第5号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 鉄道
- 二 テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

第4条 法第3条第2項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

(著しい音響の基準)

第5条 法第3条第2項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)

第12条 法第8条の規定による補助に係る施設は、次の表の第2欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第3欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第3欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
1	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の業務を行うための施設	10分の8
2	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	10分の8
3	児童福祉法第41条に規定する児童養護施設	10分の7.5
4	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2号に規定する看護師養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護師養成所	10分の7.5
5	電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10分の7.5
6	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム	10分の7.5
7	消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第3条に規定する消防施設	3分の2
8	公園、緑地その他の公共空地	3分の2
9	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道	10分の6
10	有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務を行うための施設	10分の5.5
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10分の5
12	老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校の施設を除く。）	防衛大臣が定める額
14	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7.5
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3分の2
16	その他防衛大臣が指定する施設	10分の7.5

(7) 消防相互援助協約

①横浜市及び在日米海軍

制定 昭和60年11月25日

この協約は1985年11月25日、横浜市消防局長と米海軍横須賀基地司令官との間で締結した。

根 拠

ここに両者は、その管轄する区域内における火災及びその他の災害（以下「火災等」という。）などの緊急事態を鎮圧するための人員及び装備を維持しているため、その管轄する区域に対し、利用できる消防力の増大をそれぞれに希望し、相互の管轄する区域が隣接しているため、火災等の緊急事態においては、相互に援助することが可能であると認められ、このような協約を締結することは、横浜市消防局並びに米海軍省の方針であり、これらの条件に合致する相互援助を行うこの協約は、効果的で望ましく実施可能、かつ、相互に有益であると認められるので、以下協約する。

- 1 この協約に基づいて提供する援助は、それぞれの消防機関の技術上の長により作成され、承認された細部計画及び運営手続（以下「運営手続細目」という。）に従って達成されるものとする。
- 2 この協約の当事者の一方に属する消防機関の上席指揮者又は現にその火災等現場で活動中の消防機関の上席指揮者は、援助要請を必要と認めた場合、いつでもこの協約に基づき、火災等防御の援助を要請することができるものとする。この場合において、援助の要請を受けた消防機関の上席指揮者は、直ちに次の措置を執るものとする。
 - (1) いかなる人員及び装備を派遣すべきかを直ちに決定する。
 - (2) この協約に基づき要請を受けた上席指揮者は、派遣すべき人員及び装備を判断し、任務を指示したのち出勤させる。
- 3 この協約に基づく援助の供与は、強制されるものではない。ただし、援助の要請を受けた消防機関において、もしも援助することができない事由があるときは、直ちにその旨を要請側に通知するものとする。
- 4 この協約の各当事者は、他方の当事者に対し、この協約の遂行の結果起きるいかなる損失、損害、人身傷害又は死亡に対しての補償についてすべての請求権を放棄するものとする。
- 5 この協約に基づく援助は、この協約の当事者のいずれの側からも無償で提供するものとする。
- 6 援助を要請した消防機関の上席指揮者は、消防活動の全責任を有するものとする。ただし、援助を提供する消防機関の上席指揮者は、それぞれの消防機関の技術上の長により作成され、承認された運営手続細目に従い、消防活動の調整を行うことができるものとする。
- 7 この協約に基づく両当事者の所属消防機関の幹部及び隊員は、互恵の基盤に立つて、各施設の保安上の規制に適合する範囲内で、それぞれの地域に対する精通を目的とした案内付訪問を時宜に応じて行い、可能な限り警防計画策定のための現場検討及び訓練・演習を合同で実施するものとする。
- 8 この協約に関するすべての修正は、文書により行い、協約書に添付するものとする。
- 9 この協約は、本書に記載の日から発効し、相互の同意によるか、又は一方から他方に対し文書による60日前の予告をもって解除するまで、その効力を有するものとする。
- 10 この協約が発効する日をもって、次の消防相互援助協約は、効力を失うものとする。

・ 横浜市消防局長と在日米海軍横須賀基地司令官との「消防相互援助協約」

(1980年5月20日)

以上の証拠として、両当事者は上記記載の年月日に横浜市と米海軍横須賀基地でこの協約に署名した。

ひとしく正文である日本語及び英語で本書を各2通作成した。

横浜市消防局
局長

獨古哲世

米海軍横須賀基地
司令官 海軍大佐

W. T. ズィーヅィック

②横浜市及び在日米陸軍

制定 昭和59年1月17日

横浜市消防局長と在日米陸軍本州駐屯部隊司令官は、火災及びその他の災害から人命と財産を守るため、その予防、警防上の責任を有し、消防活動について相互援助をすることが、有益かつ好都合であると考え、両者は、それぞれの責任地域の消防活動を援助する相互援助協約を締結することを希望する。

ゆえに、この協約は、下記に指名された正当な権限を有する代表者により実施されるものである。

(相互援助)

- 第1条 横浜市消防局長、在日米陸軍本州駐屯部隊司令官又は両者が認定した代理人の援助要請があったときは、要請する機関の消防活動を援助するため、火災防御の人員と装備を相互に派遣するものである。
- 2 横浜市消防局長、在日米陸軍本州駐屯部隊司令官又はその代理人は、消防部隊等の援助派遣が独自の業務に著しい妨げとなると判断した場合は、その派遣を中止する権利を留保するものとする。

(援助区域)

第2条 横浜市消防局長及び在日米陸軍本州駐屯部隊司令官の火災防御の人員及び装備は、下記に挙げる区域について援助するものとする。

- (1) 横浜市消防局長が援助する区域は、横浜市域内の在日米陸軍施設とする。

(2) 在日米陸軍本州駐屯部隊司令官が援助する区域は、横浜市内の在日米陸軍施設付近とする。

(援助の要請)

第3条 援助の要請は、横浜市消防局と在日米陸軍間で設置した専用電話で行うものとする。

(指揮と統制)

第4条 援助消防部隊は、援助要請側の最高指揮者の指揮下に入るものとする。

2 援助要請側の最高指揮者は、火災が鎮圧されるか、又は援助を必要としないと判断したときは援助消防部隊の任務を解除するものとする。

(弁済と補償)

第5条 援助による人員の負傷、死亡及び装備の損害に対する請求権は、相互に放棄するものとする。

2 この協約に基づくすべての援助に要する経費は、相互に負担するものとする。

(効力の発生)

第6条 この協約は、両当事者が署名押印した時点から効力を発する。又、以前に取り交わした横浜市消防局と在日米陸軍との口頭又は書面によるすべての協約は、これを廃止する。

(改正と廃止)

第7条 この協約の内容は、いつでもいずれか一方の当事者の要請により再検討することができ、かつ、相互の当事者の合意により改正できるものとする。

2 この協約は、いずれか一方の当事者の書面による通告によりいつでも討議し、廃止されるものとする。

(協約の保管)

第8条 この協約は、日本語及び英語とも正本とし各1通作成し両当事者が保管するものとする。

正当な権限を有する両当事者が、協約締結の証として、署名する。

昭和59年 1月17日

横浜市消防局

局長

獨古 哲世

ラルフR. スムート

在日米陸軍本州駐屯部隊

司令官 陸軍大佐

(8) 神奈川県基地関係縣市連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、神奈川県基地関係縣市連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(組 織)

第2条 協議会は、神奈川県(以下「県」という。)及び基地に関係ある神奈川県内各市(以下「関係市」という。)をもって組織する。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、神奈川県庁内に置く。

(目 的)

第4条 協議会は、基地問題について県・関係市が密接な連絡を保ち、相互に協力し、その解決をはかることを目的とする。

(事 業)

第5条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 基地の返還及び整理・縮小に関すること。
- (2) 基地跡地の利用に関すること。
- (3) 基地公害の防止及び周辺対策に関すること。
- (4) 基地対策推進のための調査・研究に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

(役職員)

第6条 協議会に次の役職員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 監 事 2名
- (4) 事務局長 1名

(役職員の選任)

第7条 役職員の選任は、次の方法による。

- (1) 会長は県知事とする。
- (2) 副会長は、関係市長の中から定例会において推薦した者を会長が委嘱する。
- (3) 監事は、定例会において互選する。
- (4) 事務局長は、県総務部基地対策課長とする。

(役職員の任期)

第8条 副会長及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 副会長及び監事は、その任期が満了したときにおいても後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、特別会、定例会及び臨時会とする。

- 2 特別会は、県知事及び関係市長による会議として、重要な案件について必要がある場合に開催する。
- 3 定例会は、県及び関係市の基地関係部課長による会議とし、年4回開催する。
- 4 臨時会は、会長が必要と認める場合に定例会の構成員により開催する。

(召 集)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 特別会は会長が議長となり、定例会及び臨時会は、県理事(専ら渉外関係事務を司る次長が置かれているときは、その次長を含む。)が議長となる。

(特別委員会)

第11条 特定の基地問題を協議するため、定例会又は臨時会の決定により特別委員会を 設置することができる。

- 2 特別委員会は、当該基地問題に関係ある県及び市の部課長をもって構成する。
- 3 特別委員会の活動のため必要があると認めるときは、学識経験者等を委嘱し、又はこれに委託して調査、研究することができる。

(会 計)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 協議会の経費は、県及び関係市の負担金をもってあてる。
- 3 前項の負担金の額は、定例会においてこれを定める。
- 4 協議会の予算の決定及び決算の承認は、定例会において行う。

(補 則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、定例会にはかつて会長が定める。

附 則

この規約は、昭和39年5月21日から施行する。(以下略)

(参 考)

協議会の構成自治体(平成20年4月1日現在)

神奈川県 横浜市 横須賀市 藤沢市 逗子市
相模原市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市

(9) 厚木基地騒音対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は、厚木基地騒音対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 厚木基地における夜間連続離着陸訓練等による航空機騒音問題に関し、県内の行政及び議会関係者が相互の連絡、協調を密にして、騒音問題の解消に向けて実効ある運動を進めることを目的とする。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国、国会、米軍等への要請活動
- (2) 騒音問題に関する情報交換
- (3) 代替訓練施設の早期実現等航空機騒音対策の協議
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 この協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 神奈川県知事(以下「知事」という。)、神奈川県議会議長及び神奈川県議会議員(若干名)
- (2) 横浜市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の市長並びに市議会議長(会長)

第5条 協議会に、会長を置き、会長は知事をもって充てる。

- 2 会長は、この協議会の会務を掌理し、この会を代表する。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、神奈川県第12区、第13区、第14区、第15区及び第16区選出の衆議院議員及び神奈川県選出の参議院議員のうちから、会長が委嘱する。

この場合において、委嘱されるべき衆議院議員から当該議員に代えて他の衆議院議員が推薦された場合には、その議員に顧問を委嘱することができる。

- 3 顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、会長が指名するものが議長となる。
- 3 会議は、必要に応じて開催する。

(幹事会)

第8条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、予算・決算等協議会の運営に関する事項を処理する。

3 幹事は、県の理事及び市の部長（渉外関係事務を司る室長が置かれているときは、その室長を含む。以下同じ。）をもって充て、幹事長は県の理事とする。

4 幹事会は、必要に応じて開催する。

（事務局）

第9条 事務局は、神奈川県総務部基地対策課内に置く。

（経費）

第10条 協議会の経費は、県及び関係市の負担金をもって充てる。

（補則）

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和63年8月16日から施行する。（以下略）

(10) 航空事故等連絡協議会規約

（目的）

第1条 本協議会は、神奈川県下における米軍又は自衛隊による航空事故その他不測の事故及び事故に伴う災害（以下「航空事故等」という。）が発生した場合に備え、関係機関相互の迅速な連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

（名称）

第2条 本協議会は、航空事故等連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（構成）

第3条 協議会は、別表の関係機関をもって構成する。（別表省略）

（協議事項）

第4条 協議会は、次の事項について協議する。

(1) 緊急連絡体制の整備

ア 関係各機関における連絡責任者の指定

イ 航空機事故等緊急連絡情報の経路

(2) 応急及び救援活動

ア 負傷者救援

イ 現場対策

ウ 財産被害者救済

エ 便宜供与その他

(3) その他必要な事項

（会議の開催）

第5条 協議会の会議は、原則として年1回開催するものとする。ただし、関係機関から要請のあった場合、又は必要のある場合は、随時開催できる。

2 協議会は、必要に応じ関係機関の一部で構成する部会を設置し、部会を随時開催することができる。

（会議の運営及び決定事項）

第6条 会議の運営は、南関東防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議における決定事項は、会議録をもって確認するものとする。

（会議の庶務）

第7条 協議会の庶務は、南関東防衛局管理部業務課において処理する。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、必要事項は、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、昭和62年1月20日から施行する。

横浜市都市経営局基地対策部

平成20年7月発行

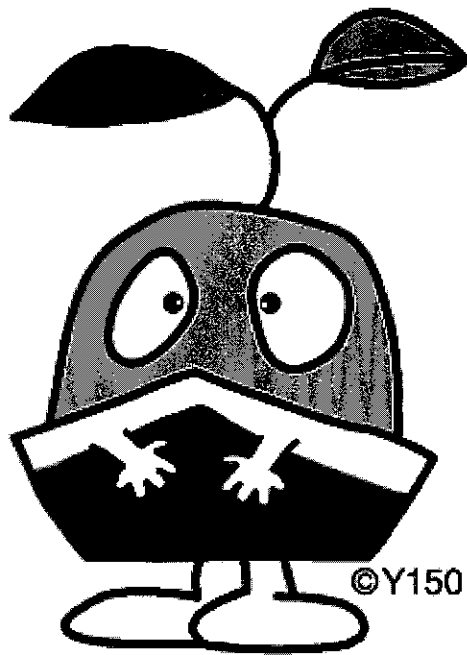
〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045(671)2061 FAX 045(663)2318

<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/kichitaisaku/index.html>

横浜市広報印刷物登録第200093号

類別・分類A-BC130



横浜開港150周年

横浜市 コード
Co-Do 30
2025年までに温室効果ガス排出量を30%削減!



みんなで取り組む
150万本植樹行動
 暮らしに緑を 街に緑を!
 ©City of Yokohama

環境行動都市へ向け ハマッ子が行動します!
ヨコハマはG30
G30 City Goals - CO₂ Emissions - 30% Reduction by 2030

便利な暮らしの情報ガイド
 横浜コールセンター
 045-664-2525



横浜市基本構想 (長期ビジョン)
 ~「私らしさ」を活かせるまち~
<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/selsaku/vision>